

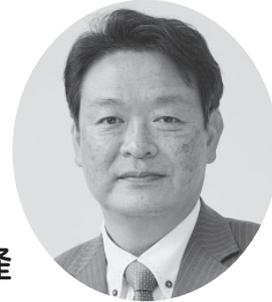
第3次

七尾市地域福祉計画 七尾市地域福祉活動計画



七尾市・七尾市社会福祉協議会

第3次七尾市地域福祉計画の策定にあたり



七尾市長 茶谷 義隆

このたび、令和3年度を初年度とした、これからの10年間の新たな地域福祉の指針となる「第3次七尾市地域福祉計画」を策定しました。

本市では、「第1次七尾市地域福祉計画（平成18年）」、「第2次七尾市地域福祉計画（平成23年）」を策定して以来、地域福祉のネットワークづくりや緊急連絡体制・支援体制の整備、地域における支え合いが充実した暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、地域社会では、少子高齢化や人口減少、空き家の増加が課題となっており、地域住民間では、プライバシーの尊重などによる地域コミュニティの希薄化が大きな課題となっています。

こうした中で、本計画では、「希望と安心に満ちた福祉都市」を目指す将来像として掲げ、地域の皆様が相互に支え合い、助け合える地域社会の構築に向け、行政として取り組むべき施策を記しました。地域の課題や困りごとを地域の皆様としっかり共有し、必要とされる支援を適切に行うことにより、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました七尾市健康福祉審議会及び同審議会地域福祉分科会の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

はじめに



社会福祉法人 七尾市社会福祉協議会 会長 津田 博美

今日の地方都市では、少子高齢化、過疎化、若者の流出など住民自治の根幹を揺るがすような問題を抱えており、七尾市にも同様に人口減少から派生する様々な福祉問題があります。

この、第3次計画は、地域の課題を抽出し、その課題に対する取り組みを提案する「地域住民主体の計画」として策定を進めました。

先述のとおり、現在の七尾市は少子高齢化が進み、市街地と郊外では高齢化率の差があまりない状況です。町会をはじめとする地域の住民組織は、構成員の高齢化や担い手となる世代層の減少などで、活動の維持が喫緊の課題となっています。

住民からの聞き取りやアンケート調査の結果から、免許返納後の移動手段、高齢者の運転、運転しない世代の「移動」に関する課題、それに深く関連する「買い物」の手段、高齢者や障害者、児童への「見守り」、除雪やゴミ出しなどの「生活」の課題が最も多く取り上げられました。

これらの課題は、行政サービスだけではなく、地域の企業や事業所、住民が協働で福祉に参画する「地域共生のまちづくり」の中で解決していくものであると考えます。

よって、本計画は住民主体の計画とし、本会は住民の皆さまの活動を支援していく手引書としてとりまとめました。

今後の10年間、地域の皆さまと共に“希望と安心に満ちた福祉都市”の実現に向け、力をあわせて、誰もが住み慣れた地域社会で安心安全に暮らし続けられる七尾市を目指して取り組んでまいりますので、皆様には地域福祉活動へのご理解とご協力をお願いいたしたく存じます。

終わりに、本計画の策定にあたり、地域課題やそれに対する取り組み案をご検討いただきました地域福祉推進会議及び同作業部会、地域福祉懇談会にご尽力賜りました地区社会福祉協議会及び地域づくり協議会等、ご参加下さった住民の皆さま、アンケート調査においてご協力を賜りました市内中学校の生徒と保護者、そして関係各位の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

目次

七尾市地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の概要	
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 関連計画との関係	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の推進体制	3

第2章 地域福祉の現状と課題

1. 現状	
(1) 統計データ	5
(2) 地域福祉懇談会	8
2. 課題	
(1) 地域を取り巻く課題	10
(2) 高齢者を取り巻く課題	10
(3) 障害者を取り巻く課題	10
(4) 子どもを取り巻く課題	11
(5) 共通する課題	11

第3章 計画の目標

1. 目指す将来像	12
2. 基本理念	12
3. 基本方針	13
4. 地域福祉の施策体系図	14

第4章 施策の推進

1. 支え合いの「しくみ」づくり

- (1) 地域福祉体制の充実 16
- (2) 安心して暮らせるしくみづくり 16
- (3) 安心して生み育てられるしくみづくり 17
- (4) 人にやさしい環境づくり 18
- (5) 適切な福祉サービスの利用促進 18
- (6) 健康づくりの支援 19

2. 支え合いの「こころ」づくり

- (1) 地域福祉を支える人づくり 20
- (2) 支え合う意識づくり 20

3. 支え合いの「活動の場」づくり

- (1) 地域における活動の場づくり 21
- (2) 就労・雇用の促進 21
- (3) 地域交流の促進 21

七尾市地域福祉活動計画

第1章 計画について（計画の概要）

1. 計画策定の目的	23
2. 計画の位置づけ	24
3. 計画の期間	24

第2章 計画策定の背景

1. 七尾市の状況	27
2. 調査から見える七尾市の課題	
(1) 地域福祉懇談会での聞き取り結果	29
(2) 中学校2年生の生徒・保護者に対するアンケート集計結果	30
(3) まとめ	37

第3章 第2次地域福祉活動計画の取り組みと評価

1. 評価方法について	39
2. 第2次地域福祉活動計画評価	40

第4章 計画の基本理念と基本方針

1. 目指す将来像	51
2. 基本理念	51
3. 基本方針	52

第5章 地域課題解決のための取り組み（重点項目）

第6章 七尾市社会福祉協議会が強化する取り組みについて

1. 住民課題に対する取り組み	69
2. 第2次地域福祉活動計画から引き継ぐ取り組み	
(1) 七尾市社会福祉協議会が主体的に取り組む活動	70
(2) 具体的な取り組みの例	72

第7章 計画の進行管理について

(1) 地域福祉推進会議の開催	73
(2) 計画の進行管理の時期と評価の方法	73

資料編

1. 地域福祉懇談会実績	75
2. 七尾市健康福祉審議会規則	76
七尾市健康福祉審議会委員名簿（令和2年度）	78
3. 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会要綱	79
七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会委員名簿（令和2年度）	80
4. 七尾市健康福祉審議会・同地域福祉分科会開催実績（令和2年度）	81
5. 関係法令	82
6. 地区別地域福祉懇談会意見集約	90
7. 未来の七尾市に向けたアンケート（中学生編）	112
8. 未来の七尾市に向けたアンケート（保護者編）	119
9. 成年後見アンケート	127
10. 地域福祉推進会議設置要綱・委員名簿	129
11. 地域福祉推進会議作業部会設置要綱・部会員名簿	132
12. 地域福祉推進会議作業部会開催実績（令和2年度）	134

七尾市地域福祉計画

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市では、平成16年10月に七尾市民ふれあい福祉条例を策定して以降、希望と安心に満ちた福祉社会を目指すため、市、市民及び事業者が一体となって、地域福祉の実現と福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

地域の現状は、少子高齢化が進む中、核家族化や一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加が進んでいます。さらに、地域コミュニティの希薄化や空き家の増加など生活に直結する危機にも直面しており、地域におけるニーズは日々変化しています。

第1次、第2次地域福祉計画では、地域福祉のネットワークづくりや緊急連絡体制・支援体制の整備、活動の中心となる人材の育成、地域活動の場づくりなど地域における支え合いが充実した暮らしやすいまちづくりを進めてきました。

地域福祉には、地域の高齢者、障害者、生活困窮者、子育て家庭など、支援を必要としている人を地域全体で支え、地域住民がお互いに支え合い、助け合う意識が重要です。

そのうえで、住民一人ひとりが住み慣れた地域において安全、安心、快適に生活していけるよう、さまざまな課題に対し、取り組むべき施策についての基本方針を示すものとして「第3次七尾市地域福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、七尾市民ふれあい福祉条例第8条に基づき、社会福祉事業の健全な発達を支援し、提供するサービスの適切な利用を推進することを目的に、社会福祉法第107条に規定されている事項を定めています。

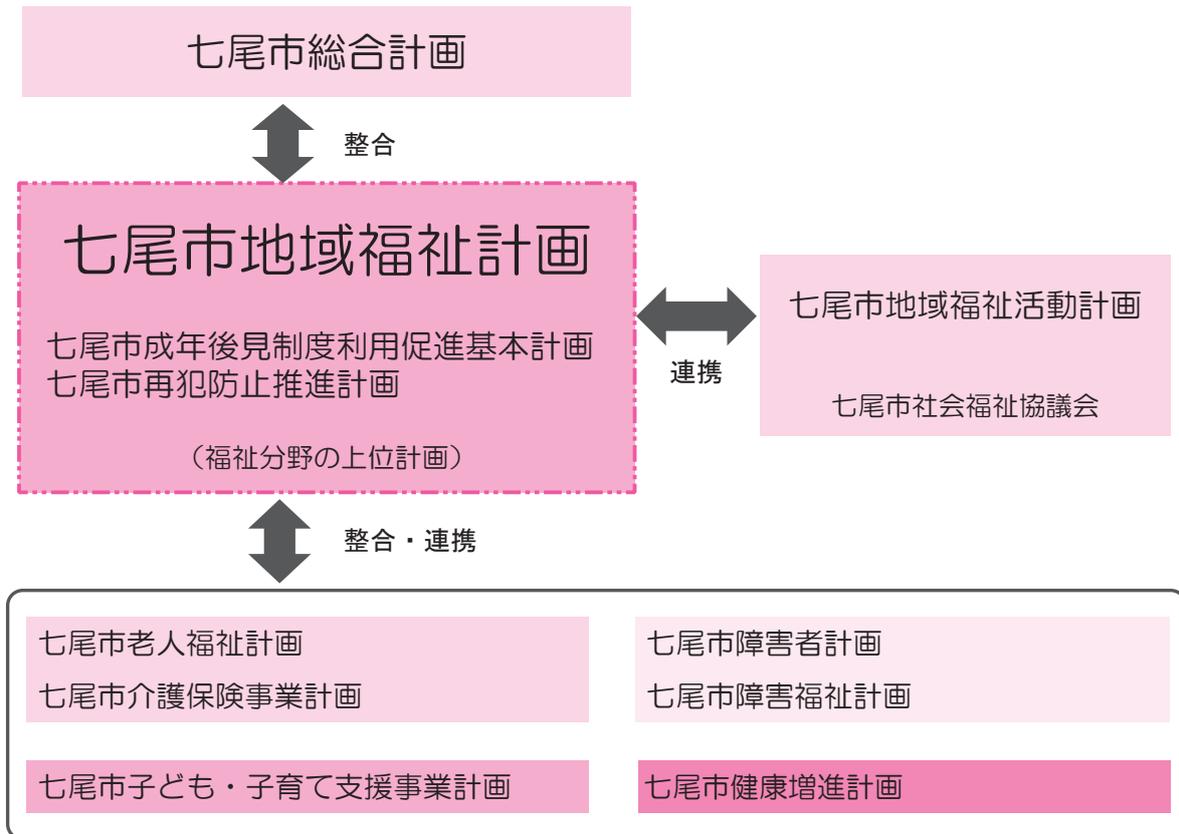
また、「第2次七尾市総合計画」を最上位計画とし、目指す将来像である「能登の未来を牽引し七色に輝く 市民活躍都市 ななお」の実現に向け、まちづくりの基本方針との整合を取りながら策定しています。加えて、高齢者・障害者・子ども・その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることで福祉分野の「上位計画」と位置付けています。

なお、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は本計画に含まれています。

(2) 関連計画との関係

本計画を福祉分野の上位計画と位置付けていることから「七尾市老人福祉計画」、「七尾市介護保険事業計画」、「七尾市障害者計画」、「七尾市障害福祉計画」、「七尾市子ども・子育て支援事業計画」、「七尾市健康増進計画」などの個別計画においても、本計画との整合・連携が図られています。また、七尾市社会福祉協議会が策定する「七尾市地域福祉活動計画」とも連携を図っています。

(図) 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

ただし、前期5年間、後期5年間とし時間経過による見直しを実施します。

(図) 計画の期間

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第2次七尾市総合計画 (令和元年度～令和10年度)									
【本計画】第3次七尾市地域福祉計画 (令和3年度～令和12年度)					見直し→				
七尾市老人福祉計画 第8期七尾市介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)			七尾市老人福祉計画 第9期七尾市介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)			七尾市老人福祉計画 第10期七尾市介護保険事業計画 (令和9年度～令和11年度)			
第5次七尾市障害者計画 第6期七尾市障害者計画 (令和3年度～令和5年度)			第6次七尾市障害者計画 第7期七尾市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第7次七尾市障害者計画 第8期七尾市障害福祉計画 (令和9年度～令和11年)			
第2期七尾市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)				第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)					
七尾市健康増進計画(第2次)改定版 (令和3年度～令和7年度)					七尾市健康増進計画(第3次) (令和8年度～令和12年度)				
第3次七尾市地域福祉活動計画(七尾市社会福祉協議会)									

4. 計画の推進体制

地域福祉計画に基づき施策を推進するためには、進捗管理が不可欠です。七尾市健康福祉審議会において、施策の実施状況等の検証・評価を行い、本計画を推進します。

また、地域福祉を推進する中核的な機関として位置づけられ、地域における総合的なコーディネーターとして重要な役割を果たしている七尾市社会福祉協議会と密接に連携し、本計画と「七尾市地域福祉活動計画」を一体的に推進します。

第2章

地域福祉の現状と課題

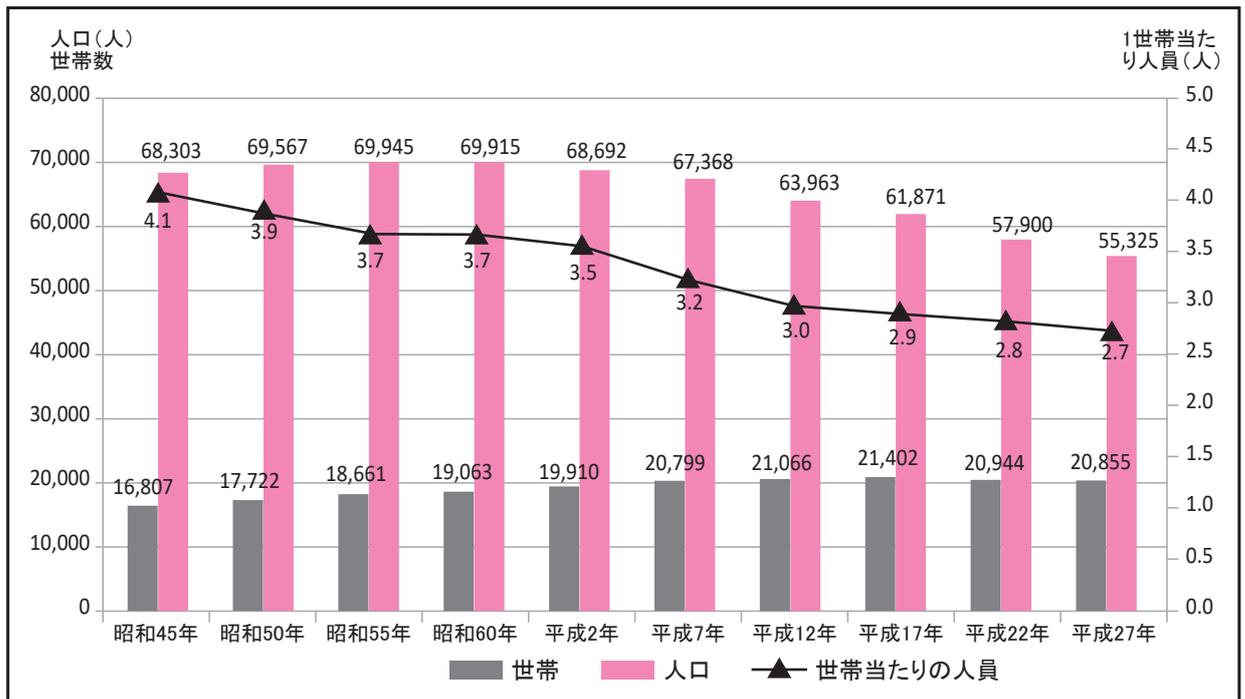
1. 現状

(1) 統計データ

国勢調査の結果を見ると、総人口は、昭和55年の69,945人をピークに減少し、平成27年には55,325人となり、35年間で14,620人減少しています。

世帯数は、平成17年まで緩やかに増加していましたが、それ以降は減少傾向となっています。総人口が減少する中で、世帯数が増加していること、1世帯当たりの人員が減少していることから、核家族化が進んでいることが見て取れます。

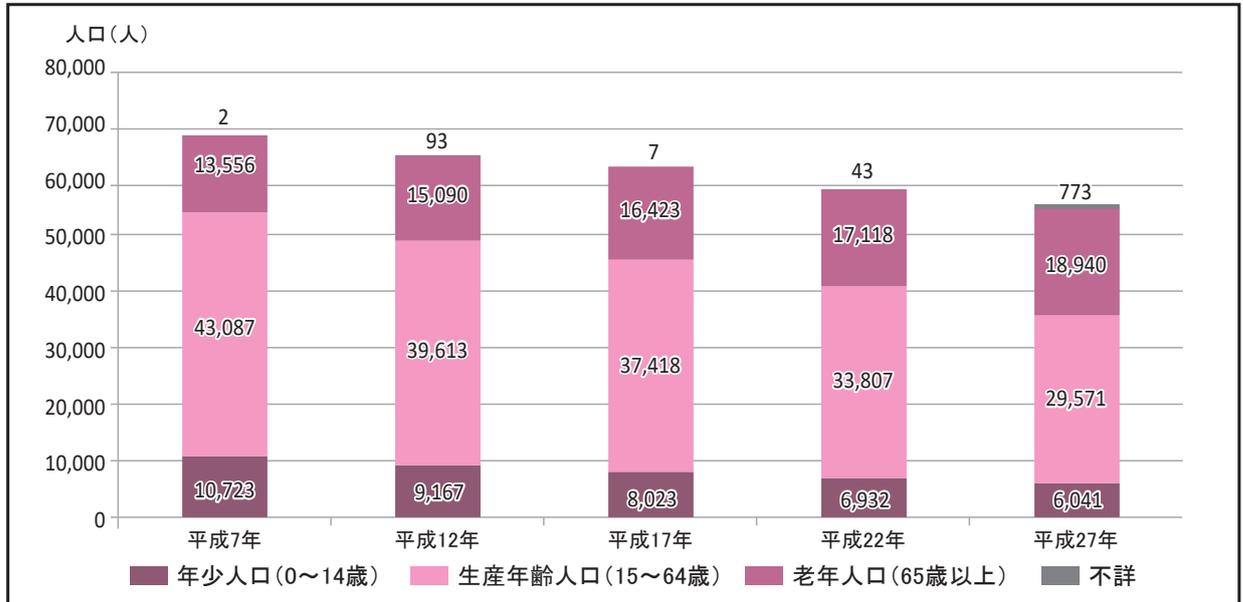
■七尾市の人口、世帯数及び世帯当たり人員数の推移



資料：国勢調査(昭和45年～平成27年)

年齢区分別では、年少人口（0～14歳）の比率と生産年齢人口（15～64歳）の比率が減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加していることから少子高齢化が進行していることが見て取れます。また、平成7年は、高齢者1人を生産年齢約3.1人で支えていましたが、平成27年は、高齢者1人を生産年齢約1.5人で支えていることが分かります。

■七尾市の年齢3区分別人口の推移

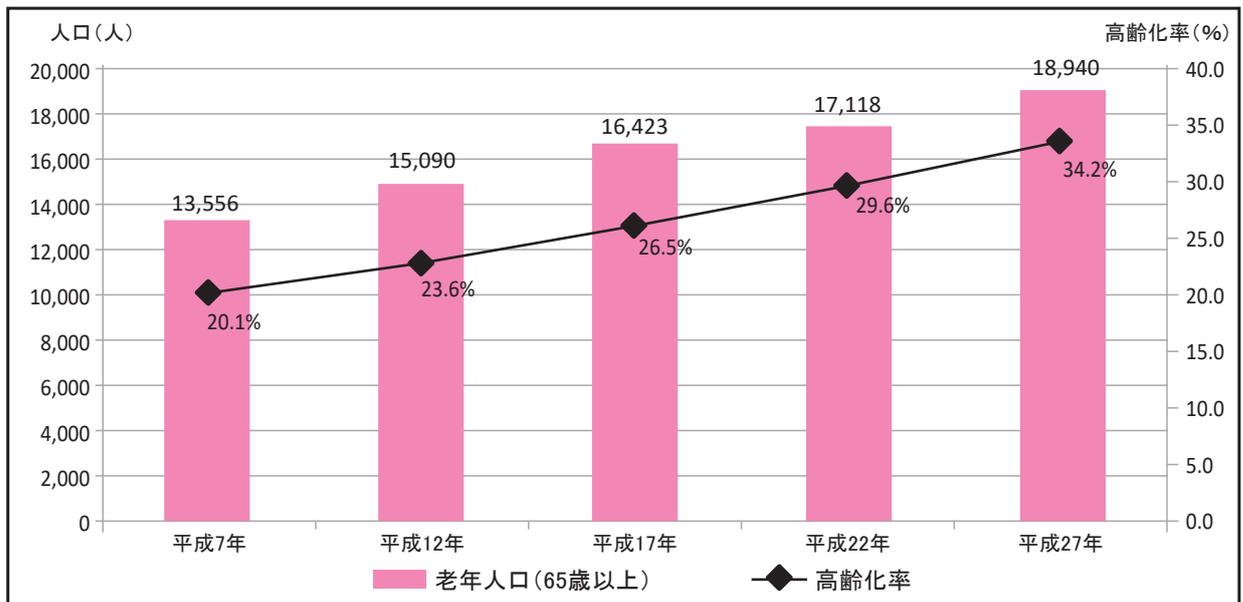


資料：国勢調査（平成7年～平成27年）

高齢化率は、年々上昇し、平成27年には34.2%となっており、全国平均（26.7%）と比べてもかなり高い傾向です。約3人に1人が高齢者となっており、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加しています。

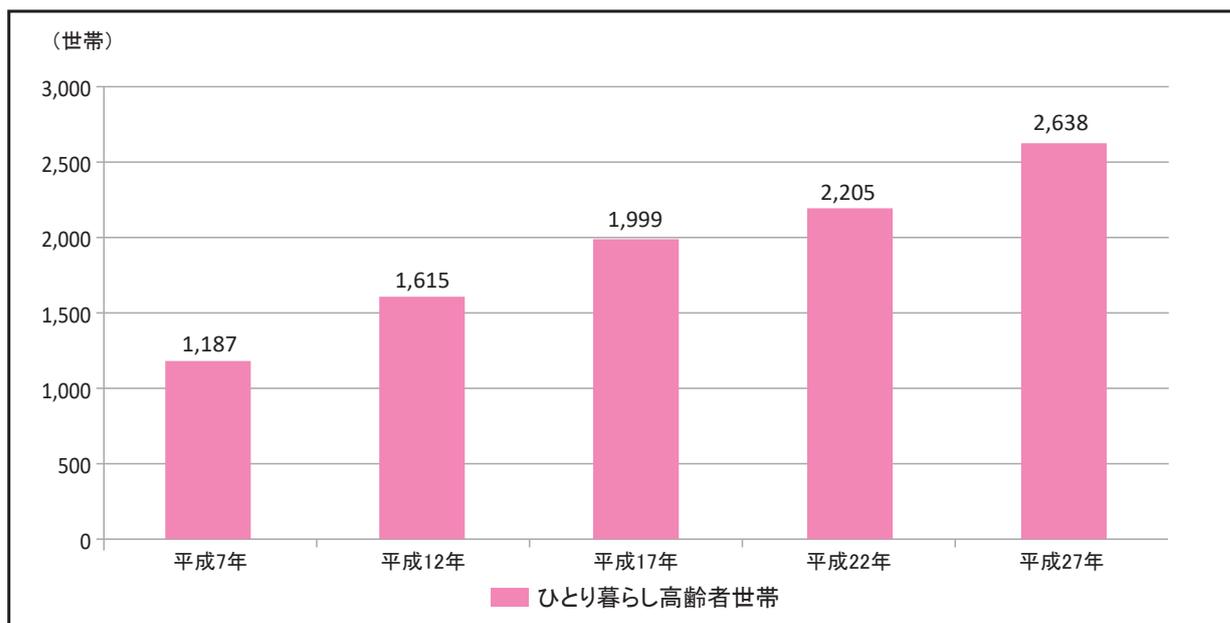
また、要支援・要介護者認定者数は、平成27年からほぼ横ばいで推移しています。

■高齢化率の推移



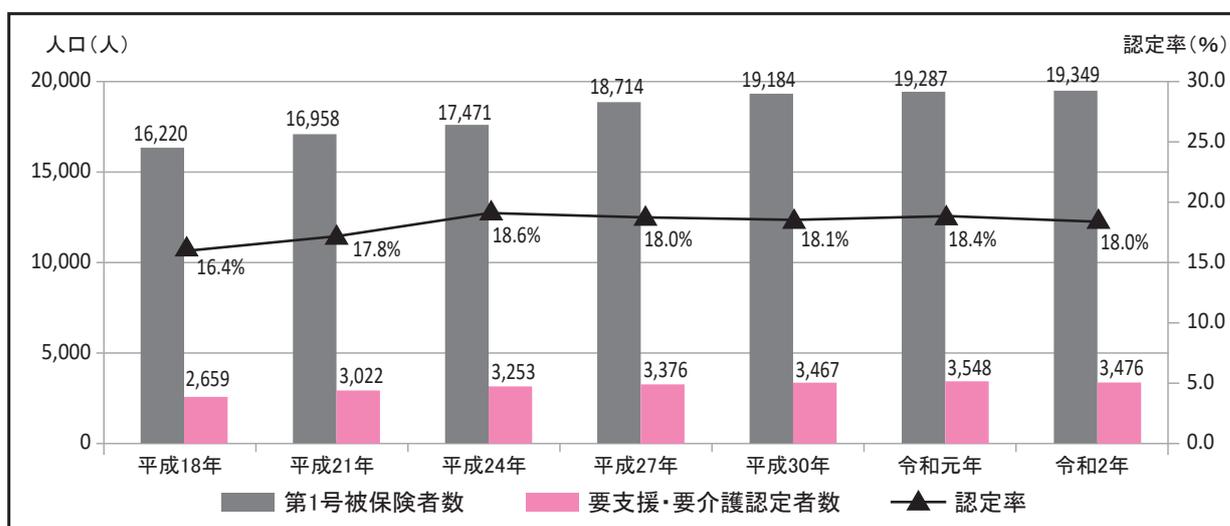
資料：国勢調査（平成7年～平成27年）

■ひとり暮らし高齢者世帯の推移



資料: 国勢調査(平成7年～平成27年)

■要支援・要介護認定者数の推移



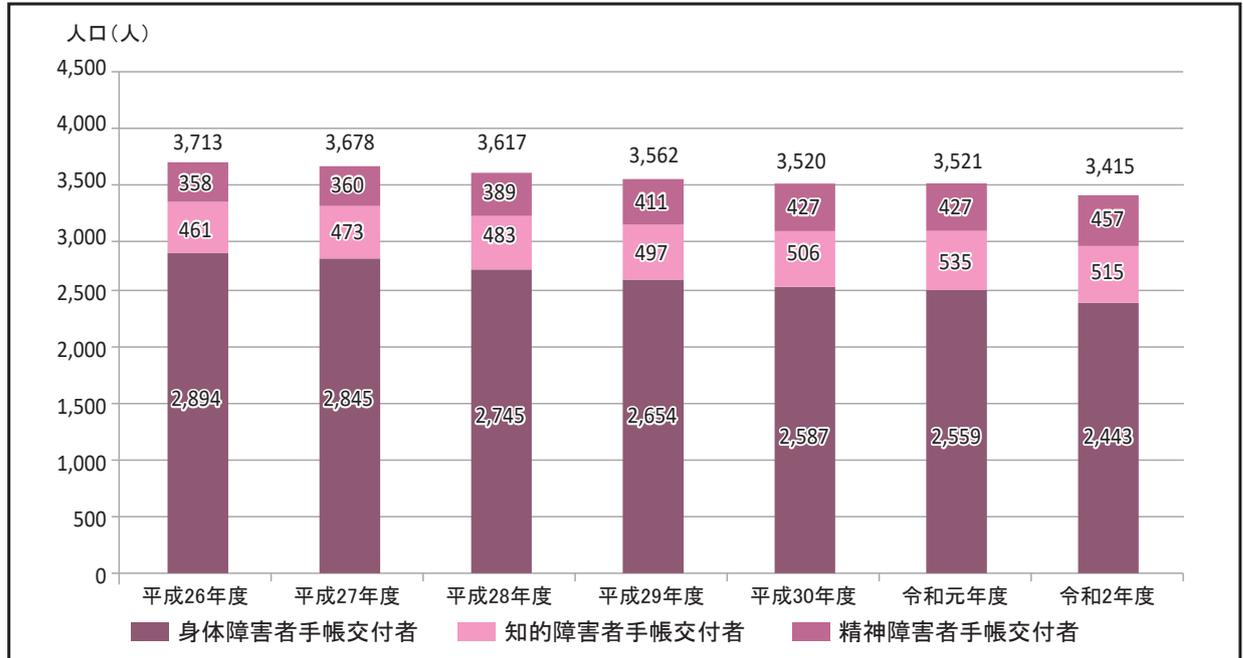
資料: 介護保険事業状況報告(平成18年～令和2年)

※要支援・要介護認定者数には第2号被保険者は含まない。

障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、その中でも身体障害者手帳所持者数が年々減少しています。

■障害者数の推移

【各年度4月1日現在】



資料：福祉課調（平成26年～令和2年）

(2) 地域福祉懇談会

① 実施概要

本計画の策定にあたり、地域の現状と課題を把握し、より多くの住民の視点を取り入れるために、全15地区で地域福祉懇談会を開催しました。

② 実施方法

班分けを行い、身近な困りごとの洗い出し、解決に向けた取り組みなどを話し合いました。

③ 地域の身近な困りごと

身近な困りごとのうち、地域として優先的に解決した方がいいと思うことを自分たちで順位付けしました。その結果の取りまとめが以下の順位です。

地域の身近な困りごと（全地域のまとめ）

順位	分類	身近な困りごと
1位	「移動」	<ul style="list-style-type: none"> ・免許返納後の移動 ・公共交通がない、不便 ・障害者、高齢者の移動
2位	「生活」	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者の生活問題 ・草むしり、ゴミ出し、除雪 ・ゴミ当番、集積所が遠い
3位	「見守り」	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の構築が難しい ・障害者、高齢者の見守り ・通学路の見守り ・引きこもり高齢者の見守り ・高齢者の安否確認
4位	「買い物」	<ul style="list-style-type: none"> ・店が少ない ・自動車がない ・買い物に行けない ・移動手段がない ・交通の便が悪い
5位	「つながり」	<ul style="list-style-type: none"> ・世代交代ができない ・近所付き合いの希薄化 ・若い人の地域離れ ・地域行事への参加が少ない ・居場所がない ・集まる場所がない
6位	「担い手」	<ul style="list-style-type: none"> ・世代交代ができない ・地域活動の存続ができない ・地域活動者の人材不足 ・町会役員の担い手がいない ・集落の維持が困難
7位	「介護」	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅介護が可能か不安 ・施設入所（利用）ができるのか不安 ・仕事と介護の両立ができるのか ・独居、高齢者のみ世帯の介護について ・制度が良くわからず不安
8位	「空き家」	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の管理 ・倒壊、防犯、防災上の問題 ・持ち主と連絡が取れない ・空き家の増加
9位	「獣害」	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシによる被害 ・ごみのポイ捨てによる猫・カラスの問題
10位	「防災・災害対策」	<ul style="list-style-type: none"> ・水害対策 ・風水害への対策 ・地域の防災 ・高齢者の避難体制の検討 ・避難所の周知 ・要援護者の避難 ・災害時の地域の対応

2. 課題

(1) 地域を取り巻く課題

人口減少や少子高齢化の進行から、地域活動が低下する傾向にあり、つながりが弱くなっている状況です。地域福祉を進めるには、一人ひとりのつながりを強め、信頼関係を築くことで、お互いが支え合えるネットワークづくりが重要です。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、ネットワークから外れた人や、支援を求める声を出せない人を早期に発見し、支援につなげる体制づくりが必要です。支援が必要な人を特別視するのではなく、社会の一員として地域社会への積極的な参加を促すことが重要です。

地域活動を進めるためには、活動の中心となるリーダーや、活動を担う人材の育成と地域住民が活動について知り、体験する機会が必要であり、幅広い住民の参画を得て、地域福祉を推進していく必要があります。

(2) 高齢者を取り巻く課題

高齢になるにつれ、避けようのない体力の衰えや認知機能の低下などにより、これまで自身でできていた買い物や移動、自宅の草むしり・ごみ出し・除雪などの日常生活が思うようにできなくなり、支援を求める人が増えています。今後も高齢化と高齢者世帯の増加が進行していく中で、このような支援を必要とする人が増えていくことが予想されます。その一方で、支援する側になれる元気な高齢者が増えることも予想されます。地域では、元気な高齢者をはじめ地域の貴重な財産と支援を求める高齢者をどのように結びつけ、取り組むかが課題となっています。

また、高齢者がいつまでも元気で暮らすためには、自身の健康を保つことや生きがいを感じることも重要です。社会参加や介護予防という観点からも、高齢者が集い交流できる場や、勤労意欲のある高齢者が働ける場を設けることも課題となっています。

(3) 障害者を取り巻く課題

今もなお、障害者に対する差別や偏見は根強く残っています。そのことが原因で障害者自身が、閉じこもりがちな傾向にあり、ふれあいの機会が少なくなっています。障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心した生活を送ることは全ての人の願いです。住民一人ひとりが障害や障害のある人への理解を深めることが重要です。

また、障害者が地域社会で自立して暮らしていくためには、生活していただくだけの収入が必要です。障害者の雇用機会の確保も求められており、情報提供も含めたしくみづくりが課題となっています。

(4) 子どもを取り巻く課題

子どもを取り巻く環境は、少子化・核家族化・ひとり親家庭の増加などにより大きく変化し、子育てに関する相談窓口の充実や子どもの居場所づくりの支援などが求められています。しかしながら、時代の変化に伴い、子育て家庭では、プライバシーの考え方や地域との関り方など生活に対する意識が変化し、地域全体で子どもを育てていくという意識はかなり薄くなっています。

子どもを生き育てる基本的な責任は、その家族にあるとの認識のもと、次の時代を担う子どもが、安全安心な環境で健やかに生まれ育てられるよう、子どもと家庭を地域全体で応援していく取り組みが必要です。

(5) 共通する課題

福祉サービスについては、さまざまなものが提供されていますが、サービスの種類や利用方法などの情報が必要な人になかなか伝わっていない状況です。情報提供のあり方も含めて、より利用しやすいしくみを引き続き整えていく必要があります。

健康については、子どもから高齢者までが生涯にわたって健やかな人生を送るため一人ひとりが生活習慣への関心を深め、自分の健康状態を知り、健康づくりに取り組むことが重要です。日々の暮らしの中で、健康づくりを実践しやすくするため、自主的な健康づくりグループへの支援や、地域ぐるみで健康づくりを行えるような支援体制の整備が必要です。

生活困窮者については、早期に把握し、地域全体として見守る必要があるため、ネットワークを強化し、働く場や交流できる場を広げていくことが必要です。

さまざまな精神上的の障害が理由で判断能力が不十分な人については、地域で自立して暮らし続けるために、権利や利益を守ることが必要です。

第3章

計画の目標

1. 目指す将来像

誰もが住み慣れた地域社会の中で快適に暮らしていくために、すべての人たちが希望と安心に満ち、幸せを実感できる福祉社会の実現を目指します。

《目指す将来像》

「希望と安心に満ちた福祉都市」

2. 基本理念

目指す将来像を実現するためには、人としての尊厳と自由が守られ、生きがいをもって社会活動に参加できるよう、さまざまな障壁を取り除くことが大切です。また、お互いの理解を深め、共に助け合い、共に生きるという考えに立ち、全ての市民との協働により「地域共生社会」を実現していかなければなりません。

本計画では、七尾市民ふれあい福祉条例に基づき「希望と安心に満ちた福祉都市」の実現のため、以下の3項目を基本理念とします。

1. すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり
2. 偏見や障壁がなく、自由に社会参加できるまちづくり
3. 心豊かで、生き生きと暮らせるまちづくり

3. 基本方針

地域福祉の将来像である「希望と安心に満ちた福祉都市」を実現するため、本計画の基本方針を次のように定めます。

基本方針 1 支え合いの「しくみ」づくり

人口減少や少子高齢化の進行から、地域のつながりが弱くなっている状況の中、住民一人ひとりのつながりを強化し、地域コミュニティの活性化を図りながら支え合える「しくみ」を強化する地域福祉ネットワークづくりを促進します。

- ・地域福祉体制の充実
- ・安心して暮らせるしくみづくり
- ・安心して生み育てられるしくみづくり
- ・人にやさしい環境づくり
- ・適切な福祉サービスの利用促進
- ・健康づくりの支援

基本方針 2 支え合いの「こころ」づくり

地域活動を進めていくために、活動の中心的リーダーや、活動を担う人材となる人を育成します。また、支え合う意識づくりや福祉の「こころ」を育む福祉教育の充実に努めます。

- ・地域福祉を支える人づくり
- ・支え合う意識づくり

基本方針 3 支え合いの「活動の場」づくり

地域における「活動の場」や活躍できる場づくりを促進し、積極的に支援します。また、勤労意識のある人が働ける場やさまざまな交流の場づくりを促進します。

- ・地域における活動の場づくり
- ・就労・雇用の促進
- ・地域交流の促進

4. 地域福祉の施策体系図

将来像	基本方針	基本施策
<p>希望と安心に満ちた福祉都市</p>	<p>1. 支え合いの「しくみ」づくり</p>	(1) 地域福祉体制の充実
		(2) 安心して暮らせるしくみづくり
		(3) 安心して生み育てられるしくみづくり
		(4) 人にやさしい環境づくり
		(5) 適切な福祉サービスの利用促進
		(6) 健康づくりの支援
	<p>2. 支え合いの「こころ」づくり</p>	(1) 地域福祉を支える人づくり
		(2) 支え合う意識づくり
	<p>3. 支え合いの「活動の場」づくり</p>	(1) 地域における活動の場づくり
(2) 就労・雇用の促進		
(3) 地域交流の促進		

取り組み

- ①相談支援体制の充実
- ②地域福祉ネットワークの充実
- ③緊急連絡体制・支援体制の充実
- ④地域福祉活動団体への支援

- ①社会参加の促進
- ②介護支援体制の充実
- ③生活支援体制の充実
- ④生活困窮者支援の充実
- ⑤成年後見制度の利用促進
- ⑥再犯防止に向けた取り組みの推進

- ①地域における子育て支援体制の構築
- ②子どもの安全な居場所づくり
- ③要保護児童へのきめ細やかな対応

- ①ユニバーサルデザインの推進
- ②生活環境の充実
- ③交通手段の確保

- ①福祉サービスの利用に関する情報提供
- ②サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- ③福祉サービスの質の確保

- ①地域における健康づくり活動の支援

- ①活動の中心となる人材の育成
- ②活動の担い手となる人材の育成

- ①広報・啓発活動の充実
- ②福祉教育の充実
- ③体験学習の充実
- ④こころのバリアフリーの推進

- ①通いの場の充実
- ②活躍できる場の充実

- ①高齢者の就労支援の充実
- ②障害者の就労支援の充実
- ③生活困窮者の就労支援の充実

- ①世代間交流の促進
- ②福祉関係施設と地域住民との交流促進
- ③当事者同士の交流促進

1. 支え合いの「しくみ」づくり

(1) 地域福祉体制の充実

① 相談支援体制の充実

地域住民やさまざまな組織が役割と責任を持ち、支え合いながら活動できる「地域共生社会」の実現をめざし、包括的な相談支援体制を充実させます。

② 地域福祉ネットワークの充実

地域住民のつながりを強め、お互いを支え合う地域福祉のネットワークがより強固なものとなるよう支援します。民生委員をはじめとするさまざまな活動団体と関係機関がより相互に連携することで、要支援者が、ネットワークから外れないようなしくみの充実を図ります。

③ 緊急連絡体制・支援体制の充実

災害時などの緊急時には、平時から顔の見える関係づくりや助け合い・支え合いの取り組みが重要です。平時から避難行動要支援者名簿や高齢者世帯台帳への登録を促進することで、緊急時の地域における緊急連絡体制や支援体制の充実を図ります。

④ 地域福祉活動団体への支援

地域福祉の中心的存在となっている地域づくり協議会や地区社会福祉協議会による地域の特性を生かした住民主体の活動支援の充実を図ります。

また、実際の活動において中心的役割を果たす民生委員が円滑に活動できるよう積極的に支援します。

(2) 安心して暮らせるしくみづくり

① 社会参加の促進

高齢者がこれまでに培った豊かな経験・知識・技能を生かし、健康で生きがいを感じながら、地域福祉活動や各種ボランティア活動などに積極的に参加できる環境づくりに努めます。

また、障害者の社会参加の機会の創出、移動支援や手話通訳者の派遣など各種支援の充実に努めます。また、障害に関する理解を推進し、障害者の社会参加を促進します。

② 介護支援体制の充実

支援が必要な高齢者の早期把握に努め、自立支援や介護予防の推進を図り、生活機能の低下を防止します。また、在宅介護サービスの充実や円滑な運営により、地域包括支援センター ※1 の機能強化に努めます。

③ 生活支援体制の充実

在宅福祉サービスの充実や、きめ細やかな相談支援体制の推進を図り、高齢者や障害者の自立した生活を支援します。また、地域における住民主体の見守り体制や生活支援体制の充実を図ります。

④ 生活困窮者支援の充実

地域の中でネットワークを持たない孤立した失業者、高齢者、障害者、ひとり親世帯など、多様な生活課題により増加している生活困窮者に対し、日常生活、社会生活の自立に向けた支援プログラムの策定など、生活困窮者に対する総合的な自立支援体制を確立します。

⑤ 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

さまざまな精神上的の障害が理由で、判断能力が不十分なため意思決定が困難な人の権利や利益を守るため、成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。

また、支援が必要な人の早期発見に努め、保健・医療・福祉・司法が一体的に連携し、利用者がメリットを実感できるよう制度の充実を図ります。

⑥ 再犯防止に向けた取り組みの推進（再犯防止推進計画）

犯罪をした人が、地域で孤立せず安定して暮らせるよう社会を明るくする運動などをおして、地域における再犯防止に関する理解を推進します。また、再犯を防止するうえで、重要となる就業や住居が確保できるよう関係機関と連携を図り、七尾鹿島保護区保護司会 ※2 の活動を支援します。

（3）安心して生み育てられるしくみづくり

① 地域における子育て支援体制の構築

子育て中の家庭が孤立しないよう、認定こども園 ※3 ・保育園を軸とした子育て支援のネットワークを充実させ、地域における子育て支援体制の構築を図ります。

② 子どもの安全な居場所づくり

子どもの心身の健やかな成長のため、地域における子どもの安心・安全な居場所の確保を図ります。また、子どもを犯罪などの被害から守り、安全を確保するために、関係機関や団体、

※1 地域包括支援センター・・・高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上のために必要な援助・支援を包括的に行う機関

※2 七尾鹿島保護区保護司会・・・七尾市・中能登町の保護司で構成され、犯罪をした人の改善や更生を助ける活動を中心にさまざまな地域と連携した活動を行っている団体

※3 認定こども園・・・幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設

地域が一体となって協力し、安全体制、防犯体制の強化を図り、安心できる子育て支援のネットワークづくりを図ります。

③ 要保護児童へのきめ細やかな対応

家庭児童相談室を中心とした総合的な支援体制の強化、対応機能の強化に努め、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。また、民生委員などによる地域での見守り、声かけなどの連携や強化と体制づくりを推進し、地域における支援体制の構築を図ります。

(4) 人にやさしい環境づくり

① ユニバーサルデザインの推進

全ての人々が快適に利用できるユニバーサルデザイン※を推進し、公共施設などの整備に努めます。

また、地域において、障害者や高齢者などが安全・快適に移動できるように、道路の段差解消や公共交通機関のバリアフリー化を図ります。

② 生活環境の充実

高齢者や障害者が日常生活の安全、快適、利便性を高めるとともに、住宅のバリアフリー化の支援やニーズに応じた住まい方の支援など、安心して生活できる環境づくりに努めます。

③ 交通手段の確保

子どもや、車の運転ができない高齢者や障害者などが、地域活動を行うためには、交通手段が欠かせないことから、地域で生活していくためにニーズに応じた交通手段の確保に努めます。

(5) 適切な福祉サービスの利用促進

① 福祉サービスの利用に関する情報提供

市広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどの媒体と各種団体の会議や地域での小さな集まりなどの機会を活用し、福祉サービスの情報提供を充実させます。

また、支援を必要とする人に直接関わる民生委員や関係機関にも福祉情報を積極的に提供します。

② サービス利用に結びついていない要支援者への対応

サービスの周知不足や家庭内のさまざまな問題などを理由に、サービスの利用に結びついていない人を早期に発見できるよう民生委員などによる見守り体制の充実を図り、必要なサービ

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や障害の有無に関わらず全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された仕様や設計

スを提供できるよう専門職員を派遣します。

③ 福祉サービスの質の確保

多数のサービス事業者の参入によりサービスの量が確保される一方で、利用者の利益を守るため、苦情や不安、不満を解消できるような相談窓口を充実させます。

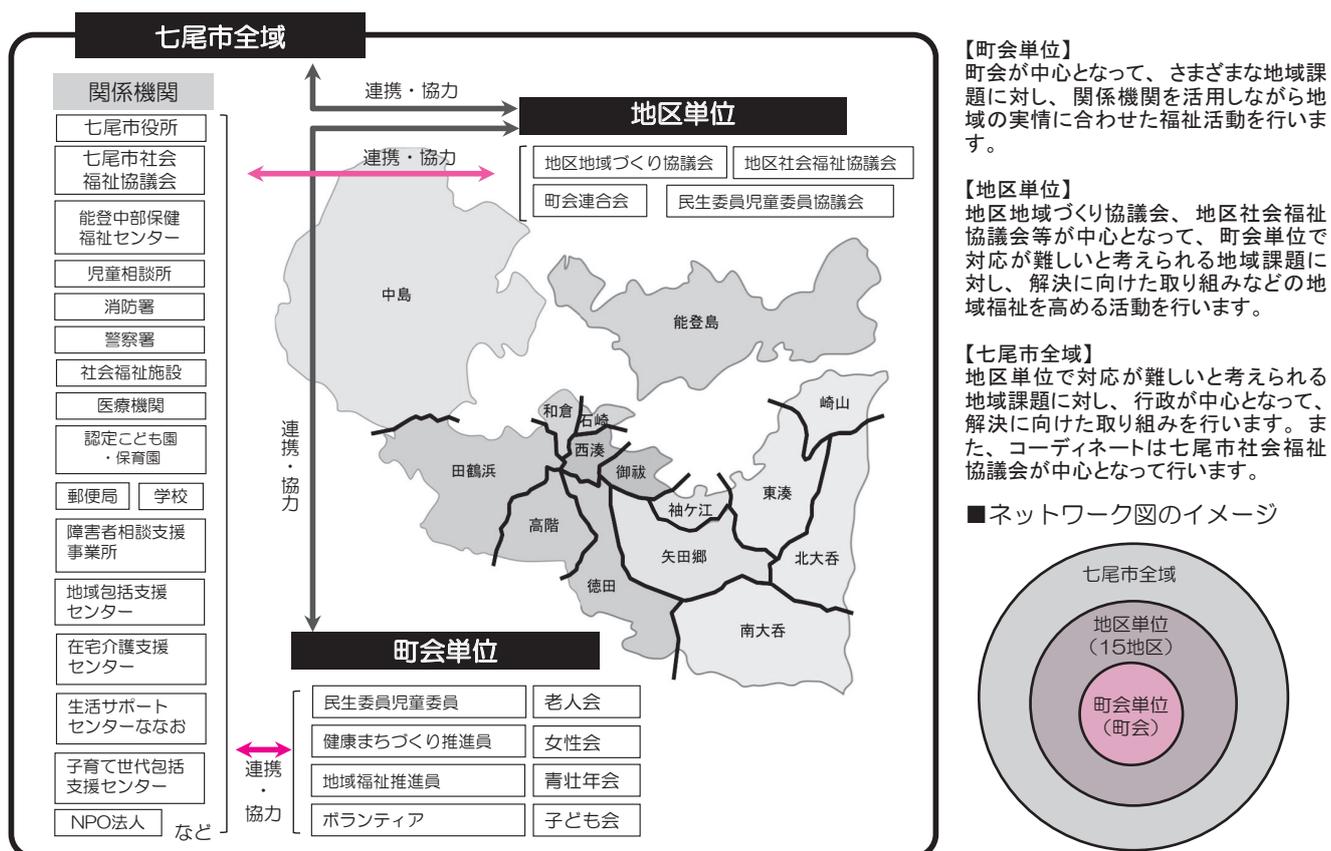
また、サービス別の事業者が集まる連絡会などで、専門性を高めるような研修を行い、併せて事業者への助言・指導を行います。

(6) 健康づくりの支援

① 地域における健康づくり活動の支援

全ての人がいままで健康で住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、関係機関と連携し、健康まちづくり推進員を中心とした地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。

(図) 七尾市地域福祉ネットワーク全体図



※本計画における地域福祉ネットワークとは、地域において住民同士が助け合い、支え合える体制やしきみを目指しています。町会や地区単位で結成されている地域福祉ネットワーク（自主防災組織）の団体名を指すものではありません。

2. 支え合いの「こころ」づくり

(1) 地域福祉を支える人づくり

① 活動の中心となる人材の育成

地域の福祉に関する課題を住民が主体的に解決できるよう、さまざまな研修会を充実させ、民生委員をはじめとした地域福祉のリーダーの育成、資質の向上に努めます。

② 活動の担い手となる人材の育成

支援が必要な人と適切に関わるには、一定の知識が必要となるため、さまざまな養成講座を充実させ、サポーターなどの地域の担い手を育成します。

(2) 支え合う意識づくり

① 広報・啓発活動の充実

全ての人々が家庭や地域の中で安心した生活を送れるよう市広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどの媒体と各種団体の会議や地域での小さな集まりなどの機会を活用し、支え合う意識と行動の重要性について広報と啓発を充実させます。

② 福祉教育の充実

小・中学校や高校における福祉教育を推進するため、関係機関や地域活動と連携し、児童や生徒の福祉の心の教育に努めます。

また、市政講座の内容を充実させるなど、より福祉への関心を高めます。

③ 体験学習の充実

実際の経験や体験による学習の機会は非常に大切であることから、認定こども園・保育園、小・中学校、高校などが現在行っている地域とふれあう機会の充実を図ります。

④ こころのバリアフリーの推進

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指すため、お互いが理解する機会を増やし、理解を深めていけるよう努めます。

3. 支え合いの「活動の場」づくり

(1) 地域における活動の場づくり

① 通いの場の充実

地域では、気軽に集い、交流する場が求められています。社会参加や介護予防、健康づくりの観点からも介護予防グループデイなどの住民主体の通いの場が充実するよう支援します。

② 活躍できる場の充実

これまでに培った貴重な経験・知識・技能を地域において発揮できる場の充実を図ります。また、地域福祉の担い手として育成された人が地域で活躍できる場の創出を積極的に支援します。

(2) 就労・雇用の促進

① 高齢者の就労支援の充実

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、健康づくりや生きがいづくりの観点からも、専門的知識や技術の習得などによる就労、雇用の拡大を図ります。

また、公共職業安定所などと連携し、雇用情報の提供に努めます。

② 障害者の就労支援の充実

障害者の能力や特性に応じた就労支援、公共職業安定所などの関係機関との連携強化や事業者に対する障害特性の理解啓発など、障害者の自立に向けた就労支援の充実に努めます。

③ 生活困窮者の就労支援の充実

経済的に困窮している人の自立を促進するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援や公共職業安定所などとの連携による自立支援体制を構築し、就労機会の充実に努めます。

(3) 地域交流の促進

① 世代間交流の促進

認定こども園・保育園、小・中学校の児童・生徒と、地域の高齢者との交流に積極的に取り組んでいる地域もありますが、異なる世代同士の交流をさらに促進し、お互いの理解を深める機会の確保に努めます。

② 福祉関係施設と地域住民との交流促進

福祉施設においては、地域との交流イベントなどを積極的に企画・運営していますが、より

地域住民と交流できる機会の創出を図ります。

③ 当事者同士の交流促進

介護している人、支援が必要な人、子育て中の親など同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場づくりを促進し、積極的な活動を支援します。

七尾市地域福祉 活動計画

計画策定にあたり

地域福祉推進会議 委員長 田中 純一



自分らしく住み慣れた地域社会で、これからも快適に暮らし続けるために、一人ひとりがお互いに協力しあう。今日、地域福祉の土台としてのこの視点の重要性を改めて感じています。第2次地域福祉活動計画を作成した当時と比べ、七尾市では人口減、高齢化は一層進みました。あわせて買い物や移動、住民同士の見守りなど新たな地域課題が顕在化しています。地域福祉の課題に対応する重要な役割を担うのが社会福祉協議会ですが、希望と安心に満ちた地域を創るためには、なにより住民の主体的な関わりが不可欠です。

計画策定にあたり、市民の代表である各団体・組織から推薦された方々で構成される本会議および本会議作業部会では、困難な課題から目をそらすことなく、前向きで活発な議論が交わされました。中でも本会議作業部会が、10年後の地域福祉を見据え、地域福祉懇談会および市内中学生・保護者の意見を参考に、優先度の高い9つの重要項目を提示したことは注目に値します。重点項目の中には、空き家・空き地の活用、災害時の仕組みづくり、将来の地域の担い手育成など喫緊かつ中長期的視点で取り組まなければならない項目が含まれています。それぞれの地区住民の連携・協働による具体的実践を通し、計画が目指す「希望と安心に満ちた福祉都市」を実現していただきたいと思います。

最後になりますが、本計画の策定にあたり活発なご議論をいただいた本会議及び本会議作業部会の皆様、多くの意見をお寄せいただいた市民の皆様に改めて感謝申し上げます。



地域福祉推進会議作業部会 部会長 太田 殖之

全5回の会議を通じて、部会メンバーと第3次七尾市地域福祉活動計画の検討を行ってまいりました。

多様な立場や年代の部会メンバーがともに自らの経験や他地域での事例などを交え、ワークショップを通じて考え方を共有し、話し合いを行ってまいりました。10年後の七尾市をイメージし進めていく中で、地域福祉だけではなく、「地域」のあり方について議論を交わす場面が多くありました。

高齢化していく中で、従来の町会単位での支え合いで良いのか、町会を超えた支え合いの仕組みが必要なのではないか、また、町会単位でも地域格差が生まれてきているなど、実際の現場、現実に行っていることをもとに議論ができたのではないかと思います。

また、中学生や保護者へのアンケートから、若者世代、子育て世代への働きかけ、福祉への参加意識を上げていくことがこれからの七尾市にとって大切になってくると感じています。

若者世代、子育て世代の限られた時間や新しい発想を活かせるように、開かれ参加しやすい地域づくりを行っていく必要があります。特定の年代、立場の人に偏りがちな地域福祉の活動ですが、これからは多様な年代、考え方の住民が参加し、様々な角度から自分たちの地域にとって、現実に即したより良い地域福祉活動を創り上げていくことが重要なのではないのでしょうか。

本計画がその一助になれば幸いです。

1. 計画策定の目的

七尾市地域福祉活動計画は行政計画である七尾市地域福祉計画と対になる民間の計画です。

「地域福祉」とは、言い換えると「共同体¹の福祉」です。共同体として住民が手を取り合い、助け合って共通の課題を解決し、豊かな生活を営んでいくための仕組みづくりのことです。

福祉の取り組みは、私たち一人ひとりの力で進めていく身近なものから、国の制度や地方自治体の施策など様々なものがあります。

今回策定する第3次地域福祉活動計画は、町会や隣近所の身近な助け合いを、地区単位の取り組みや七尾市全体の動きとして広めていくための活動の手引きです。

行政には行政がなすべき事業があるように、私たち一人ひとりが、地域住民として、地域、或いは地区組織として力を出すべき事柄もあります。しかし、その事柄はとて「福祉」とは見えにくく、ともすれば活動に結び付かないことも多いものです。

そのため、私たちが地域福祉活動を展開する際には、何のために、誰のために、どうしてする必要があるのか、という理由付けや目的が必要になります。

この、七尾市地域福祉活動計画には、地域の皆さんの困りごとや心配事をお聞きし、10年後により良い地域社会になっているように、私たち一人ひとりが、個人として、地域住民として取り組んでいくとよいと思う情報や活動の提案をまとめてあります。

また、令和元年初旬から全世界的に蔓延し、私たちの生活様式の変革が求められた新型コロナウイルスの感染影響下において、共同体の在り方が10年早められたともいわれています。新しいつながりの様式、新しい助け合い・支え合いの仕組みを考えることが地域福祉にも求められており、新しい取り組みの一助になればと思います。

分かりにくい地域福祉を、少しでも身近に感じていただき、今後の10年間の住民による福祉活動の指針にして頂きたいということが本計画を策定した目的です。

¹ 共同体…同じ利益や目的を持つ人々の集団。ここでは地域共同体のことで、同じ地域に生活して利害を共にし、政治、経済、文化風俗などを共有する人々の集まりのことを指します。町会（自治会）、地区（旧小学校区）、市町などの範囲で用いられることが多い概念です。

2. 計画の位置づけ

本計画は七尾市地域福祉計画（社会福祉法第107条に規定する行政計画）と連携し、住民の福祉の向上を目指す指針となる計画です。

地域福祉計画は、七尾市総合計画の下位計画にあたり、諸法に基づく個別計画²の上位計画であり、個別計画に基づく施策を地域において総合的に推進する上での理念と、地域の福祉力を高めるための施策について提示するものです。

一方、対になる本計画は、行政計画には記載されない、住民自身が今後10年間で地域の福祉を発展させるために取り組んでいく活動を、地域福祉懇談会や住民アンケートをとおして聞き取った住民の皆さんの意見や考えを取りまとめ、計画としており、官民一体的に地域福祉計画と両輪（図 - 1）となり、共生社会の実現を目指すものです。

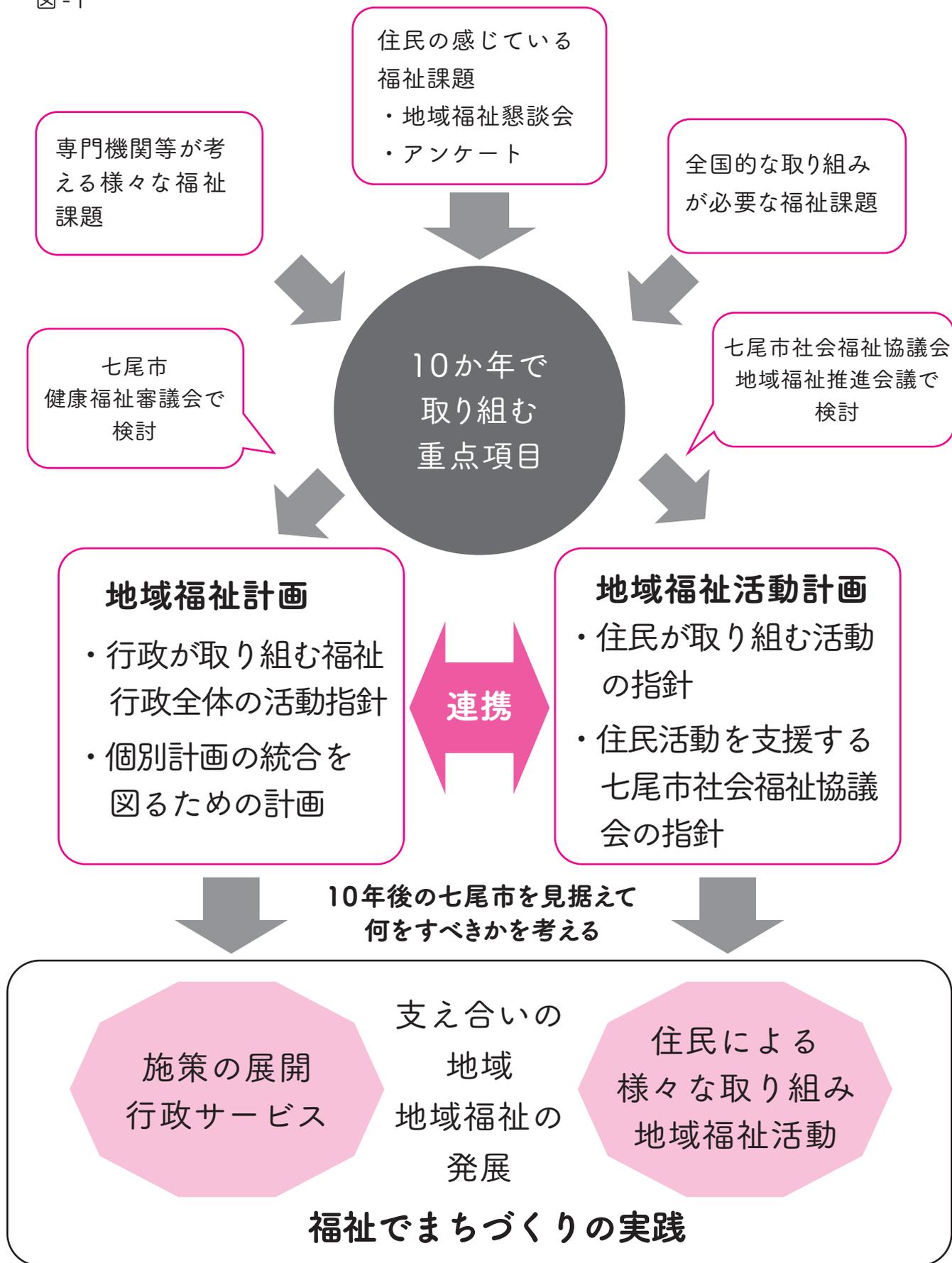
3. 計画の期間

計画の期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10か年とし、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年を前期、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年を中期、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年を後期とします。特に最終の2年間は次期計画策定の準備にあてる期間とします。

² 七尾市における個別計画

- ①七尾市老人福祉計画・七尾市介護保険事業計画（七尾市あったかプラン）
- ②七尾市障害者計画（スマイルハートプラン）・七尾市障害福祉計画（スマイルサポートプラン）
- ③七尾市子ども・子育て支援計画（心豊かな七尾っ子 応援計画）
- ④七尾市健康増進計画（けんこう七尾21）

図-1



第2章

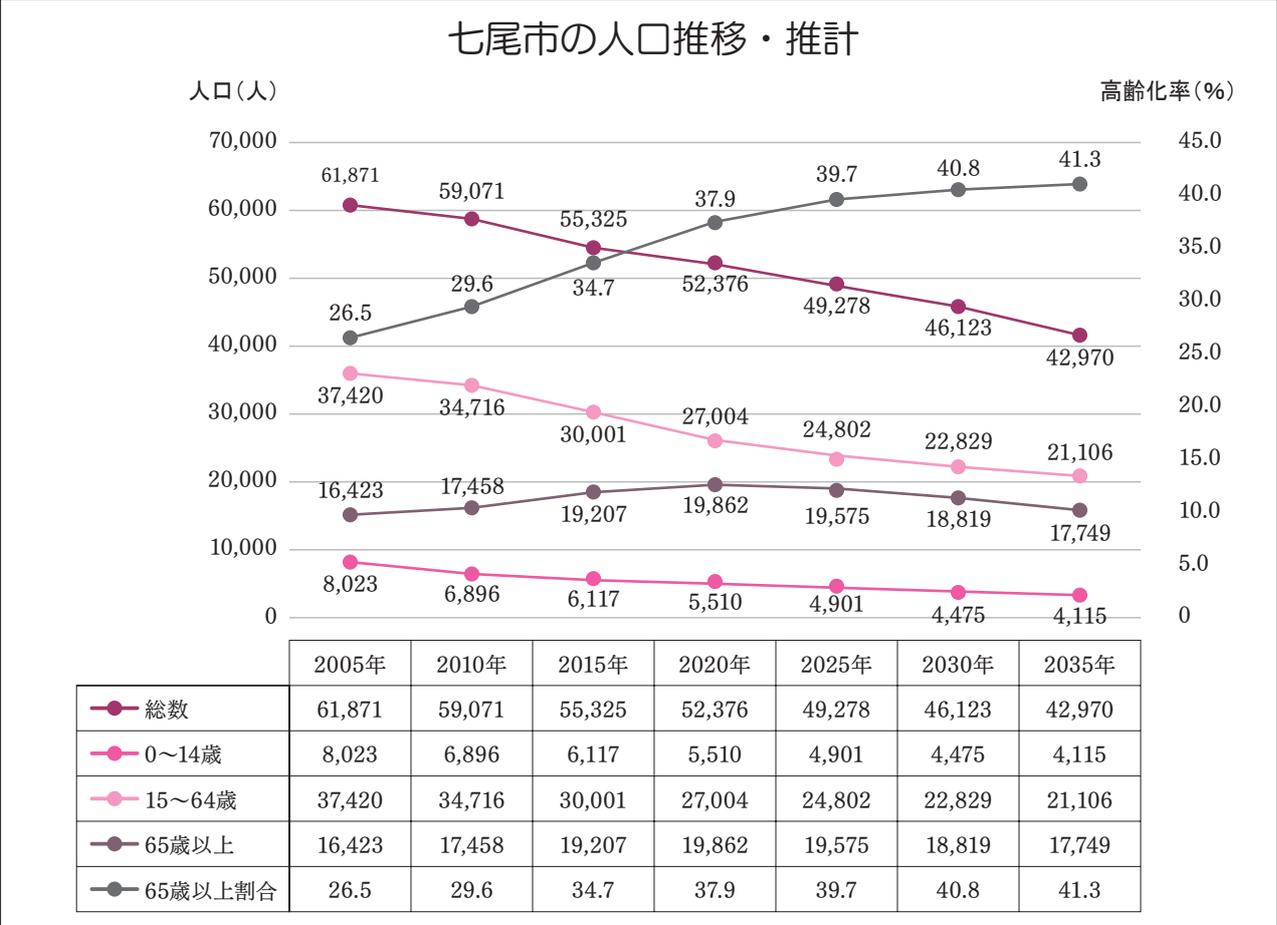
計画策定の背景

1. 七尾市の状況

七尾市では全国平均よりもおよそ10年程度、高齢化が先行しており、人口減少（税収の減少）に伴う行政サービスの低下や、地域生活の変化について考える必要があります。

2010年を基準として20年後の人口変化を見てみると（表-1）、2010年と比較して2020年は人口が6,695人減少し、高齢化率¹が8.3ポイント上昇しています。また、2030年では2020年と比べ人口はさらに6,253人減少し46,123人、高齢化率は2.9ポイント増加し40.8%となることがうかがえます。

表-1



(※国立社会保障・人口問題研究所平成26年及び30年資料を基に作成)

¹ 高齢化率…総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。

また、七尾市の人口減少による問題について、「七尾市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、次のように触れています。

3 人口の変化が地域の将来に与える影響のまとめ（P64から抜粋）

§ 3. にて示した人口の変化が将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響によると次のような影響が考えられます。

- ・ **商業系の事業所が減少し、買い物が不便になり、人が出歩かなくなり、まちの活力が低下します。**
- ・ 産業従業者が減少し、雇用が確保できなくなり、規模の縮小や、廃業などに追い込まれます。
- ・ **税収が減少することで、行政サービスの維持や公共施設の維持・管理に充当する費用が減少し、まちの運営への支障が懸念されます。**
- ・ **社会福祉に振り向ける支出が厳しくなります。**
- ・ 人口が減少するなかで、今の公共施設を維持するということは、一人当たりの維持費が増えるということを意味しているため、公共施設をスリムにすることを考えていかなければなりません。

単純に、超高齢社会で人口が減少すると、市の財政面の負担が大きくなり、行政サービスがいきわたらなくなることが考えられます。

特に、扶助費（社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するもの）があり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費）は2020年と比べ、2030年では88.9%と1割強減少、歳出額は44.8億円（2020年）から39.8億円（2030年）と減少する推計となっています。

2020年と2030年の比較では、65歳以上人口は減少していますが、高齢化率は高水準を保ちながら微増しているため、扶助費は減少するものの、生産年齢層の減少があるため、負担感が増すという厳しい状況です。

2. 調査から見える七尾市の課題

本会では、七尾市と共に住民の困りごと調査を実施しました。

平成31年度（令和元年度）及び令和2年度に市内15地区で開催された地域福祉懇談会をとおりて、地域の困りごとと10年後の将来に向けた調査を実施しました。

また、令和2年8月に市内4中学校の2年生の生徒と保護者を対象にアンケートを実施しました。この二つの調査から、現在の七尾市の困りごとや今後に向けた課題を抽出しました。

（1）地域福祉懇談会での聞き取り結果

地域福祉懇談会では、自由な発想・意見を出し合うブレインストーミングによって「現在の困りごと」「10年後に困っていると思うこと」を出し合い、身近な問題や緊急性の有無で振り分け、グループワークにより優先度をつけて解決策を話し合いました。

集計は、優先度にポイントを付け、すべての地区で出た意見から類似の項目で「問題意識」としてグルーピング²し、ポイントの合計が最も多いものから順位をつけ、まとめました。

問題意識と、具体的な困りごとの例は以下のとおりです（優先度の高い順に列記）。

①「移動」に関する問題意識

免許返納後の移動、公共交通機関が少ない（ない）、不便、高齢者や障害者の移動など

②「生活」に関する問題意識

高齢者や障害者の生活支援、草むしり、ゴミ出し（分別）、除雪、ゴミ当番、集積所までの距離など

③「見守り」に関する問題意識

高齢者、障害者の見守り・安否確認、引きこもり高齢者の見守り、体制構築が難しいなど

④「買い物」に関する問題意識

店が少ない、移動手段がない、自動車がない、交通の便が悪い、免許返納後の対策など

⑤「つながり」に関する問題意識

近所付き合いの希薄化、若い人の地域離れ、地域行事への参加が少ない、世代交代ができない、居場所がない、集まれる場所がない、子どもの居場所がないなど

⑥「担い手」に関する問題意識

世代交代ができない、集落の維持が困難、地域活動の存続、人材不足、役員の担い手不足など

² グルーピング・・・グループにすること。同じような内容をもつもの同士を組み分けすること。

⑦「介護」に関する問題意識

在宅で介護ができるか不安、施設入所（利用）ができるか、仕事と介護の両立ができるか、制度が分かりにくいなど

⑧「空き家」に関する問題意識

空き家・空き地の管理、倒壊等防災上の問題、防犯の課題、持ち主と連絡が取れないなど

⑨「獣害」に関する問題意識

イノシシによる農作物への被害、カラスの増加、猫の増加、猫の糞尿問題など

⑩「防災・災害対策」に関する問題意識

地域の防災、災害時の地域の対応、高齢者の避難体制の検討など

⑪「環境整備」に関する問題意識

道路の整備、通学路の整備、歩道が狭い、横断歩道がない、信号がないなど

⑫「健康」に関する問題意識

健康維持に対する不安、健康寿命伸長の対策、認知症への不安など

⑬「防犯」に関する問題意識

通学路の見守り、安全確保、街灯の設置など

⑭「未婚・晩婚」に関する問題意識

独身男性が多い、未婚・晩婚の問題など

全体的に、移動や買い物のように日常生活に関わることがほぼすべての地域で課題として挙がっています。特に移動に関しては、買い物や通院、通学、通勤など多くのことに影響するものであり、最も意見が多く出される結果となりました。

（２）中学校２年生の生徒・保護者に対するアンケート集計結果

①「未来の七尾市に向けた住民アンケート（中学生編）」

アンケート実施期間 令和2年8月21日～9月11日

対象 七尾市内の中学2年生 403人

配布数 403 回収数 361 回答率 89.6%

性別	男	160人	44.3%
	女	186人	51.5%
	無回答	15人	4.2%

○地域との関わり

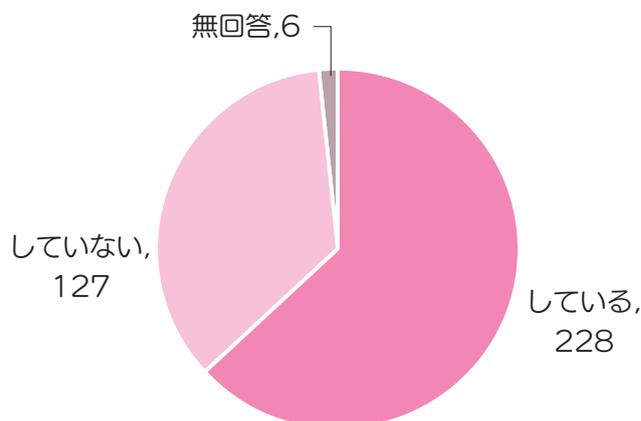
祭りなど町会行事への参加について

している	228人	63.1%
していない	127人	35.2%
無回答	6人	1.7%

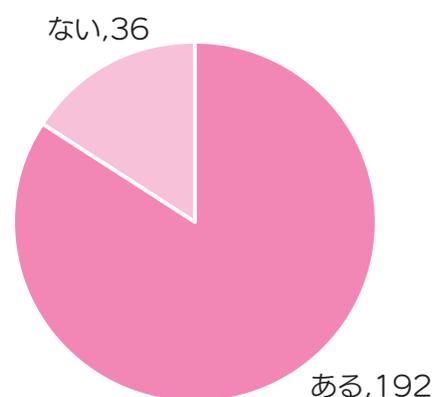
参加している人のうち、参加してよかったことはあるか

ある	192人	84.2%
ない	36人	15.8%

地域行事への参加



参加してよかったこと



参加してよかったことはどんなことか（自由記載）

- ・楽しい
- ・地域の人と親しくなれる、沢山触れ合うことができる
- ・（参加すると）お菓子やお金などの報酬がもらえる
- ・同じ地区（町）の友達ともっと仲良くなれる
- ・地域の文化や歴史について、地域の道や人について知ることができる
- ・祭りなどでの役割にやりがいがある
- ・達成感がある、大人にありがとうと言われる、町の人が楽しんでいるのがうれしい など

参加しない（できない）理由（自由記述）

- ・したくない、興味がない、面倒くさい、疲れる、楽しさを感じない
- ・部活・学校・勉強で忙しい、予定が合わない、時間がない
- ・子ども会卒業後、機会がなくなった、中学生は参加できない、地域行事を知らないなど
- ・その他、親の仕事が忙しい、強制でないから、町会の人と関わりたくない など

祭りなど町会行事への参加は、全体の6割を超えており、予想よりも多い結果となりました。

参加している人のうち、参加してよかったと思っている人は84.2%と高い割合で、地域住民との交流の機会を持つことや、人や地域の為に貢献していることの充実感が参加してよかったことのモチベーション³になっていることがわかりました。

一方で、参加しない(できない)人の理由は面倒くさいや疲れる、興味がないなど直接的な理由と、学校や部活、勉強で忙しい、親の都合といったものと、参加の意向は感じられるものの、中学生は参加できない、しにくいといった理由も見られました。

○ボランティアなどをととした地域への関わり

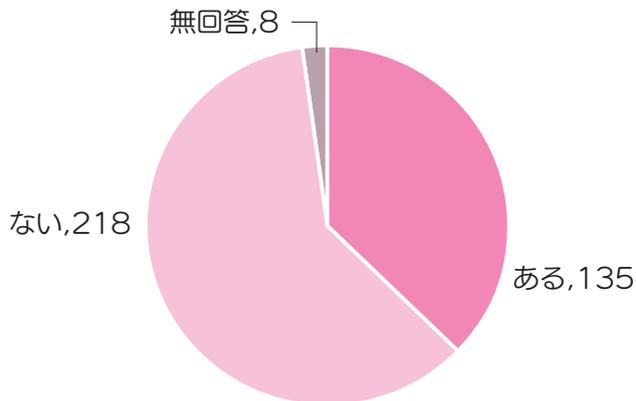
ボランティアへの参加経験(自発的なボランティア活動)

ある	135人	37.4%
ない	218人	60.4%
無回答	8人	2.2%

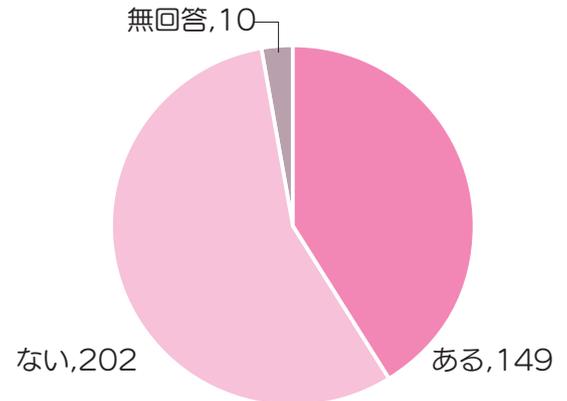
ボランティア活動への興味・関心の有無

ある	149人	41.3%
ない	202人	55.9%
無回答	10人	2.8%

ボランティア活動への参加経験



ボランティア活動へ興味



どんなボランティア活動をしてみたいか(自由記述)

- ・ゴミ拾い、ゴミ集め
- ・募金活動
- ・人助け、人の役に立つこと、人と関わるボランティア
- ・環境美化、草むしり、掃除、町をきれいにする
- ・海や川の掃除、海岸の清掃

³ モチベーション…motivation(動機)から派生した言葉。刺激、やる気、意欲などの意味。人が何かをする際の動機付けや目的意識として使われる。

- ・被災地での活動、災害ボランティア
- ・その他、お年寄りにインターネットを教える、犬の散歩、祭り、行事の手伝い など

ボランティアに自発的に参加したことがある児童は、全体の37.4%でした。また、ボランティア活動に興味がないと回答した児童は55.9%でした。ボランティア活動のイメージは、環境美化や募金活動の回答が最も多く、福祉的なボランティアのイメージがあまりないことがわかりました。

○生活課題と思うこと

自分や自分の周りの人にとっての「生活のしづらさ」はどんなことか（自由記述）

- ・買い物をするところがない、公共交通機関が不便、車が無いと何もできない
- ・行きたい店、遊ぶところがない、少ない
- ・大型のショッピングモールやデパートがない
- ・歩道が狭い、道が整備されていない、横断歩道・信号がなく危険
- ・街灯が少ない、ない所が多い
- ・その他、バス停や駅までが遠い、働くところや学校が少ない など

自分が大人になった時（10年後）に変わっていて欲しいこと

- ・ショッピングモールやデパートなど、いろいろなお店を増やしてほしい
- ・遊べるような場所（公園、映画館、デパートなど）が増えてほしい
- ・人口が増える（若者が増える）
- ・にぎやかになって欲しい（都会になって欲しい、活性化してほしい）
- ・安全な道路、段差や悪路の整備、道路の拡張
- ・マナーを守る人が増えてほしい（タバコのポイ捨て、駐車場）
- ・交通の便が良くなって欲しい
- ・その他、施設（サッカー場など）を増やして欲しい、空き家の撤去

10年後に問題になっていると思うこと

- ・人口問題（人口減少、少子高齢化、高齢者の増加、過疎化、人口・若者の流出）
- ・環境問題（ゴミ、温暖化、環境破壊）
- ・空き家の増加
- ・経済不安（仕事、収入、税金）
- ・生徒数の減少による学校の統廃合
- ・地域活動の機能不全（町会組織、祭りの催行）
- ・その他、公共交通機関の維持、政治不安、地域の付き合いが薄れる など

生活のしづらさや困りごとは、地域福祉懇談会と同様に買い物や移動に関する困りごとが多くありました。特に、子どもは親の車がないと移動することができず、中学校の統廃合が進んだ近年では、友達の家に遊びに行くのに親に送ってもらわないと行くことができないなど、特殊な状況も発生して

います。

買い物に関しては、店が少ない、行きたい店がないなどの回答が多くありましたが、高齢者とは違い生活のための買い物ではなく、大型のショッピングモールやデパートのような遊びに行けるところが欲しいという意味合いが強いものでした。他にもサッカー場や映画館、公園などの施設ができてほしいという意見もありました。

また、移動手段が歩きや自転車が多いためか、道路の整備や街灯の設置、信号や横断歩道の必要性に関する意見も多く見られました。

②「未来の七尾市に向けた住民アンケート（保護者編）」

アンケート実施期間 令和2年8月21日～9月11日

対象 七尾市内の中学2年生の保護者 403人

配布数 403 回収数 361 回答率 89.6%

性別

男	53人	14.7%
女	307人	85.0%
無回答	1人	0.3%

年代

30代	80人	22.2%
40代	230人	63.7%
50代	43人	11.9%
60代	4人	1.1%
70代	1人	0.3%
無回答	3人	0.8%

回答者は女性が85.0%と多く、学校の文書等は殆どが「お母さんが確認している」という状況が推察されます。また、この結果は、以下のアンケートの回答に関しては女性視点の意見が多いという前提になることを表しています。

○地域との関わり

近所付き合いの仕方

近所の人とよく行き来している	41人	11.4%
仲のいい人とは行き来している	112人	31.0%
挨拶する程度であり近所付き合いはない	183人	50.7%
近所の人とは全く付き合いがない	11人	3.0%
その他	4人	1.1%
無回答	9人	2.5%
無効	1人	0.3%

近所付き合いをしていない(できない)理由 (複数回答)

仕事などで家にいない	135人	59.7%
煩わしいので避けている	21人	9.3%
つい消極的になってしまう	27人	12.0%
留守がちの家が多く付き合いの少ない地域	24人	10.6%
その他	19人	8.4%

地域から地域活動者になってほしいと依頼されたとき引き受けることができるか

引き受ける	85人	23.5%
引き受けない(出来ない)	263人	72.9%
無回答	11人	3.0%
無効	2人	0.6%

引き受けることが出来ない理由 (複数回答)

仕事や家が忙しく地域まで手が回らない	231人	70.2%
近所に顔見知りが多く、役割を務めることが難しい	45人	13.7%
引き受けてもいいが、つい消極的になってしまう	17人	5.2%
地域の仕事の必要性が感じられない	17人	5.2%
その他	19人	5.7%

※その他の意見

- ・家を留守にできないから、子育て・仕事が落ち着いたら受けられる (5)
 - ・県外または以前、経験があり大変だったから (3)
 - ・親が町会行事等に出ているから、地域に馴染みのある人がやった方がいい (2)
 - ・病気のため、体調の問題 (2)
 - ・全てにおいて人数が足りないから、仲間が複数いるならできるかも (2)
- (その他) 積極的にやる方ではない、町会や祭りに必要性を感じていない、
会長等中心として動く地域活動者は出来ないが協力は出来る、
ひとつ引き受けるとあれもこれもと役員を押し付けられる

保護者の近所との関わりは、行き来している方は42.4%でした。あいさつ程度又は全く付き合いがないという回答は53.7%となり、半数以上の方が近所付き合いをしていないという結果となりました。

近所付き合いしない(できない)理由は、「仕事などで家にいない」が59.7%と最も多く、消極的になる、近所も留守がちで付き合いが少ない地域など地域の特性による結果も見えてきました。

また、地域の役割を引き受けることについては、72.9%ができないと回答しています。理由は「仕事や家のことが忙しく地域のことまで手が回らない」が70.2%と多く、地域役割の担い手不足の要因の一つと考えられます。一方で、「顔見知りが多く役割を務めることが難しい」、「引き受けてもいいがつい消極的になる」という回答もあり、一緒にできる人や協力してくれる人がいることで引

き受ける可能性のある意見もありました。

○困りごと

生活のしづらさを感じる分野（複数回答）

交通	127	15.8%
買い物	152	18.9%
医療・健康	82	10.2%
福祉・介護	34	4.2%
子育て	75	9.3%
仕事	80	10.0%
収入・財産	72	9.0%
人間関係	26	3.2%
災害・防犯	28	3.5%
地域づくり	33	4.1%
騒音・悪臭	10	1.3%
その他	12	1.5%
困っていない	72	9.0%

生活のしづらさを感じる部分で回答したうち、最も大きな悩み・困りごと

公共交通機関が不便（23）、車が無いと生活できない（19）、

親の送迎がないと子どもが移動できない環境（7）、老後運転できなくなった時が不安（7）、

買い物する店が少ない、大型の店舗がない（30）、身近に買い物できる店がない（9）、

小児科医・専門医が少ない（10）、個人病院が少ない（2）、

子どもが遊ぶ場所がない・少ない（9）、子育て家庭・シングルマザーの支援（5）、

病児保育など環境整備（5）、子どもの医療費の窓口での立替払い、無料化（4）、

近隣に高等教育機関がない（2）、県外に進学後七尾に戻る魅力がない（4）、

働く場所がない、十分な収入を得る仕事がない（6）、生活費が高い（3）、

保険料・市民税が高い（3）、若者が少なく地域活動が困難になる（4）、

道路に信号・横断歩道がない・危険な場所が多い（6）、

町会行事や祭り、ゴミ当番など役割をするのが負担（4）、

モラル・マナー・ルールを守らない住民が多い（5）

その他 行政機関が近くになくなり手続きが不便、介護や子育ての相談窓口が欲しい、指定避難施設の老朽化が不安 など

生活に関する困りごとは全ての年代と同じく、交通と買い物が上位を占めています。現役の子育て世帯だからこそ出てくる育児環境や医療、子どもの居場所、進学先など、子育てに関する困りごとが具体的に挙げられていました。他には収入や仕事に関しての困りごとが 19.0%と多く、若者世代の

定着に関する課題となっていることが推測できます。

(3) まとめ

全体を通して、交通や買い物など移動に関することが最も多く困りごととして認識されています。特に買い物に関しては食品や生活必需品の購入場所としての「商店・店」と、娯楽、あそび場としての「商業施設」など、目的や必要性の意味が年代によって差がでました。

また、生活に関しては、高齢者の見守りや買い物、通院、重い荷物を運ぶ、草刈りや畑の維持など生活面全体が老化や病気等でできなくなる不安が具体化しています。

担い手に関しては、子ども会や老人クラブ、青壮年会のような地縁組織⁴の構成員やリーダーの他、町会長や班長など町会の役割をになう人材のなり手不足など住民自治において深刻な問題になるおそれがあるもの、祭りなどの文化行事や伝統継承の危機についても話し合われました。

地域福祉懇談会では「若い世代が町会に入らない、興味を持たない」という意見が多く、若い世代では「旧態依然のやり方で、現代の生活になじまない」など、正反対の意見も見られることから、各種の問題に関しても世代による考え方の差を考えながら問題解決について検討する必要があることが分かりました。

さらに、「本章の1. 七尾市の状況」で触れた、七尾市全体の人口減少・税収の減少による扶助費の減少に対処するため、地域で、自分の家で、少しでも長く自己選択と自己決定に基づく、豊かな生活を維持していくためには、行政サービスに頼り切らず、地域や家族、自分自身で努力し、健康と共同体を維持していく取り組みを進めていく必要があります。

そのためにも、この第3次地域福祉活動計画では、特に現在と将来の課題を解決するための住民主体による地域づくりや、福祉活動に焦点をあてて様々な取り組みを計画としてまとめ、提案していきます。

⁴ 地縁組織…ここでは、地縁団体（地方自治法第260条の2第1項に定める団体）を含む、地縁（住んでいる土地で結ばれる人と人との特別な関係、土地を仲介としてできる社会的な関係）で結ばれた集団のこと。町会、自治会、青壮年会、老人クラブ、子ども会、スポーツ少年団、女性会、草野球チーム、神社の奉賛会・崇敬会、寺院の檀家・門徒などのこと。

1. 評価方法について

評価は地域福祉推進会議委員による外部評価と七尾市社会福祉協議会職員による内部評価の2種類の評価をもとに地域福祉推進会議で総合的に評価しました。

具体的には、内部評価は七尾市社会福祉協議会職員の各担当課または担当グループで小項目毎の実施状況一覧を確認し、現在の状況が当初の目的を達成しているか評価を行いました。

また、外部評価は地域福祉推進会議で実施状況一覧と内部評価を確認し、内部評価と同様、現在の状況が当初の目的を達成しているか評価を行いました。

地域福祉推進会議では、全50項目のうち七尾市社会福祉協議会の独自事業を中心にした10項目を抽出し協議しました。なお、評価の段階で、再掲の事業については集約したため、全33項目の評価となりました。

なお、評価基準はAからEの5段階で、内容は次のとおりです。

評価	内 容
A	目的を達成したため完了または終了
B	目的は概ね達成したが、継続が必要
C	未達成のため強化が必要
D	未達成のため継続が必要
E	終了（事業自体を現在はしていない、他の主体で実施済等も含む）

この章では第2次地域福祉活動計画における七尾市社会福祉協議会の取り組みと総合評価について記載しています。

※一部の受託事業や特定サービスに関しては「内容」を記載していません。

2. 第2次地域福祉活動計画評価

取り組み 1	総合評価
■地域福祉ネットワーク ¹ の構築と拡充 ■住民福祉活動の推進	C

○内容

町会をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、防災・防犯組織、老人クラブ、PTA など様々な団体同士の連携を構築します。

連携（ネットワーク）ができることで住民自らが、地域の課題（福祉ニーズ）を解決する「地域力」を持つことを支援します。

また、地域ボランティアの支援や、住民の組織化をコーディネートします。

○今後の課題

地域福祉ネットワークは地域で福祉活動を行ううえで、不可欠なものです。

現在は、団体同士の連携が有機的に機能していないという意見が多くあり、団体の活動内容等の整理が課題となっています。

また担い手が固定化し、高齢化が進んでいるため、若い年齢層を巻き込んだネットワークの構築を目指します。そのためには、若い年齢層とのつながる仕組みを改めて考えていく必要があります。

地域福祉ネットワーク・自主防災組織²の結成率は9割と高いことは評価されますが、具体的な活動に結びつかないため、町会毎に活動を考えていくことが必要です。

取り組み 2	総合評価
■地区社協等活動（中地域）の活性化 ■地域福祉推進員の配置・研修	C

○内容

地区社会福祉協議会の活動が活発化することで、地域のニーズ把握や、住民の関係が進みます。

また地域福祉推進員を委嘱し、各地区社会福祉協議会に配置します。定期的に研修を行うことで資質向上に向けた支援をします。

¹ 地域福祉ネットワーク…七尾市と七尾市社会福祉協議会が推進する助け合いの仕組みで、町会単位または地区単位で住民相互の助け合い、見守り合いの仕組みをつくる基盤であり、具体的な住民福祉活動を実施する主体となることが期待されます。

² 自主防災組織…地域福祉ネットワークと密接に連携し、災害時の対策や防災活動を住民が主体的に企画し実施することが期待される組織で、災害発生時には避難支援や安否確認、避難所の運営を行っていくことが想定されます。

○今後の課題

「地域福祉ネットワークの構築と拡充」と同じく、団体同士の連携が大切になってきます。地区単位においては、町会の理解を得て共に活動していく必要があります。

地域福祉推進員と民生委員、町会など、地域の支援者を中心とした連携を進め、平時も非常時も要支援者を見守る体制を作ることが肝要です。ただし、担当する個人の負担が過度にならないよう努める必要があります。

取り組み 3	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアセンターの充実 ■福祉ボランティアの養成 	C

○内容

コーディネート力を強化し、様々なニーズにこたえられるセンターにします。またボランティアの交流を促進し地域のボランティアの活動を活発にします。

また、地域住民やボランティア団体を対象にボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動の普及啓発を図ります。

○今後の課題

ボランティアセンターの認知度が低い現状にあります。学生を含んだ幅広い層をターゲットとした周知が課題となっています。

また、ボランティアのニーズ調査とシーズ（ここではニーズ対応につながる潜在的なボランティアや、活動者の技術やアイデア、できること）の把握が必要です。調査から「こんなこともボランティアになるのか」という気づきを促し、若い年代のボランティアの発掘にもつなげていきます。

取り組み 4	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ■地域関係機関のプラットフォーム化³ 	B

○内容

地域の様々な関係機関が「横」でつながり、住民のニーズに総合的に対応するしくみをつくります。

○今後の課題

おおむね目的は達成されていますが、引き続き、多職種、多機関との連携を図り地域支援につなげます。

³ プラットフォーム…様々な機関やサービス実施主体が連携し、情報共有や支援を協働で行う仕組みや、協議する場のことを指します。

取り組み 5	総合評価
■共同募金活動の推進	C

○内容

多様な団体や住民参加による共同募金委員会の設置により、住民活動に密着した活動助成を行います。

○今後の課題

共同募金は町会費と同様に一斉に集金されることが多いためか、募金活動自体への意識や理解が低いという課題があり、年ごとに募金額が減少しています。地区の広報誌等で用途は周知されていますが見ていない人が多い現状のため募金の意義や使いみちが伝わるよう、目に留まるような周知の仕掛けが必要となります。

取り組み 6	総合評価
■地域生活支援体制の整備	C

○今後の課題・取り組み

各地域でのきめ細やかなニーズ把握と地域住民の福祉活動の促進と社会資源の創出を期待します。

取り組み 7	総合評価
■地域包括支援センターによる総合相談体制	B

○内容

介護保険法において地域のネットワークづくりの中核の一つに位置付けられている公的機関です。主に介護問題や虐待対応、介護予防など地域にお住まいの高齢者や高齢者に関する問題に対応する相談支援を行います。在宅介護支援センター（市内7ヶ所）と連携して地域の介護・高齢者の問題に対応します。

○今後の課題・取り組み

今後、認知症高齢者及び在宅医療介護連携、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりに取り組めます。

取り組み 8	総合評価
■在宅医療・介護連携の推進	C

○今後の課題・取り組み

今後、認知症高齢者及び在宅医療介護連携、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりに取り組めます。

取り組み 9	総合評価
■在宅介護支援センターとの連携	C

○内容

市内7ヶ所に設置されている在宅介護支援センターと連携することで、より地域の実情に即した、細やかな支援が期待できます。

○今後の課題

地域住民（高齢者）に関する身近な相談窓口として、また、地域包括支援センターのランチ⁴として周知と連携を進める必要があります。

取り組み 10	総合評価
■障害者相談支援事業所との連携	B

○内容

身体・知的・精神の障害者の相談事業所と連携することで、専門外の相談を受けても適切な機関につなぐことができます。

○今後の課題

ワンストップサービス⁵として連携が図られています。今後、障害者の地域移行に向けて、より継続した支援体制の構築が求められます。

⁴ ブランチ…支店、分店のことで、ここでは地域包括支援センターの機能を在宅介護支援センターが代替し、相談や支援を行うことを指します。

⁵ ワンストップサービス…複数の場所や担当に分かれている機能を一か所に集約させて対応する仕組みのことで、ここでは障害者が市内のどの窓口で相談してもたらいまわしにならずに、適切な相談支援を受けられるよう各機関が連携して対応することを指します。

取り組み 11	総合評価
■福祉総合相談	B

○内容

福祉に関する様々な相談に対応し、必要時は専門機関につなぎます。

○今後の課題

福祉相談窓口として周知を図る必要があります。多様化する問題を把握し、関係機関につなぐ等のコーディネート力を高めます。

取り組み 12	総合評価
■生活困窮者に対する総合相談	B

○今後の課題

相談支援の対応はできてきているが、①緊急的な支援が必要な相談者への対応、②就労先の確保、③家計相談など、制度上での体制整備が必要です。

取り組み 13	総合評価
■児童館（1センター・4館）の運営	E

○今後の課題

所期の目的を達成しました。事業は終了しましたが、子どもの居場所づくりに関して検討が必要です。

取り組み 14	総合評価
■放課後児童クラブの支援	C

○内容

社会参加の促進や、子育てに関する相談を行い子育て家庭の孤立を解消します。また、児童・生徒の居場所づくりを行います。

○今後の課題

身近な地区社会福祉協議会・地域づくり協議会等が実施主体となっています。子どもたちの居場所づくりについては、地区懇談会やアンケートから作りたいとの意見が多く、検討する必要があります。

取り組み 15	総合評価
■生活福祉資金貸付制度	B

○内容

生活の安定と経済的自立を目的とし、資金の貸し付けと必要な相談支援を行います。

○今後の課題

相談が他のニーズ（特に障害等）に結び付くことが多く、今後も総合相談窓口の一つとして機能することが期待されます。

取り組み 16	総合評価
■福祉機器リサイクル事業	B

○内容

ベッド、車イス等の福祉用具を貸与し家庭や地域での生活をサポートします。

○今後の課題

機材のメンテナンス、老朽化等課題がありますが、所期の目的は達成できています。

取り組み 17	総合評価
■権利擁護体制の充実 ■福祉サービス利用支援事業	B

○内容

福祉サービス利用支援事業では、主に認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が低下してきた方の各種福祉サービス利用料支払いの手続きや、日常生活に必要なお金の出し入れの支援を行います。

また、判断能力が低下したため支援が必要な方の消費者被害相談や成年後見制度に関する相談等、その方の権利を守るために必要な支援の体制を整えます。

○今後の課題

高齢者・障害者人口から、今後ニーズは増加すると考えられます。また、制度の周知や理解が進むことにより潜在的なニーズが表出してくると考えられます。一方で、「相談窓口がどこにあるのか」「どんな制度なのかわからない」といった声もあるため、窓口の明確化や相談窓口として支援できる人材の育成及び制度の周知をしていく必要があります。

取り組み 18	総合評価
■弁護士による無料法律相談	B

○今後の課題

所期の目的を達成できているが、相談者1人あたりの相談時間や回数について今後検討の必要があります。

取り組み 19	総合評価
■住環境のコーディネート	D

○内容

住民による交通危険区域調査や、障害者・高齢者の意見を調査し、住民の誰もが使いやすいまちになるように地域づくりのサポートをします。

○今後の課題

住民からは通学路、車いす・老人車の移動等について道路の危険箇所や施設の改善の声があります。またバリアフリー⁶の観点から公共施設や道路の改善提案など住民活動への支援が必要です。

取り組み 20	総合評価
■市民健康福祉まつりの開催支援	B

○内容

住民が参画する市民健康福祉まつり委員会・実行委員会の運営をサポートします。

○今後の課題

会場や、開催方法について、委員会が主体的に活動していくことが求められます。

⁶ バリアフリー…高齢者や障害者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。物理的なもの以外にも、制度上、文化情報、意識上(心)のバリアフリーがあり、どんな人でも不自由なく生活できる社会の実現を目指す考え方です。

取り組み 21	総合評価
■よりあいの場開催支援	B

○内容

地域住民の他世代交流や活動の場づくりを支援します。

○今後の課題

世代間交流や見守りの観点からも、通いの場の必要性が高まっているため、地域住民の主体性を尊重した活動支援を行います。

取り組み 22	総合評価
■いきいき講座の開催	E

○内容

市内4か所で単位老人クラブを対象に健康と生涯学習の講座を実施します。

○今後の課題

所期の目的は達成できました。七尾市では事業が終了しました。

取り組み 23	総合評価
■介護予防教室への協力	B

○今後の課題

認知症予防教室をはじめとし、介護予防・認知症予防の取り組みを周知しています。

取り組み 24	総合評価
■住民福祉懇談会の実施	C

○内容

住民自身が、地域のニーズを把握し解決の方法を話し合うしくみをつくります。

○今後の課題

住民（地域）福祉懇談会の開催を通して、地域の課題を認識し共有しますが、その課題を地域住

民が主体的に解決していくことまでつながっていないことが現状です。

また、参加者は、地域で役職に就いている高齢者が多く、メンバーが固定化している傾向があります。若い年齢層の参加が著しく少ないことが課題です。そのため、新しい層の地域参加者を促すための、つながる仕掛けが必要です。

高齢化率も高くなり、一人暮らしや二人暮らしの高齢者が多い町もあります。高齢者が地域福祉活動の主体を担っていますが、限界があり若い年代の人にも担って欲しいという声を聞きます。そのため、若い年代に向けた情報発信をし「今何もしなくていいのか」と考える機会を作ったり、若い世代が入りやすい町会組織にしたりすることなども有効な手段となってきます。

取り組み 25	総合評価
■福祉活動の普及・啓発	B

○今後の課題

広報誌等で定期的に福祉活動を紹介しています。支え合いマップづくりインストラクターを養成し、仕組みづくりを継続しています。

取り組み 26	総合評価
■福祉教育の推進 ■ボランティア協力校との連携・活動援助	B

○内容

ボランティア協力校と連携し児童生徒の福祉教育の推進と、ボランティア活動の普及を図ります。また、児童・生徒に福祉体験などをとおして、福祉を学ぶ機会をつくり、住民に出前講座や機関誌の発行、各種講座の開催をとおして、意識啓発を図ります。

○今後の課題

福祉教育についての情報提供や、授業の企画に協力するなど、学校等教育機関と連携が必要です。また、各種企業や団体に対しても福祉体験やボランティア実施を働きかけるなど、将来的に地域の困り事の解決に取り組む、地域の社会資源を増やすような取り組みが必要です。

取り組み 27	総合評価
■地区公民館との連携	B

○今後の課題

公民館機能は地域づくり協議会の社会教育関係部会へ引き継がれました。コミュニティセンター

との連携を継続します。

取り組み 28	総合評価
■地域活動の情報提供	B

○今後の課題

地区が作成する広報誌への助成、市社協広報誌においても地域福祉活動の紹介等を行い、周知を継続します。

取り組み 29	総合評価
■身近な活動の場づくり(サロンの設置)	B

○今後の課題

地域住民の主体性を尊重した通いの場の活動支援を行います。

取り組み 30	総合評価
■団体活動への支援	B

○今後の課題

団体として行事開催だけでなく、地域の課題にも取り組む力を持った団体を増やします。組織のあり方を見直し主体的な活動を行えるような関わりを継続します。

取り組み 31	総合評価
■七尾サンライフ福祉センターの運営	E

○今後の課題

やすらぎの間は長年近隣地域住民の憩いの場として利用され、特に福祉風呂は高齢者や障害者の利用も多く、所期の目的は達成しました。七尾市社会福祉協議会としては指定管理が終了しました。

取り組み 32	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者・障害者・生活困窮者への就労支援 ■障害者等交流ショップの開設 	C

○今後の課題

七尾市においても生活困窮者の相談があるため、生活サポートセンターなおとして支援を継続し強化します。

生活困窮者の中でスムーズに一般就労に就くことが難しい方には就労訓練という場があります。七尾市には、生活困窮に対応する就労訓練の場が少ないことが課題です。就労訓練する場があれば、訓練することで収入を得て生活費の一部に充てたり、一般就労につながったりする場合があります。

取り組み 33	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ■世代間交流の推進 	B

○今後の課題

現在は生活支援体制整備の視点からも世代間交流は重要です。今後も助成による支援を継続します。

評価の結果一覧

評価	内 容	
A	目的を達成したため完了または終了	0
B	目的は概ね達成したが、継続が必要	19
C	未達成のため強化が必要	10
D	未達成のため継続が必要	1
E	終了（事業自体を現在はしていない、他の主体で実施済等も含む）	3

1. 目指す将来像

誰もが住み慣れた地域社会の中で快適に暮らしていくために、すべての人たちが希望と安心に満ち、幸せを実感できる福祉社会の実現を目指します。

この目指す将来像は、七尾市民ふれあい福祉条例（平成16年10月1日条例第128号：改正平成17年9月30日条例第60号）の理念のもと、年齢、性別、障害や疾病の有無に関わらず、人間としての尊厳と人格の自由な発展を守り、基本的人権の尊重を遵守し、地域と個人の主体性、そして社会、地域、個人の連携と相互扶助、助け合いの地域福祉を実現する福祉都市としての七尾市の創造を目指しています。

地域福祉活動計画は、七尾市地域福祉計画と緊密に連携し推進していく計画であり、市民、事業者、行政が一体となり地域共生社会の実現を目指すものであるため、目指す将来像、基本理念、基本方針を共有します。

《目指す将来像》

「希望と安心に満ちた福祉都市」

2. 基本理念

本計画では、七尾市民ふれあい福祉条例に基づき「希望と安心に満ちた福祉都市」の実現のため、七尾市地域福祉計画と同じく、以下の3項目を基本理念とします。

1. すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり
2. 偏見や障壁がなく、自由に社会参加できるまちづくり
3. 心豊かで、生き生きと暮らせるまちづくり

3. 基本方針

本計画では、前記基本理念を基に以下3点を基本方針とします。

基本方針1 支え合いの「しくみ」づくり

私たちはみな「いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らしたい」と願っています。

地域において、安全に安心して自分らしく暮らすこと（地域における生きる力）を考えると、自分だけがよければいいのではなく、他人の存在も受けとめ、自分の問題も他人の問題も地域の問題として捉え、解決に向けて取り組むことが必要になります。

「地域で共に生きる力」を培うとき、幅広いネットワーク（人間関係のつながり）が求められます。ネットワークを支え育成するしくみや環境をつくり整えることで、「希望と安心に満ちた福祉都市」を目指します。

基本方針2 支え合いの「こころ」づくり

誰もが、安心して暮らせるまちづくりのためには、その問題解決に向けて「まず自分ができること」から取り組むことが大切です。そしてその中から互いに「助けてほしい」という声を発することができる仲間づくりや、「助けて」という声をキャッチできる人材の育成・支援を行い、地域に住む「人とのつながりづくり」を通じて、「希望と安心に満ちた福祉都市」を目指します。

基本方針3 支え合いの「活動の場」づくり

私たちの生活は物質的には豊かになりましたが、反面、心のゆとりや豊かさは失われつつあります。心のゆとりや豊かさは「人とのつながり」から満たされ、生まれるものです。このためには、人と人をつなぐ場が必要になります。

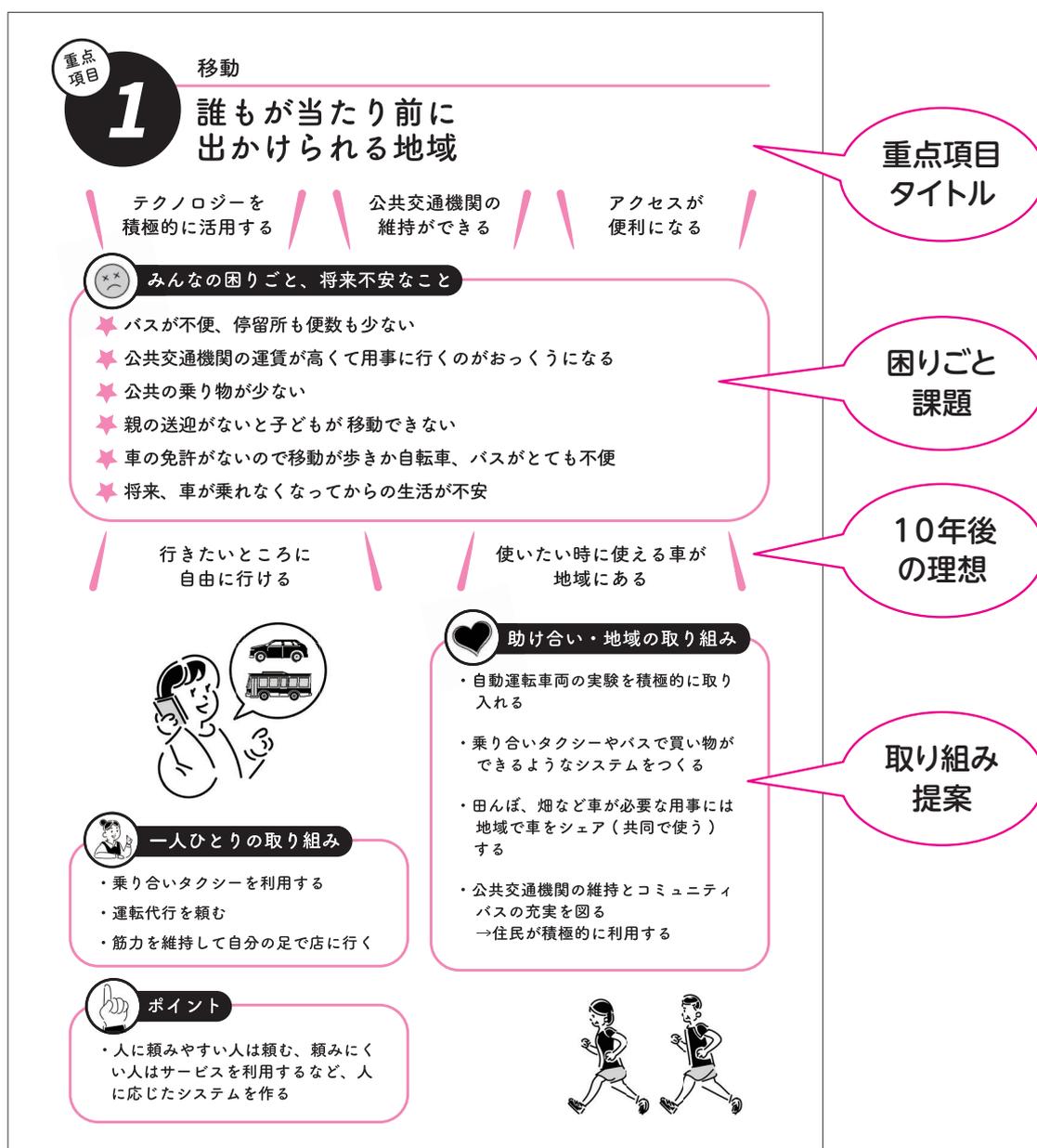
気軽に行ける範囲で集まり、ふれあうことができる場をつくることにより、人とのつながりを通じて、人を思いやる優しい気持ちや温かさを育て、「生きる力」を育み「希望と安心に満ちた福祉都市」を目指します。

第5章 地域課題解決のための取り組み(重点項目)

本計画では、地域福祉懇談会からの意見、市内中学校の2年生と保護者を対象としたアンケートから、現在の困りごと及び10年後に予想される困りごと、福祉問題を中心とした様々な課題を地域課題とし、地域福祉推進会議作業部会において話し合い、優先度の高い課題に対して、地域に住んでいる私たちが取り組むべきものをまとめ、具体的な取り組みを重点事項として提案するものです。

重点項目には、タイトル、困りごと、10年後の理想、主体別の具体的な取り組み、ポイントを記載しています。また、対応する先進事例等も紹介しています。

これは七尾市全体の一般化された課題であり、各地区で取り組む個別計画の基礎計画としても活用できます。



1

誰もが当たり前に出かけられる地域

テクノロジーを積極的に活用する

公共交通機関の維持ができる

アクセスが便利になる



みんなの困りごと、将来不安なこと

- ★ バスが不便、停留所も便数も少ない
- ★ 公共交通機関の運賃が高くて用事に行くのがおっくうになる
- ★ 公共の乗り物が少ない
- ★ 親の送迎がないと子どもが移動できない
- ★ 車の免許がないので移動が歩きか自転車、バスがとても不便
- ★ 将来、車が乗れなくなってしまうからの生活が不安

行きたいところに自由に行ける

使いたい時に使える車が地域にある



一人ひとりの取り組み

- ・ 乗り合いタクシーを利用する
- ・ 運転代行を頼む
- ・ 筋力を維持して自分の足で店に行く



助け合い・地域の取り組み

- ・ 自動運転車両の実験を積極的に取り入れる
- ・ 乗り合いタクシーやバスで買い物ができるようなシステムをつくる
- ・ 田んぼ、畑など車が必要な用事には地域で車をシェア（共同で使う）する
- ・ 公共交通機関の維持とコミュニティバスの充実を図る
→ 住民が積極的に利用する



ポイント

- ・ 人に頼みやすい人は頼む、頼みにくい人はサービスを利用するなど、人に応じたシステムを作る



困りごとが相談できる、 相談されたことを助けられる地域

困り事に地域全体で
取り組むことができる

地域以外の資源・力を
活用できている



みんなの困りごと、将来不安なこと

- ★ 日常のちょっとしたことが大変、1人になると食事が作れない
- ★ 草むしり、ゴミ出しが負担、高齢者は身体的につらい、代わってもらえない
- ★ ゴミの集積所が遠い
- ★ 除雪が高齢者にとってはなかなかできない
- ★ ゴミの分別が複雑化して分からない、守られていないことが多々ある
- ★ 困り事をどこへ連絡したら良いか住民の方が分かりづらい

困りごとを
相談できる場がある



一人ひとりの取り組み

- ・困ったことがあったとき地域に助けてと言える



助け合い・地域の取り組み

- ・高齢者の悩みを聞く場をつくる
- ・町会や子ども会で、高齢者の困り事を自分のこととして考える場をつくる
- ・町会に福祉部会を設けるなど、困っている人を把握し、助け合いを考え取り組む仕組みをつくる
- ・地域の困り事をアウトソーシング¹する



ポイント

- ・地域によって社会資源などが違う必要なものに格差がある
- ・誰が困っているか、何に困っているかを知り、困りごとに地域で取り組む雰囲気を醸成する
- ・この「生活」という項目は、介護やゴミ捨て、買い物、移動等、日常のささいな困り事の全てに関連している



ゴミ出しのアイデア

- ・分別が複雑で難しい場合は、地域全体で分別の方法をチラシにまとめ分かりやすくする
- ・集積所が遠くてゴミを運べない場合は、町会が違っても一番近い集積所に出せるように依頼したり、小中学生のボランティアにゴミ出しを手伝ってもらう

¹ アウトソーシング… outsourcing：直訳は海外から調達する、外国の会社から買うという意味ですが、転じて外部からの調達、外部委託という意味になります。ここでは、住民の役割をシルバー人材センターや障害者の事業所に委託したり、住民だけではできないことを企業や大学に依頼したりなど、外の力も利用することを指します。

3

見守り

子どもも大人も高齢者も顔見知り、 あいさつができて見守り合える地域

近所の人何者か知っている

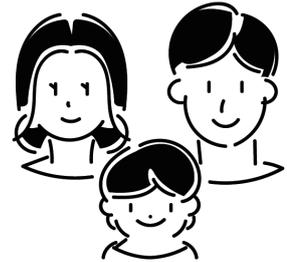
ボランティア、見守りを通して生きがいづくり

ご近所のネットワークが出来ている



みんなの困りごと、将来不安なこと

- ★ 見守り体制の構築が難しい
- ★ 通学路の安全確保（見守り、危険箇所）が必要
- ★ 高齢者の見守り（引きこもり含む）どうする？
- ★ 徘徊する高齢者の見守りが大変
- ★ 高齢者世帯への関わり方をどうしたらいいかわからない



SOS 出せない人には
出しやすい環境を！

業者（新聞・水道・電気）と
家族・親戚、近所・地域で見守りできる



一人ひとりの取り組み

- ・ 高齢者は見守られるだけでなく、見守ることもできる
- ・ 家族も積極的に見守りする
電話や訪問、近所と連携



助け合い・地域の取り組み

- ・ 小学生の見守りを親だけでなく地域ぐるみで行う
- ・ 顔を合わせる場をつくる
- ・ 住民が外にできるきっかけをつくる
- ・ 地域を超えた見守りをつくる
（子ども、高齢者）



ポイント

- ・ なぜ「見守り」が必要か？を考えてみよう
- ・ 知らない人は“見守り”できない
→顔の見える関係、つながりづくりを地域で
- ・ 民生委員や地域福祉推進員だけでは見守りは出来ないため、地域ぐるみでフォローする
- ・ 声かけ、あいさつから見守りへ
見守りから助け合いへ



誰もが必要なものを自分で
選んで買うことができる地域

買い物を
気軽に頼める

自分が行けなくても
お店が来てくれる

家の近くで
買い物ができる



みんなの困りごと、将来不安なこと

- ★ 買い物難民で困っている、遠くの店までの移動手段がない
- ★ 近くに店がない！欲しい物が中々見つからない
- ★ 移動販売がもっと身近になって欲しい
- ★ 高齢になり免許の返納時期が近付いているが、買い物が不便になるのが悩み
- ★ 市内の店が少ない、専門的なものは外に行くか通販で購入しないといけない



高齢者もインターネットで
自由に買い物ができる

自分で店まで行くことが
できる（自分で移動できる）



一人ひとりの取り組み

- ・自分で買い物に行けるように、健康に気を付ける
- ・ネットショッピングや通販、宅食サービスを活用する



地域ニーズの把握

- ・買い物で困っている人を地域で把握する
- ・高齢者向けのIT教室を開催する
- ・デマンドタクシー2や乗り合いバスを地域で運行する



助け合い・地域の取り組み

- ・買い物に代わりに行く
- ・重いものを運ぶボランティア
- ・買い物ができる場所に車で連れて行く
- ・地域の店をみんなで使う、つぶさない
- ・みんなで地域に店を開く（共同店）
- ・移動販売の充実（品揃え、回数、車両数）
- ・地場産マルシェを開催する



ポイント

- ・買い物は「移動」「選択」すべて自分でできるから幸福度が上がる
- ・「買う」ことだけでなく、その場に行くことが大切
生活の一部としての「買い物」と意識する

2 デマンドタクシー…デマンド乗り合いタクシーと呼ぶこともあります。事前に住民が登録して利用する乗り合い型交通です。タクシーよりも利用料が安く、自宅や停留所で乗り降りし数人が乗り合いで利用します。企業と地域や企業と自治体が協力して実施することが多いサービスで、定期的なバスの運行が不可能な地域などで実施が進んでいます。

運営に自分ごととして取り組める
町会組織若い人も町会運営に
参加している町会活動に参加しやすい
仕組みができている

みんなの困りごと、将来不安なこと

- ★ 世代交代が出来ない、同じ人がずっと役員をしている、負担が大きい
- ★ 地域の担い手 がない、一緒にやってくれる人がいない
- ★ 若い人の地域離れ
- ★ 地域行事への参加が少ない、参加者の固定化
- ★ 町会（共同体）の維持が出来ない
- ★ 近所のコミュニケーション、世代間交流が少ない

世代ごとの
役割分担ができる町会運営の意味・意義を
みんなが理解している

一人ひとりの取り組み

- ・ 地域 の将来を想像してみる
- ・ 自分のこととして意識する



助け合い・地域の取り組み

- ・ 10年後も維持できる共同体にする
 - ・ 町会活動の見える化と組織の再編
 - ・ 町会活動・行事の見直し
- ・ アウトソーシングも検討する
 - ・ シルバー人材センターや障害者の事業所を活用
 - ・ 学生や他地域のボランティアも取り込む
- ・ 子どもにも参加してもらい、若い世代も町会活動に取り込む
- ・ 役についた人にメリットがあるようにする
 - ・ 地域通貨やポイント制にする
- ・ 転入者にもしっかり情報提供をする
- ・ 引っ越ししてきた人や集合住宅の人町会に参画できるように
- ・ 集まる場所をつくる



ポイント

- ・ 今の町会活動は地域の現状に合っているか？
- ・ 世代が違くと、考え方が違う
- ・ 仕事で忙しい若い世代ができる役割は？
- ・ 新しい取り組みは町会から！
- ・ 町会の役割や仕事をみんなが理解しているか？人に説明できるか？
 - ・ 町会の教科書、説明書をつくり理解を深める
- ・ 転入者が生活を始めやすいように地域でフォローできているか
- ・ 子どものころから町会・地域になじむ取り組みを企画する

みんなで健康づくりをすすめ 介護者が生活しやすい地域

趣味や生きがいをもって
健康を維持できる

介護保険制度やその相談
窓口が分かりやすい

地域の集まりで介護の制度や
技術を知る事ができる



みんなの困りごと、将来不安なこと

- ★ 将来の家族の面倒・介護、仕事と介護の両立が出来るのか
- ★ 健康でいられるか不安、家族が病気になったら生活が大変
- ★ 認知症になったらと不安
- ★ 介護している人が集まって相談出来る場が欲しい
- ★ 老老介護³になるのが怖い
- ★ 制度が良く分からず不安、介護になったらどこへ相談したらよいか



一人ひとりの取り組み

- ・心身の機能が低下しないように日常生活においても気を付ける
- ・住民も制度等を知る努力をする
- ・老老介護³等で負担が大きい場合、地域や関係機関に伝える努力をする



ポイント

- ・個人のマンパワーだけではなく、身近なところ（コミュニティセンターなど）で困り事を相談して、組織として取り組む必要がある



アイデア

- ・若者向けの介護の勉強会で制度の理解を深め、自らの世代の問題点に目を向けてもらう
- ・高齢となっても車を運転できるように、自動車学校とスポーツジムに協力してもらい、視力・認知機能等を維持する機会を作る
- ・AI化やデジタル化を進めて介護の負担を減らす



助け合い・地域の取り組み

- ・ボランティア活動を通して役割を持ってもらう
- ・生きがいづくり
 - ・趣味を持っている人は健康！
- ・多世代交流を進める
 - ・子どもが高齢者に元気をくれる
- ・地域で介護教室を実施する
- ・空き家をグループホームとして活用
- ・若者にも「介護」を考えてもらう機会をつくる
- ・もっと分かりやすい制度の周知方法を考える
- ・「福祉の人」以外の人にも巻き込んだ話し合いの場をつくる
- ・重度者はプロ、軽度者を地域でみられる仕組みをつくる

³老老介護…65歳以上の高齢者が、同じく65歳以上の高齢者を介護している状態のことを言います。「83歳の夫を82歳の妻が介護している」や「94歳の親を73歳の息子が介護している」といった状況が当てはまります。認知症の人が認知症の人をで介護する、認認介護という言葉もあります。

空き家・空き地を活用し、 みんなの居場所がある地域

空き地や空き家の管理が
できている

地域で空き地空き家を
有効に活用している



みんなの困りごと、将来不安なこと

- ★ 空き家の管理、増加、倒壊や防犯的にも危険
- ★ 空き家、空き地の利用について
- ★ 地域に集まる場所がほしい、交流サロンを充実してほしい
- ★ 子どもの居場所がない、子どもが外で遊べる場が減っている
- ★ 高齢者が交流できるところが不足している、高齢者のひきこもり対策が必要
- ★ 福祉拠点が地域内にない、集団で話し合う場所が昔より少ない

自分の「家」に対する未来図を考え
相談できる場所がある



助け合い・地域の取り組み

- ・ 空き家マップを作成して把握する
- ・ 本人や家族が元気なうちに建物の行く末を決めてもらって、必要があれば地域で確認する仕組みをつくる
- ・ グループホームや町内の子どもの遊び場、公園、菜園など、有効に活用することを検討する



ポイント

- ・ 空き家や空き地の利活用を考える
 - ・ 相続等の問題もあるため一概には言えないが、活用方法を持ち主に提案する方法も有効と思われる
 - ・ 活用の際には、持ち主に相談し、草刈り等の管理を地域で行うことも考えられる
- ・ 子ども、若者が元気になるような取り組みをして地域全体を元気に



災害時に混乱しない仕組みづくりに 大人も子どもも真剣に取り組める地域

避難先のバリアフリー
を考えている

若い人も参加しやすい
取り組みがある

地域・町会だけでなく外の力
(学生・小中学生)を活用、力を借りる



みんなの困りごと、将来不安なこと

- ★ 災害が起きた時に障害者や高齢者はどうする？
- ★ 小さい子どもがいる家、妊婦さん、障害児へ災害時の支援は？
- ★ まず自分が助かることが大切だけど、その後の助け合いは？
- ★ 避難所（一時避難所）が周知できていない
- ★ 災害時に地域は何が出来るのか

地域の災害対策を分かりやすく「見える化」している

子どもの頃から災害の教育
に触れる機会がある

地区、個人の避難
計画を作成している



一人ひとりの取り組み

- ・防災バッグを家で準備する
- ・避難経路、避難先を家族で話し合う



アイデア

- ・地域・町会だけでなく外の力（学生・小中学生）を活用、力を借りる
- ・専門の学生の力を借りて、避難支援アプリの開発など



助け合い・地域の取り組み

- ・避難訓練を定期的・継続的に行う
- ・自主防災組織の機能を見直し活用する
- ・防災リテラシー⁴の向上を図る取り組みをする



4 防災リテラシー…「防災」と「リテラシー（literacy）」の造語です。リテラシーは元々は読み書き（識字）能力、特定分野の技能、知識、能力という意味です。つまり防災リテラシーとは災害に対する知識や技能を身に付けることで、災害時に生き残るための力を得ることを指します。



ポイント

防災・災害対策は個人から地域まですべてが意識を持って取り組むことが必要です。

被災時に避難所で考えなければならない問題のほとんどは、日頃私たちが「わかっていたのに手をつけなかった福祉課題」です。気づいていた、わかっていたのに、無視し気づかないふりをしていた問題が、有事に表出してきます。

そのため、災害時を考えるときには、平常時の問題から考えていく必要があります。その問題に一つ一つ取り組んでいくことが災害対策につながると言えます。

災害が起きた時、設備や環境が整わず、しわ寄せが来て、最もつらい思いをするのは誰でしょうか。それは、介護が必要な高齢者、障害者、妊産婦、子どもそしてその家族です。

彼らが避難先でも安心して過ごせる環境は、誰にとっても安心できる環境です。ですから、避難先に指定される施設や、一時避難所となる集会所などのバリアフリーや備蓄、備品の配置は平常時にできる最も大きな取り組みの一つです。

災害は、誰もが遭遇する危機ですが、誰もが体験することではありません。災害の恐ろしさを伝え、たゆまず備えていくことは非常に重要なことです。

「いなむらの火」「つなみてんでんこ」の様に先人から伝えられたものがあります。

今、阪神大震災や東日本大震災、熊本地震を始め、集中豪雨や竜巻など私たちを取

り巻く環境はいつ災害が起こってもおかしくないものになっています。

防災の取り組みは、まず自分が生き残ることからですが、地域で取り組むことで、個人の意識も高まり防災リテラシーの向上につながります。地域の取り組みは、まず地域にどのような人がいるかを把握し、災害が起こった時にどのように行動するかを決めていく必要があります。

その為には普段からの関係性を培っておく必要がありますし、その関係性が安否確認や避難行動にも影響してきます。

防災リテラシーを向上させるためには、高齢者や若者、子どもなどすべての世代を巻き込む必要があります。町会の一部の人だけでなく、様々な地域住民が参加しやすい防災イベントを企画することが求められます。

また、避難経路や連絡手段についてもよく調べて考える必要があります。今後は、避難先への誘導や安否確認ができるアプリなど災害対策のデジタル化も進んでくると考えられ、地域だけではなく、外部の力も活用する視野の広さが必要になります。

大人だけで考えるのではなく、小学生や中学生、高校生が防災計画づくりに携わることもできるでしょうし、外部の町会と避難先の受け入れなど助け合いの協定を結ぶなども考えられます。

大学や専門機関との連携も可能です。



将来の担い手が育つ地域

七尾を好きと言える
大人が増えている

七尾に住みたいという子
どもが増えている



みんなの困りごと、将来不安なこと

- ★ 地域の活動、行事に参加する子どもが減っている
- ★ ボランティア活動をする子ども、興味のある子どもが減っている
- ★ 地域社会に継続して関わる仕組みがない



大人も子どももボランティア活動
をする人が増えている



助け合い・地域の取り組み

- ・防災訓練等で小中学生に役割を持ってもらう
- ・親子で参加できるイベント
- ・厄年、成人のときに地域に何か貢献する
- ・子どもが企画するイベント



ポイント

子ども会や青年団、老人クラブなどライフステージごとに地域に関わる仕組みがありますが、現在は空白の期間が多くなっています。

アンケートによると中学生から20代前半、50代から60代半ばの二つの年代において、地域との関わりが切れやすいことが分かりました。

特に中学生から20代前半の年代に地域に関わらないことは、地元への愛着や、地域への興味の減退につながりかねません。実際に中学生のアンケートでは10年後に七尾に住んでいると思わないと思う生徒が6割以上で、七尾市の若者の流出は現実のものとなっています。

そのため、各世代で継続して地域に関わることのできる仕組み作りをすることを提案します。

例えば、親子で参加できるイベントや、子どもが企画するイベント、参加することでまちの歴史や行事の由来がわかるようにすることや、きっかけ作りには参加に対し見返りをつくることも一つの手段でしょう。

また、子どもたちが企画すること、出したアイデアに対し、大人が本気で考えて子どもたちのアイデアを具現化することで、子どもたちは地域に対する愛着を深め、アイデンティティの確立をしていきます。

小学生、中学生、高校生など各世代の子どもが社会に関わる事業に参画してもらうような企画をしたり、ボランティアを学校単位で考えて、福祉イベントで表彰したり活動に予算を付けるなど、地域と子どもをつなぐ取り組みを提案します。

課題：移動

事例先：輪島市

実施主体：輪島市商工会議所

取り組み：自動運転社会実験の受け入れ

内容：

国土交通省、経済産業省が進める自動運転技術を利用した「無人自動走行システムの移動サービス」の実証実験のサンプルとして協力しています。

輪島市は、市街地という特性から、小型電動カートの運転をすることとなりました。



課題：生活

事例先：愛知県阿久比町

実施主体：いきいきクラブ宮津山田達者会（老人クラブ）

取り組み：お助けマンとして高齢者の暮らしを支える

内容：

元気なお助けマン（高齢者）が、日常生活の小さな困りごとを抱えている近所の高齢者を助けています。

最初は、老人クラブ会員相互の支え合い支援として始まりました。最近は会員外の方へも実施しています。お手伝いのメニュー（全9項目）を提示し、片付けや電球交換、自転車のパンク修理等を行っています。

メニューの中でも多く依頼があるのは、車の運転ができなくなった方からの粗大ゴミ回収です。



課題：見守り

事例先：滋賀県高島市

実施主体：福祉推進委員会（町内会単位毎に設置）

取り組み：見守りネットワーク活動内で見守り会議を開催

内 容：

ネットワーク内の見守りをを行っている住民同士で定例（月1回程度）の見守り会議を行っています。

会議では心配な方の生活状況や、新たに見守りが必要な方への対応について意見交換を行います。必要があれば見守りの回数を増やし、ちょっとした困りごとへの対応（例えばゴミ出し、雪かき、買い物等）について検討しています。

住民同士の見守りや助け合いで困難な事例（問題）があった場合、見守り会議に専門機関も来てもらい、住民と専門職と一緒に問題を考えています。



課題：買い物（移動）

事例先：能美市

実施主体：能美市社会福祉協議会

取り組み：交通弱者を市内の商業施設等へ送迎する各町会地域福祉委員会を支援

内 容：

能美市商工会女性まちづくり研究会が所有し、移動販売に使用している伴走車両を、月2回ある販売日以外を市社会福祉協議会が借り受け、買い物支援活動をする町会を単位とする地域福祉委員会に貸し出す取り組みです。利用は無料です。運転は地域福祉委員会が行います。ガソリン代は実費を借りた地域福祉委員会が負担します。

市内に91ヶ所ある地域福祉委員会に利用してもらえるよう周知しています。



課題：買い物（移動）

事例先：能美市

実施主体：能美市商工女性まちづくり研究会

取り組み：高齢者の買い物を支援するために、移動販売を開始

内容：

買い物弱者への支援、巡回先の地域での物品の買い取り（生きがづくり）、地域交流を目的として、能美市商工会女性部の発足した「まちづくり研究会」が主催し行っている取り組みです。

15名程の販売スタッフで、月に2回移動販売を実施しています。

「自動車の運転ができなくなったら不安」や「近くにあった商店がなくなって買い物が不便になった」などの地域の声を耳にし、研究会を立ち上げました。

利用者が増加してきたため、伴走車も購入し生鮮食品だけでなく、需要の高いトイレットペーパーなどの日用品も届けられるようにしています。また、巡回先の地域で梅干しや山菜などを買い取り、次の巡回先で販売するなど、製品の作成と販売を通した利用者の生きがづくりに取り組んでいます。



課題：買い物（移動）

事例先：魚津市

実施主体：魚津市社会福祉協議会

取り組み：買い物支援（3地区）による実施

内 容：

それぞれの地区の要望に沿った買い物支援を実施し、買い物時は、地区社協、民生委員、福祉推進員は、買い物の支援や利用者への声かけ、見守り活動も兼ねています。

①大町地区：

市場形式 / 週1回 / 上町会館（集会場）

地元商店の協力で地場産野菜、お惣菜を販売しています。



②片貝地区：

移動注文販売車形式 / 週1回 / 島尻第三公民館 / 東城倉庫

地元商店の移動販売車が地区に出向いて、地場産野菜、お惣菜を販売しています。

また、欲しい品物があれば、注文票にて発注し、翌週届けてもらうこともできます。

③西布施地区：

乗合カー形式 / 月1回 / ショッピングセンターでの買い物

市内のタクシー会社と福祉施設（運転手付きで車両の空き時間帯を利用）の協力を得て、ショッピングセンターへの運行を支援します。



課題：担い手

事例先：大阪府阪南市

実施主体：桃の木台校区（小学校区）夢かなえ隊（市社会福祉協議会による支援）

取り組み：子ども福祉委員「夢かなえ隊」

内 容：

中学生の有志が、困っている人の思いや夢をかなえるため「夢かなえ隊」として活動しています。

日常のちょっとした困りごと（庭の草抜き、カーテン付け替え、買い物付き添い等）への対応はもちろん、対応するために子どもたちが車いすの操作方法を学習したりと、子ども自身の学びと成長にも繋がっています。



第6章

七尾市社会福祉協議会が強化する取り組みについて

七尾市社会福祉協議会では、地域福祉懇談会及びアンケートで確認した課題を解決するために中長期の計画として取り組みを実施していきます。

1. 住民課題に対する取り組み

住民課題に対しては、地域住民主体による取り組みを支援します。

課題	方針
<u>移動</u>	住民によるデマンドタクシーや、社会福祉法人の地域貢献など、地域の社会資源を活用した課題解決にむけた取り組みを支援します。
<u>生活</u>	地域の人々が互いに助け合える関係づくりを進めるための支援をします。
<u>見守り</u>	地域福祉ネットワークを活用し、民生委員や地域福祉推進員、町会長など限られた人だけでなく、地域で暮らすだれもが互いに見守り合う温かい地域づくりを支援します。
<u>買い物</u>	高齢者や障害者などが、食料品をはじめとした生活必需品の購入ができる環境を整える支援をします。
<u>つながり・担い手</u>	町会単位の取り組みや地域活動の存続について、ボランティアの活用を含めた組織改編の提案など、継続可能な自治組織の運営を支援します。
<u>介護・健康</u>	健康寿命の伸長や介護予防の取り組みを支援します。 可能な限り在宅で生活し続けられる地域づくりの取り組みを支援します。
<u>空き家</u>	住民による空き家の活用や、所有者の意向確認など、町会や地域の取り組みを支援します。
<u>防災・災害対策</u>	町会単位での防災や災害時活動の取り組みや組織作りを進めるため、自主防災組織・地域福祉ネットワークの活動を支援します。
<u>環境整備</u>	高齢者や障害者、児童が安心して利用できる環境を整備するため、町会をはじめとする地域住民が危険個所の把握や改善に関する提言などを行えるように支援します。

※獣害に関して、福祉との関連性がより高い環境整備を繰り上げました。

2. 第2次地域福祉活動計画から引き継ぐ取り組み

(1) 七尾市社会福祉協議会が主体的に取り組む活動

第3章で記載した第2次地域福祉活動計画の振り返りから、本計画で特に強化すべき項目について以下にまとめました。

①地域福祉ネットワークの構築と拡充・住民の福祉活動の促進

見守りや課題解決を地域の力で進めていけるように、地域福祉ネットワークの活動を促進します。地域福祉ネットワークは、障害者や高齢者など支援が必要な方の地域生活を支えるしくみでもあり、自主防災組織による防災活動や、避難活動の対象者の把握や具体策の検討にも必要です。

②地区社会福祉協議会等（地区単位）活動の活性化・地域福祉懇談会の実施

地区社会福祉協議会や地域づくり協議会（福祉関連部会）の活動を支援します。

地域福祉は町会単位の活動の集約です。町会単位の福祉活動を活性化させ、連携させるには、地区単位で活動の方向性を考えたり、情報共有したりすることが肝要です。また、地区単位の規模で課題の整理や解決策を協議することで、七尾市全域での提言や活動につながります。

地区単位で方向性を考える場として地域福祉懇談会があります。地区社会福祉協議会や地域づくり協議会の福祉関係部会が実施主体として想定されます。

③ボランティアセンターの充実・ボランティアの養成

七尾市内におけるボランティア活動のニーズ調査を実施します。また、組織的なボランティア活動がしやすくなるよう各種団体の連携支援や、新たな活動につながるボランティア講座等を開催します。

七尾市では、ボランティアグループの高齢化が顕著で、新たな活動ができにくい状況です。そのため、高齢者と児童と一緒にできるボランティアや、多世代で参加できるボランティアを企画します。さらに、児童生徒によるボランティア活動や、企業による社会貢献活動を促進するような事業を実施します。

④権利擁護体制の充実

認知症高齢者や障害者の成年後見制度や金銭管理など、本人の権利と財産を守るという潜在的なニーズがある一方、総合的な相談窓口が現在ない状況です。そのため、地域の中で相談を受けたり支援につないだりできる人材を育成します。

また、障害者の権利擁護及び認知症高齢者の増加に伴うニーズの顕在化に対応するため、成年後見制度の普及と利用の円滑化を図ります。

⑤福祉教育の推進

生活圏の中で、地域と密着したボランティア養成や福祉体験のプログラムを企画・実施します。
ボランティア養成後または福祉体験の後、地域に活動が反映される仕組みを作ります。
学校と協力し、福祉体験を積極的に実施し幼い時から福祉に触れることで、高齢者や障害者を始め、妊産婦や児童などが排除されない社会（ソーシャルインクルージョン）を目指します。

⑥多職種連携・専門機関のプラットフォーム化・地域との連携

様々な福祉事業所、相談機関が連携することで、課題に対し多角的な視点で解決にむけ関わることが出来ます。

多くの福祉課題は地域で起きており、専門機関の支援だけで解決できるものではありません。居住する地域の住民や福祉に関わる支援者、家族などと連携し課題に取り組む必要があります。

そのため、専門機関と地域が連携するためのプラットフォーム化を推進します。

七尾市社会福祉協議会は、地域の困りごとの調査や地域資源をつなぐ役としても機能する必要があります。そのため、福祉課題の分野を限定することなく幅広く相談を受け、福祉活動につなげていく総合相談の取り組みも強化していく必要があります。

(2) 具体的な取り組みの例

①地区担当制の導入

七尾市社会福祉協議会職員で地区担当制を敷くことが考えられます。担当地区に深く関わることにより、住民との連携が深まり、地域の課題が見えやすくなり、また総合相談の窓口になるなど、本計画における重点項目の展開が円滑に進むことが期待できます。

②権利擁護センターの設置

成年後見制度の相談や、福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の実施、市民後見人の育成、親族後見の支援等、金銭管理や財産管理に関する相談支援の総合窓口として権利擁護センターを設置します。

第7章

計画の進行管理について

本計画は、七尾市社会福祉協議会が地域住民の意見や困りごとを集約し、福祉、教育等関連分野の住民代表が参加する地域福祉推進会議及び同作業部会において協議した内容をもとに策定した民間計画です。

行政計画による各種施策を利用しながらも、制度やサービス、専門サービスだけでは解決しきれない細かな地域の課題を、住民も力を出し合って解決していくための方針や提案をまとめたものであり、七尾市社会福祉協議会を始め、地区社会福祉協議会や地域づくり協議会、民生委員、町内会など自治団体や地縁団体が協働していくことを計画の根幹としています。

多様な団体、我々一人ひとりの取り組みが「10年後の七尾」づくりにつながっていくため、この計画で提案する取り組みの進捗状況を確認し、評価しながら、取り組みの強化又は見直しを行っていくことが肝要です。

そのため、七尾市社会福祉協議会では、進捗状況の確認及び評価を継続して行っていきます。

(1) 地域福祉推進会議の開催

地域福祉活動計画を総合的に推進するため、現状の把握と、俯瞰的・全体的な視点で評価することが大切になります。七尾市社会福祉協議会では、第2次地域福祉活動計画から引き続き、地域福祉推進会議を設置し、計画推進に関する事項について、進捗状況の把握、評価、見直しや強化などの調整を行っていきます。

開催頻度は、原則として年に1回以上とします。評価年は開催回数を増やし、内容について協議を行います。

また、見直し期は、見直しに必要な様々な調査を行うことも想定されるため、必要に応じて開催していきます。

(2) 計画の進行管理の時期と評価の方法

計画を前期3年・中期3年・後期4年の3期に分けて評価を行います。

また、最終の2か年は、見直し期として、10年間の総括と第4次計画に向けた策定の期間とします。計画の評価の方法は以下の方法を用いて行います。

なお、評価は本計画第5章の重点項目及び第6章の七尾市社会福祉協議会の取り組みを中心に行います。

また、行政計画との整合性も図るため、評価時には行政担当課への情報提供や、社会情勢に即した取り組みを随時検討します。

主な現状調査の例

- ・地域福祉懇談会
- ・七尾市内中学2年生とその保護者へのアンケート
- ・地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、女性会、子ども会等各種団体へのアンケート

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
地域福祉 計 画	前期					後期				
地域福祉 活動計画	前期			中期			後期			
			評価			評価			評価・見直し期	

資料編

1. 地域福祉懇談会実績

期間：令和2年1月28日から令和3年1月20日

No.	開催日	地区	人数
1	1月28日(火)	石崎地区	34
2	2月1日(土)	東湊地区	42
3	2月8日(土)	矢田郷地区	41
4	2月13日(木)	西湊地区	27
5	2月14日(金)	徳田地区	48
6	2月17日(月)	高階地区	33
7	2月18日(火)	御祓地区	51
8	2月20日(木)	袖ヶ江地区	26
9	2月22日(土)	和倉地区	30
10	2月26日(水)	能登島地区	43
11	2月27日(木)	南大呑地区	19
12	8月6日(木)	中島地区	89
13	9月16日(水)	北大呑地区	10
14	9月24日(木)	田鶴浜地区	63
15	1月20日(水)	崎山地区	19

2. 七尾市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、七尾市民ふれあい福祉条例（平成16年七尾市条例第128号）の規定に基づき、七尾市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、保健福祉に関する諸計画の策定や進行管理、健康福祉に関する重要事項及び福祉施設等整備計画に関する事項を調査審議する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 地域の代表者
- (5) ボランティア団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会に、専門の事項を審議するため、次に掲げる分科会を置く。

- (1) 地域福祉分科会

- (2) 高齢者福祉分科会
- (3) 障害者福祉分科会
- (4) 児童福祉分科会
- (5) 保健医療分科会

2 各分科会は、委員15人以内で組織する。

3 審議会の委員は、委員長の指名により、いずれかの分科会に属するものとする。

(委員の報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年七尾市条例第43号）の定めるところによる。

(事務局)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

七尾市健康福祉審議会委員名簿（令和2年度）

五十音順

氏 名	所 属	備 考
岩 永 由起子	七尾商工会議所	
岡 田 文 貴	(一社) 石川県社会福祉士会	
奥 村 義 治	(一社) 七尾市医師会	
川 淵 正	七尾市ボランティア連絡協議会	
國 下 茂	七尾市健康まちづくり推進連絡会	
藏 定 伸	七尾市民生委員児童委員協議会	副委員長
国 分 由紀子	市民代表	
先 川 孝 一	石川県歯科医師会七尾歯科医師会	
櫻 井 定 宗	七尾市法人立保育連絡協議会	
佐 藤 一 郎	七尾市町会連合会	
津 田 博 美	(福)七尾市社会福祉協議会	令和3年1月13日～
(南 紀 一)	〃	委員長 ~令和2年12月17日 委員 ~令和3年1月12日
松 原 隆 夫	石川県能登中部保健福祉センター	委員長 令和2年12月18日～
村 中 和 彦	七尾市立小中学校校長会	
森 光 弘	七尾市総合福祉施設協議会	
若 林 稔	七尾市地区社会福祉協議会等連合会	令和2年6月23日～
(廣 澤 郁 夫)	〃	～令和2年6月22日

3. 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七尾市健康福祉審議会規則（平成16年七尾市規則第75号、以下「規則」という。）第7条の規定に基づく、地域福祉分科会（以下「分科会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 分科会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) その他地域福祉の重要事項に関すること。

(組織)

第3条 分科会の委員（以下「委員」という。）は、規則第7条第3項に該当する者のほか、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 有識者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 事業者・施設関係者
- (5) 地域の代表
- (6) ボランティア団体代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、当初の委員の任期は、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

2 委員に、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 分科会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(意見の聴取)

第7条 分科会は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 分科会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会委員名簿(令和2年度)

五十音順

氏名	所属	備考
大森俊彦	市民代表	
川淵正	七尾市ボランティア連絡協議会	
神野正博	(一社)七尾市医師会	
斉藤秀雄	能登鹿北商工会	
佐藤一郎	七尾市町会連合会	副会長
千場恵美子	七尾市女性団体協議会	
津田博美	(福)七尾市社会福祉協議会	令和3年1月13日～
(南紀一)		～令和3年1月12日
久木稔夫	七尾市老人クラブ連合会	令和2年6月29日～
(南朋之)	〃	～令和2年6月28日
飛弾和男	七尾市健康まちづくり推進連絡会	
本丹孝一	市民代表	
松本清春	石川県能登中部保健福祉センター	
守世志子	七尾市民生委員児童委員協議会	会長
山口清典	特定非営利活動法人 清寿会	
若林稔	七尾市地区社会福祉協議会等連合会	令和2年6月23日～
(廣澤郁夫)	〃	～令和2年6月22日

4. 七尾市健康福祉審議会・同地域福祉分科会開催実績（令和2年度）

開催日	内 容
令和2年	
6月25日	第1回 七尾市健康福祉審議会 ・市長からの諮問事項（計画策定）について ・審議会及び各分科会の今年度の主な取組について
7月21日	第1回 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・令和元年度の主な取組実績について ・令和2年度の主な取組について ・第3次七尾市地域福祉計画の策定方針について
10月27日	第2回七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・第3次七尾市地域福祉計画（案）について
11月27日	第3回七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・第3次七尾市地域福祉計画（案）について
12月18日	第2回 七尾市健康福祉審議会 ・各計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和3年	
1月4日～ 1月18日	パブリックコメントの実施
1月27日	第4回 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・第3次七尾市地域福祉計画（案）について ・令和2年度の主な取組実績について
2月19日	第3回 七尾市健康福祉審議会 ・各計画（案）について ・令和2年度各分科会の取組実績について
2月24日	市長へ答申

5. 関係法令

○七尾市民ふれあい福祉条例

希望と安心に満ちた福祉社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の下、幸せの実感を求める福祉の心は、すべての人たちが人格的にふれあって共感し、誰もが可能な限り住み慣れた地域社会の中で快適に暮らしていくことである。

そのためには、人間としての尊厳と人格の自由な発展が守られ、自ら生きがいをもって、安心して社会のあらゆる分野の活動に参加できるよう、様々なハンディキャップを持つ人たちの障壁を取り除くことが大切である。

市民の福祉は、基本的人権とそれに基づく権利・義務、社会的保障・相互扶助と自立・自助努力、社会連帯と自己責任の結合によってもたらされるものであり、人間性の尊重と個人の主体性を基本としながら、お互いの理解を深め、共に助け合い、共に生きるという考えに立ち、市、市民及び事業者が一体となって、すべての市民のための地域福祉を実現していかなければならない。

ここに、私たち七尾市民は、このような福祉のまちづくりを総合的に推進し、「希望と安心に満ちた福祉都市」を創造することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この条例は、市民のより豊かで生きがいのある生活と幸せを実感する福祉の理念を明らかにし、市、市民及び事業者それぞれの責務と役割の下に、福祉のまちづくりに関する基本的事項を定め、もってその総合的推進を図る。

(基本理念)

第2条 福祉のまちづくりを推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり
- (2) 偏見や障壁がなく、自由に社会参加できるまちづくり
- (3) 心豊かで、生き生きと暮らせるまちづくり

(基本的方向)

第3条 福祉のまちづくりに関する施策は、次に掲げる基本的方向に基づき実施するものとする。

- (1) 市民がお互いに理解しあって地域で共に生きていく社会をつくるため、コミュニティの形成や住民主体の福祉ネットワーク活動を総合的に進めるなど、地域福祉推進基盤の整備を図ること。
- (2) 市民が地域社会の中で自己決定に基づき自立し、自由な意思を持って社会活動に参加できるよう生活及び都市環境における心理的かつ物理的障壁を除去するなど、バリアフリー社会を推進すること。
- (3) 市民が社会福祉の問題を自らの問題として考え、福祉のまちづくりへの参加やボランティア活動の展開など、様々な形で支え合う人間性豊かな社会の実現を目指すこと。

第2章 基本的視点と責務

(基本的視点)

第4条 福祉のまちづくりは、人間尊重、主体性尊重及び地域生活尊重の共生の理念を大切にし、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担って推進するものとする。

2 福祉サービスを有機的に提供するため、施策のあらゆる分野において福祉の視点を取り入れられるように努めるとともに、関連する施策を体系化し、総合的に推進することにより、サービス利用者の生活の質的向上を図るものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第2条に規定する基本理念及び第3条に規定する基本的方向に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び推進に当たっては、国、県及び関係機関との連携を図るものとする。

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設で市民の利用に供するものについて、高齢者、障害者、児童その他日常生活において福祉サービスを必要とする者（以下「高齢者、障害者等」という。）の意見を尊重しながら整備を進めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、地域社会の一員として、互いに理解し、共に助け合い、支え合うことにより、福祉コミュニティの形成に努めるものとする。

2 市民は、自らが主体者となり、地域福祉の充実、確立に努めるとともに、積極的に福祉のまちづくりに参加し、市が実施する施策に協力するものとする。

3 市民は、市が実施する各種の福祉サービスを等しく受ける権利を有するとともに、その福祉サービスの提供に伴う応分の負担を負うものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その事業活動が地域社会と密接に関わることを配慮し、福祉のまちづくりに関する市の施策に協力するものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設で市民の利用に供するものについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようバリアフリーのための整備を進めるものとする。

第3章 地域福祉の展開

(地域福祉計画の策定)

第8条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、地域福祉計画を策定し、社会福祉事業の健全な発達を支援するとともに、提供するサービスの適切な利用を推進するものとする。

(地域社会の連帯と共生)

第9条 市民は、地域社会の一員であり、地域福祉は住民共通の課題であることを認識し、相互の連帯を強め、自主的かつ継続的な地域の福祉活動に参加するとともに、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

2 市及び事業者は、住民主体の原則に立ちながら、地域社会を基盤として体系化された在宅福祉サービスの充実を図り、地域福祉の向上に努めるものとする。

(地域福祉の推進)

第10条 市、市民及び事業者は、協働してコミュニティの組織化に努め、多様な福祉ニーズに対応する福祉ネットワークを構築して、共に生きる理念に基づく地域福祉を推進するものとする。

(地域活動組織の連携)

第11条 社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核的な組織として、地域の福祉ニーズの把握、福祉人材の養成等、社会福祉資源の活用及び市民参加型福祉活動の展開に努めるものとする。

2 民生委員及び児童委員は、社会福祉協議会並びに社会福祉関係機関施設及び団体と連携し、地域における高齢者、障害者等の日常的かつ継続的な支援体制を強化し、市民、ボランティア等と協働した福祉活動の展開に努めるものとする。

(ボランティア活動の展開)

第12条 市は、市民及び事業者の福祉に関するボランティア活動を支援するため、活動基盤の形成、活動機会の充実、社会的支援体制の整備等、必要な施策の展開に努めるものとする。

2 市民は、自らの意思により、持てる技能及び時間等の提供により、主体的にボランティア活動に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その雇用している者がボランティア活動に参加しようとするときは、業務に支障のない範囲において必要な便宜の供与に努めるとともに、自らもボランティア活動に参加するよう努めるものとする。

(福祉人材の確保)

第13条 市及び事業者は、社会福祉活動に関わる専門職員の知識及び技術を適切に評価するとともに、積極的に福祉人材の養成及び確保に努めるものとする。

(福祉教育の推進)

第14条 市は、すべての市民が相互の人格を認め合い、高齢者、障害者等に対する正しい理解を深めるため、福祉教育の実践等、地域福祉の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 市民の福祉の総合的推進

(家庭生活の維持向上)

第15条 市民は、自ら生活の自立と能力の保持に努め、家庭生活の維持及び向上を図るものとする。

(市民の生活相談援助)

第16条 市及び事業者は、生活困窮、在宅介護、児童保護、母子寡婦、保健・医療等福祉に関する市民の相談に適切に対応できるよう相談体制の整備に努めるものとする。

(子どもの権利の保護)

第17条 市、市民及び事業者は、子どもの人格の完全かつ調和のとれた発達のため、子どもを養育する責任を持つ保護者とともに、正しい愛情と理解の下で保護されるよう努めるものとする。

(子育て支援の推進)

第 18 条 市は、安心して産み育てられる社会を実現するため、子育て支援の総合的施策を推進するものとする。

2 市民は、子どもが心身ともに健全な発達を保障するための家庭環境、教育・保育環境及び地域環境における子育て支援に協力するものとする。

3 事業者は、安心して産み育てられる子育て支援のため、保護者の就業機会の確保及び雇用関係の安定に協力するものとする。

(高齢者、障害者等の日常生活支援)

第 19 条 市は、高齢者、障害者等が快適に日常生活又は社会生活を送ることができるようにするために、在宅及び施設福祉に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、介護を必要とする高齢者、障害者等が適切な保健・医療・福祉サービスを受けられるようにするため、居宅における介護の支援体制及び社会福祉施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(成年後見等の援助活動)

第 20 条 市は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で財産管理や身上監護、その他の福祉的支援を必要とするものの成年後見又は地域福祉権利擁護のため、自己決定権及び自己能力を尊重の上、関係機関及び事業者と連携しながら適切な援助に努めるものとする。

(地域福祉活動への参加)

第 21 条 市民は、身近な生活の場において高齢者、障害者等が安心して日常生活又は社会生活を送られるように、援助を求める家族を助け、共に支え合う地域福祉活動に協力するものとする。

2 事業者は、それぞれが持つ技能や技術を十分に発揮するため、高齢者、障害者等の福祉ニーズに対応した人的及び物的環境条件を整備し、必要なときに、必要なサービスを、できる限り身近なところで提供できるよう努めるものとする。

(健康の保持増進)

第 22 条 市は、市民自らの健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、保健医療体制の充実及び良好な生活環境の維持により、市民の健康を保持し、かつ、増進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市、市民及び事業者は、協働して生涯を通じて健康で生きがいのある健康まちづくり運動を展開するものとする。

(保健・医療・福祉の連携)

第 23 条 市は、市民が必要とする在宅保健福祉サービス等について、福祉サービスと連携した保健・医療の総合的サービスを適時受けることができるよう関係機関及び事業者とともに保健・医療・福祉の連携を図り、総合的なサービス提供システムの確立とそのための基盤の整備に努めるものとする。

第5章 生涯学習活動及び就業支援等

(生涯学習等の推進)

第24条 市は、市民が住み慣れた地域において、生きがいを持って暮らすことができるよう、個人の特性に応じた多様な生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション活動等、地域の社会活動や交流に参加する機会の拡大その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市及び事業者は、福祉制度及びサービスについての学習、介護機器等の利用体験等、福祉学習及び福祉体験機会の充実に努めるものとする。

(福祉情報の提供)

第25条 市は、多様化かつ高度化する福祉ニーズに対応し、福祉に関する情報伝達手段の充実に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(勤労者福祉の増進)

第26条 市は、勤労者福祉の向上に資するため、広く就業機会を創出し、雇用機会の拡大に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の就業支援)

第27条 市は、関係機関及び事業者と緊密に連携して高齢者、障害者等の就業機会の確保及び拡大並びに雇用関係の安定に努めるものとする。

2 市民は、高齢者、障害者等の就業についての理解を深め、市及び関係機関の施策に協力するものとする。

(就業機会の確保等)

第28条 事業者は、就業機会の確保及び雇用関係の安定に努め、その雇用する勤労者の労働環境の向上及び福利厚生の充実に努めるとともに、その家族の福祉の増進に努めるものとする。

第6章 生活及び都市施設の整備

(快適な住環境の整備)

第29条 市は、市民、事業者及び関係機関と連携し、市民が安全かつ快適に生活するための公共施設や交通環境の整備及びバリアフリー対応の住宅の普及に努めるものとする。

(公営住宅の整備)

第30条 市は、住宅に困窮する市民の生活の安定及び福祉の増進を図るため、公営住宅の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の場合における高齢者、障害者等の住宅は、その特性に配慮し、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成9年石川県条例第5号）に基づく住宅整備基準に適合するように努めるものとする。

(一般住宅の整備)

第31条 市民は、心身の機能及び能力の低下に対応し、又は備えて、安全かつ容易に利用することができるよう、自らの住宅の整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、前条第2項の規定と同様に高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用

することができるように配慮された住宅の供給に努めるものとする。

(関係法令等に基づく施設整備)

第 32 条 市及び事業者は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）で規定する特定建築物及び石川県バリアフリー社会の推進に関する条例で規定する公益的施設及び特定公益的施設について、公共の福祉増進のため、必要な整備を進めるよう努めるものとする。

(交通環境の整備)

第 33 条 市は、高齢者、障害者等が自らの意思で安心して移動できるよう国、県及び公共交通事業者等と連携し、安全かつ快適な交通に配慮した環境整備に努めるものとする。

2 公共交通機関を所有又は管理する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるよう、所轄する公共交通機関の整備、充実に努めるものとする。

(防犯及び防災対策の推進)

第 34 条 市は、高齢者、障害者等が安心して安全に日常生活又は社会生活を送ることができるようにするために、防犯及び防災に関する必要な施策を講じ、かつ、市民及び関係機関が連携する防犯・防災ネットワークの確立に努めるものとする。

第 7 章 健康福祉審議会

(健康福祉審議会)

第 35 条 市長の諮問に応じ、保健福祉に関する諸計画の策定や社会福祉に関する重要事項その他健康の増進と福祉の向上及び健康福祉施策の推進を図るため、七尾市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 雑 則

(委任)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年

後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

6. 地区別地域福祉懇談会意見集約

袖ヶ江地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	単身高齢者の見守り	高齢者ゴミ出し、除雪	町内コミュニケーション不足	単身高齢者の増加	地域の担い手不足	空き家の増加	浸水被害の対策	気軽に集まれる場所	担い手不足(役員、行事)
家族・親戚 など							1 日頃から災害に備える、土のうを用意する		1 小さい時から積極的に参加する
隣近所・友人 など	隣を気にかけて声かけ、挨拶	お互い様、この先通る道	3 無責任にならず、近所へ一語ごあいさつ	1 同居してほしい	2 相続責任をもつ				
班・町内会	1 役割認識、協力	2 班で話し合う、助ける	1 回覧板は手渡しする等、話し合う	2 見守りしてもらおう			1 近所の人を誘い合う		2 声かけ
身近な福祉活動者(民生委員 など)	3 町会と連携			3 巡回してもらおう			2 個人でできない人への支援方法の検討		3 班編成見直し、子ども参加の行事
地区や地域の活動団体・組織									
専門機関やサービス	3 サービス利用を呼び掛ける				3 協力要請をする			2 行事企画、場所の提供	2 声かけ
行政・社協							3 活用方法を考えよう	3 公家浴場等集まれる場所	
							1 法整備		
							3 治水、排水など根本的な工事を行う		

自助



↑

互助

共助



↓

公助

	4班			5班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	担い手不足(町内会)	夜道が暗く危険	引きこもり高齢者対策	少子高齢化	単身高齢者の支援	空き家の増加
家族・親戚 など	3 本人だけでなく協力する		2 声かけ			1 空き家バンクに登録
隣近所・友人 など	2 何度も繰り返し声かけ		1 声かけ			
班・町内会	1 班や町会で話し合う	1 現状確認、行政へ連絡	3 町会として要望活動		町会が積極的に係る	
身近な福祉活動者(民生委員 など)			3 声かけ		2 民生委員・推進員が協力	
地区や地域の活動団体・組織			3 声かけ			
専門機関やサービス						
行政・社協	2 補助事業による街灯の設置		1 企業誘致、働く場所の創出		3 行政サービスを手厚く、情報共有、連携	

自助



↑

互助

共助



↓

公助

袖ヶ江地区の結果

- 1位 地域の担い手不足
- 2位 高齢者の見守り
- 3位 高齢者の生活支援
- 4位 空き家の増加
- 5位 防災対策

御祓地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	複合商業施設がない	独居高齢者の見守り	介護が受けられない	ゴミ集積場がない	働く人材不足	移動手段	ゴミ当番が負担	パトリアの再開	行事参加者の減少
家族・親戚 など	3 利用を増やす	1 近くに来て世話し て欲しい					1 近隣に頼む	3 買い物頻繁に	
隣近所・友人 など		2 声掛け、見守り		3 お互いに協力			2 いつもダメと言わ ない	3 買い物頻繁に	
班・町内会				2 行政と協力	3 地域の役割の統 合を考える		3 行政へ要望		
身近な福祉活動者 民生委員 など		3 日常的な見守り	2 行政へのつなぎ						
地区や地域の 活動団体・組織	2 商店の誘致		3 地域の集まりを 維持して欲しい		2 マッチングを上手 くしてほしい	3 サービスを考え ていく			1 弁当を出すイベント
専門機関やサービス				1 中立的な立場で 設置	1 マッチングを上手 くしてほしい	2 バス会社が協力	2 積極的に参加		
行政・社協	1 商店の誘致		1 対策を考えて欲 しい			1 小回りのバスを 考えて欲しい	1 誘致		

自助

↑

互助
共助

↓

公助

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	買い物へ行けない	町の行事存続	災害時の避難	家族の介護負担	通学路の見守り	役員なり手不足	高齢者の安否確認	空き家管理・修理	ゴミ分別とゴミ当番
家族・親戚 など		3 子どもを大事に 育てていく	3 普段から話し合う	3 自分でも 遠くても親戚を頼 る		2 自覚を持つ	1 町会長、近所へ 依頼	1 管理義務	1 務めてもらう
隣近所・友人 など	3 声かけ	1 互いに声かけ			3 声かけ		2 日頃からの見守り		2 ホランティア、協力
班・町内会	2 呼びかけ	2 参加する意識を 育てる	2 町内での勉強会		1 全体で見守る	1 依頼を続けていく	3 日頃からの見守り	見守り(安全確 認、家族へ連絡)	3 見守り確認
身近な福祉活動者 民生委員 など					3				
地区や地域の 活動団体・組織					2 PTA、地域づくり が				
専門機関やサービス	1 移動販売実施 情報提供			1 施設での介護					
行政・社協			1 高齢者に分かり やすい情報提供			2 OBがしっかり地 域に入っていく			

自助

↑

互助
共助

↓

公助

	7班			8班			9班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	交差点停止線薄い	呼鈴対応しない	世代間交流の場	介護の負担	自分の健康	相続始末と問題	買い物に行けない	空き家増加	歩道がない
↑									
家族・親戚 など	1 呼鈴を取り換える。連絡先報告	2 参加呼びかけ、一緒に参加		1 自分で見る、対処	3 話し相手の協力	1 元氣なときに取り掛かる	1 徒歩で行く		
隣近所・友人 など				3 話してストレス発散		2 相談	3 買ってきてあげる		
班・町内会	2 町会長から交安に申し入れ	2 行政への申し入れ	1 集まる仕組み作り				2 乗り合わせで行く	連絡し家の状況を知らせる	
↑								2 空き家情報の共有	3 強く要望する
互助共助									
身近な福祉活動者		1 呼鈴の可視化など呼びかけ	1 交流サロン、児童館合同イベント						
↓									
民生委員 など			1 イベント						
地区や地域の活動団体・組織			3 御蔵川大学共同イベント						
専門機関やサービス				2 悪化患者の自分の時間をくれるサービス作り					
行政・社協	1 交安委員会に対応してもらう	2 呼鈴の補助				3 相談対応			
↓									
公助						3 相談対応	1 連絡先を把握する		1 危険を周知

	10班		
	1位	2位	3位
自分・個人	ゴミ当番・ゴミ出し問題	認知症徘徊	買物支援・通院補助
↑			
家族・親戚 など	2 親の事を気にかける		2 市内であれば協力
隣近所・友人 など		1 ゆるやかな見守り	
班・町内会	1 一昨年以上を役から外すルール作り		
↑			
互助共助			
身近な福祉活動者	3 遠方の人やできない人の補助	2 月1の高齢者訪問	
↓			
地区や地域の活動団体・組織			
専門機関やサービス			1 パトリア、コンビニ、移動販売
行政・社協		3 包括や市へ繋ぐ(情報提供)	3 移動販売、配食サービスの実施
↓			
公助			

御蔵地区の結果

- 1位 ゴミ集積場、ゴミ当番
- 2位 高齢者の見守り
- 3位 介護が受けられない、家族の介護負担
- 4位 買い物に行けない
- 5位 複合商業施設(パトリア)の再開

徳田地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	コミュニケーション減 積極的に挨拶、 声かけ	免許返納後の移動 お願ひし合える関 係づくり	高齢・障害者の生活支援	免許返納後の移動	高齢者世帯の増加	地域の担い手不足	単身高齢者の安否確認	通学路上の危険箇所	買い物に行けない
家族・親戚 など	3	3				1 自ら進んで協力		3 補修、清掃	
隣近所・友人 など	2 声掛け	3 お願いし合える関 係づくり	3 日常の見守り		1 普段の声掛け、 見守り	3 誘い合って参加			
班・町内会	3 イベント等工夫				2 定期的な声掛 け、見守り	2 ホランティアを含め 積極的に声かけ	町全体で見守り 1 連絡体制の構築	2 確認、補修	
身近な福祉活動者 民生委員 など			1 日常の見守り		3 定期的な声掛 け、見守り		2 定期の見回り		
地区や地域の 活動団体・組織				3 協議会で検討、 実施					3 1, 2に協力
専門機関やサービス	2 民間業者が頑張る			2 移動手段のしく み検討、実施					訪問販売ルート 2 拡大
行政・社協	1 乗合タクシー		2 支援策を利用	1 新たな制度			3 民生委員等に屋内に 立ち入る権利を付与	1 道路拡幅、伐採、 その許可	1 業者との調整役

自助 ↑
共助 ↓
互助 ↓
公助 ↓

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	買い物に行けない	通学路整備	行事等への関わり少	近所の交流が薄い	買い物が困難	高齢者等の避難体制	単身高齢者の支援	通学路の安全確保	担い手不足(ボランティア)
家族・親戚 など	3 タクシー等で買う			2 積極的な行動					
隣近所・友人 など	2 依頼されたら送る			3 近所の人などに 声掛け	3 気にかける 目につくところに	2 声かけ、協力、家 族への連絡	1 自分の子は見る		
班・町内会	1 班で意見をまと め、即連へ依頼		1 案を出す	1 声掛け、気配り	1 助言、代行補助、 情報提供	3 避難場所、対策 を周知	3 情報提供		
身近な福祉活動者 民生委員 など	2			2 移動販売実施の 働きかけ	2 働きかけ	1 避難場所、対策 を周知	1 組織作り、 情報まとめ		1 組織作り、 情報まとめ
地区や地域の 活動団体・組織			2 1とともに考える		3 もっと踏み込んだ サービスの助言				
専門機関やサービス	1 移動販売		3 講師してもらう					2 防犯パトロール、 声掛け	
行政・社協	3 整備依頼							3 道路整備	

自助 ↑
共助 ↓
互助 ↓
公助 ↓

	7班			8班			1位	2位	3位
	1位	2位	3位	1位	2位	3位			
自助	高齢者移動支援	同居高齢者の見守り	高齢者の引きこもり	災害時の高齢者対応	地域の防犯・防災	地域の担い手不足			
↑				2 日頃から準備	1 日頃から防犯	2 地域の実情把握、積極的参加			
	3 見守り			3 日頃から安否確認					
↑				1 声掛け、安否確認	3 見守り、声かけ				
互助		1 新聞受け、回覧版、夜の電気確保、夜		1 声掛け、安否確認	2 見守り、声かけ				
↓		2 認			2 見守り、声かけ	1 誘い、声かけ、役割分担			
		3			2 ネットワーク活動				
↓			2 訪問						
公助			3			3 活動を盛んに			
	2 民間の買い物バスや移動サービス								
	1 サービスの提供、バスなど					3 共同の町づくり、ががオンライン作成			

徳田地区の結果

- 1位 高齢者・障害者の見守り
- 2位 移動手段
- 3位 買い物に行けない
- 4位 通学路の安全確保
- 5位 コミュニケーションが少ない(近隣の交流少ない)

矢田郷地区地域福祉懇談会結果

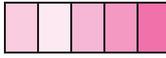
	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	自身認知症の薬管理	高齢者の危険運転	単身高齢者の見守り	単身高齢者増加	交通の便が悪い	担い手不足(役員等)	単身高齢者増加	買い物に行く手段がない	地域活動の低下
↑									
自助									
↑									
互助									
↑									
互助									
↓									
公助									

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	担い手不足(地域活動)	単身高齢者増加	風水害の増加	単身高齢者増加	子どもの減少	行事参加率低下	交通手段がない	担い手不足(地域活動)	単身世帯の生活支援
↑									
自助									
↑									
互助									
↓									
公助									

	7班								
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自助	買い物をする場所がない	近くに用事を頼める人がいない	移動手段がない						
↑	2 生協・通販の利用								
	1 代わりに買う	2 急がないものを頼む							
	3 最終手段	1 頼みやすい	3 最終手段						
互助 共通	班・町内会								
	身近な福祉活動者 民生委員 など								
	地区や地域の 活動団体・組織		利用できる資源 2						
	専門機関やサービス	3 自己負担でできる	1 自己負担でできる						
↓	行政・社協								
公助									

矢田郷地区の結果

- 1位 高齢者(独居、のみ世帯)や障害者の生活支援(認知症、薬の管理、安否確認・声掛け)
- 2位 交通の手段(交通の便が悪い、買い物に行けない、車がないと外出出来ない)
- 3位 地域活動者の人材不足
- 4位 行事の参加率が低い
- 5位 買い物をする店が少ない



東湊地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	介護の問題	若者がいない 家を継ぐ自覚を 持つ	近所のコミュニケーション不足	単身高齢者の見守り	外出時の移動手段	空き家、旧道の手入れ	イノシシの被害	交通機関が不便	人口減少の不安
↑	家族・親戚 など	様子をちゃんと見 る	3 日頃から声かけ する 公民館・集会所 の活用	1 鍵を閉けて入れ るように 2 できる範囲で困り ごと手助け	1 子どもにTELLして いる	1 市、県外でも手 入れすること	2 解決する		
↑	隣近所・友人 など		1 行事に参加する	2 できる範囲で困り ごと手助け		3 家族に危険を伝 える	1 報告する		
↑	班・町内会								
↑	身近な福祉活動者 民生委員 など								
↑	地区や地域の 活動団体・組織								
↑	専門機関やサービス	2 送迎サービス利 用		3 必要に応じて対 応	2 福祉バスは不便。 タクシーチケット を市が助成				
↑	行政・社協	3 介護度の見直し	1 働き場所の提供	3 必要に応じて対 応	2 必要に応じて対 応	2 更地にするため の税金問題対応	2 対策する	1 報告する、訴える	2 企業を呼んで欲 しい

自助

互助
共助

↓
公助

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	若者の地域活動参加	空き家、空き地管理	害獣の増加	車で移動出来ない	健康の維持	草むしり出来ない	単身高齢者の増加	住民が地域に無関心	空き家増加
↑	家族・親戚 など	1 意識づけ、本人 へ働きかけ		1 自分で病院、健 診に行く	1 自分が健康で続 けられるように		1 自覚を持つ	2 関心を持つように 説得	
↑	隣近所・友人 など	3 誘い合う、声かけ			3 手伝わしてもらうけ ど悪いと思う		1 日常の見守り		
↑	班・町内会	1 雰囲気づくり、声 かけ	2 地域での対策を 考える	2 100歳体操を続け る			3 災害時の対応	3 声かけ	3 行政と連携
↑	身近な福祉活動者 民生委員 など						2 全般的に		
↑	地区や地域の 活動団体・組織	2 ムードづくり、町 会長を応援する	3 組合等で防御、 対策	1 地区としてマイク ロバスの運営					
↑	専門機関やサービス			2 専門の人の方が 頼みやすい	3 薬のり君、送迎 無料に	2 お金で済むシル バー			
↑	行政・社協	3 周知、ペナルティ 支援	2 ノウハウ、作業支 援、補助	3 個人に頼めない ので					3 資金の補助

自助

互助
共助

↓
公助

東湊地区の結果

- 1位 移動手段
- 2位 空き家・旧道の管理
- 3位 単身高齢者見守り
- 4位 若者がいない
- 5位 イノシシ(害獣)被害

西湊地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自助	健康・認知症が不安	交通の便が悪い	生きがい	地域活動の存続危機	空き家の増加	人の集まる場所	今後一人暮らしが心配	駅前賑わいが少ない	交通手段がない
↑	1 予防する	3 自分で歩く	1 趣味を見つける	2 意識を高める	3 取扱いを話し合う		1 定期的に声かけ	3 活性方法について考える	
↑	家族・親戚 など								
↑	2 近所の様子を日頃から見る	2 仲良くして乗り合い					2 日頃のコミュニケーション、シェアハウスの検討		
互助	班・町内会		健康教室、100歳体操の実施	1 活性化するように盛り上げる	2 御蔵中跡地活用の働きかけ		3 専門機関へつなぐ		2 町内でバスを運用
↓	身近な福祉活動者民生委員 など								
↓	地区や地域の活動団体・組織	2 催しの企画、声掛け	3 伝承の仕組みづくり		3 西湊公民館広場の開放			2 イベントの企画、高齢者の特技を生かす	
↓	専門機関やサービス	1 移動販売、タクシーの実施							3 乗り合いタクシーの構想
↓	行政・社協							1 官民一体の街づくり、意見を聞く	1 シーの補助券発行

	4班			5班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自助	町会参加と団結	交通の便が悪い	単身世帯の増加	介護施設に入れない	見守り体制構築が困難	引きこもりが心配
↑	3 参加する		3 地域に出る			
↑	家族・親戚 など		2 見守り			
↑	2 誘う		1 声掛け	3 見守り、声掛け		
互助	班・町内会	2 要望書提出	2 見守り		1 見守り、声掛け	
↓	身近な福祉活動者民生委員 など	3 現状把握	1 声掛け		2 システム作り、見守り、声掛け	3 1、2と連携、支援
↓	地区や地域の活動団体・組織	3 現状把握				
↓	専門機関やサービス		2 見守り	2 受入を増やす	1 専門スキルの活用	
↓	行政・社協	1 公共の乗り物の運行		1 施設・サービスの増加、ニーズの把握	2 地域の支援者の育成、サポート	2 専門機関利用の援助や相談

西湊地区の結果

- 1位 移動手段
- 2位 1人世帯の増加
- 3位 介護施設に入れない
- 3位 健康が不安
- 3位 町会つながら
- 3位 地域活動の存続

石崎地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	若者が近くにいない	運転ができなくなる	店が少ない	障害者の生活が心配	独居高齢者心配	息子入院 母のケア	独居高齢者	空き家	買い物難民
↑									
家族・親戚 など	1 乗せていく		3 買い物代行	1 見守る	1 しっかりする	2 本人が頑張る	1 普段の付き合い	1 管理する	1 タクシー等利用
↑									
隣近所・友人 など	2 普段の付き合い	2 乗せていく		1 見守る	2 見守る	1 協力する	2 見守る	2 管理する	2 乗せていく
↑									
班・町内会	1 普段の付き合い						3 見守る	3 連絡する	3 乗せていく
↑									
互助 共助									
↓									
身近な福祉活動者 民生委員 など							3 見守る		
↓									
地区や地域の 活動団体・組織	3 普段の付き合い		1 買い物代行						
↓									
専門機関やサービス			2 移動販売	2 サービス	3 サービス				
↓									
行政・社協	3 公共交通			3 対応					

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	買い物できない	高齢者の見守り	空き家	空き家	独居老人	免許返納後の交通	水害の不安	健康が不安	ゴミ出しできない
↑									
家族・親戚 など			3 空き家にしない	3 空き家にしらない	1 見守り	1 タクシー等利用	3 自力避難	1 自己管理	1 まずは頑張る
↑									
隣近所・友人 など	2 見守る				1 見守り	2 乗せていく		2 声かけ	3 代わりに出す
↑									
班・町内会	3 見守る		2 把握し、連絡	1 把握し、連絡	2 見守り		2 声かけ	2 声かけ	2 協力する
↑									
互助 共助									
↓									
身近な福祉活動者 民生委員 など	3 乗せていく	1 見守る							
↓									
地区や地域の 活動団体・組織	2 乗せていく		3 把握し、連絡					3 サロンなど	
↓									
専門機関やサービス	1 訪問販売								
↓									
行政・社協			1 所有者へ連絡	2 所有者へ連絡			1 工事		

石崎地区の結果

- 1位 高齢者の見守り
- 2位 空き家対策
- 3位 買い物ができない
- 4位 移動手段
- 5位 防災に関わること

和倉地区地域福祉懇談会結果

	1班		2班		3班		4班		5班		6班	
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	ゴミ当番問題(高齢等)	免許返納後の移動手段	地域行事の参加率低下	単身高齢者の生活支援	交通手段が不便	役員のなり手不足	高齢世帯の見守り	空き家の増加	世代間交流の場所			
↑	2	1	1									
家族・親戚 など	本人の代わりにする	できる限り送ってあげる	意識改革									
↑	3											
隣近所・友人 など	気遣い、交代											
↑	1											
班・町内会	班編成、ステーションの見直し											
↑	1											
身近な福祉活動者 民生委員 など												
↑												
地区や地域の 活動団体・組織												
↑												
専門機関やサービス	3	2										
↑												
行政・社協	2	1										
↑												
互助 共助												
↓												
公助												

	1班		2班		3班		4班		5班		6班	
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	近所のつながりが薄い	単身高齢者の安否確認	ゴミのポイ捨て問題	単身高齢者の見守り	子どもの居場所がない	障害者と地域のかかわり						
↑			1									
家族・親戚 など	3											
↑												
隣近所・友人 など	1											
↑												
班・町内会	2											
↑												
身近な福祉活動者 民生委員 など												
↑												
地区や地域の 活動団体・組織	3											
↑												
専門機関やサービス	1											
↑												
行政・社協	3											
↑												
互助 共助												
↓												
公助												

和倉地区の結果

- 1位 高齢者の見守り
- 2位 ゴミ当番、ポイ捨て
- 3位 移動手段
- 4位 地域のつながりが弱い
- 5位 交流の場

南大舌地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	移動手段	一人暮らしへの不安	空き家の増加 危険な家は壊す よう言う	空き家が増えている	イバシの増加	店がない	高齢者世帯が多い	交通手段が少ない	農地の管理
↑	3 子どもにきてもらう	1 子どもと共生	1		1 電柵の設置		1 情報提供してほ しい		3 水路の管理
家族・親戚 など	2 声かけ・同行			2 空き家の連絡先 の把握		1 声かけ	2 見守り・見回り・ 声かけ		
隣近所・友人 など			2 つなぎ役、世話役	1 状況把握と定期 的な見守り	2 地域の要望を取 りまとめる				
班・町内会							3 個人情報 の把握		
↑		2 見守り							
互助 共助			2 町会と連携	3 空き家の活用	4 狹友会への協力 依頼	2 民間団体へアプ ローチする		3 地域から声を上 げる	1 シルバーに除草 依頼
↓		3 デイサービス等				3 生協を活用		1 移動販売をして ほしい	
公助	1 費用助成 バス増便		3 移住者募集、空 き家バンク紹介	4 空き家バンクの 活用	3 電柵設置の補助		2 後押ししてほしい	2 相談	

南大舌地区の結果

- 1位 移動手段
- 2位 空き家対策
- 3位 高齢者の見守り
- 4位 一人暮らしの不安
- 5位 イバシ被害

北大呑地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	草刈り	一人暮らしへの不安	1 電気柵やトタン	移動手段	見守り世帯の増加	デジタル社会への対応			
家族・親戚 など						1 理解する			
隣近所・友人 など		2 何気なく見てわかる	3 技術指導 近隣で見回り		1 声かけ	2 教えてもらう			
班・町内会	1 出てくる人で頑張る				2 ルール化				
身近な福祉活動者 民生委員 など		1 連絡をとる			3 見守り				
地区や地域の 活動団体・組織	2 他町に応援要請			3 住民同士で乗合 (課題多い)					
専門機関やサービス		3 郵便局や 民生委員と協力		2 料金を安く					
行政・社協	3 補助金 (少額でOK)		2 電気柵の補助	1 スクールバス コミバス			3 勉強会 広報手段の検討		

自助

互助
共助

公助

高階地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	店がない	仕事と介護の両立	地域のつながり弱い	高齢者の買い物	高齢者の生活支援	担い手不足(農業等)	高齢者の見守り	ゴミ出し支援	買い物不便
↑									
家族・親戚 など									
↑									
隣近所・友人 など				1 乗せていく 買ってくる			3 気にかける 声かける	1 身内が意識	1 身内が意識する
↑									
班・町内会		3 協力体制づくり		3 声かけ支援	1 率先する		2 班長が気する	2 見つけたら 身内に知らせる	
↑									
身近な福祉活動者 民生委員 など							1 定期的な訪問		2 カフェたかしな 開催時に 移動販売
↑									
地区や地域の 活動団体・組織	3 買ってくる	1 制度隙間を サービスクる	3 送迎付き催し		3 得意分野のリスト 実費負担	1 勉強会 会社組織			
↑									
専門機関やサービス	1 移動販売 ぐるっと7 宅配利用	2 サービス活用		2 コミセンに開店 移動販売	2 郵便局、新聞屋 協力求める	2 企業が営業する			3 移動販売
↓									
行政・社協	2 料金安く								

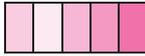
自助
↑
互助
共助
↓
公助

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	店がない、移動不便	配食の安全面	災害時の対応	交通手段	高齢者ばかり	健康が不安	人付き合いが少ない	近くに店がない	行事参加者少ない
↑		3 本人も判断重要 手洗いする		1 タクシー、バス 公共の乗り物	1 気を配る 予防する			1 公共機関利用	
家族・親戚 など				2 頼む	2 声かけ		1 連絡 顔出し	2 家族が送迎	
↑							2 声かけ		3 誘う
隣近所・友人 など	1 家族が連れていく			3 力をかりる					1 協力依頼 声かけ
↑									
班・町内会			1 町会ごとに 避難訓練				3 見守り		
↑									
身近な福祉活動者 民生委員 など							3 支援してもらおう 刺激大事		
↑									
地区や地域の 活動団体・組織	1 別方法の訪問を 考える	3 自主防災組織で 高階ルールを			1 地域資源発掘 機能させる				2 主催者がリード 声かけ
↑									
専門機関やサービス	2 移動販売				3 NPOなど 力をかりる			3 宅配利用	
↓									
行政・社協	2 食中毒の指導 ルール決める	2 災害マップ更新 情報公開			2 人材派遣など 力をかりる				

自助
↑
互助
共助
↓
公助

高階地区の結果

- 1位 買い物
- 2位 高齢者の見守り、生活全般の支援
- 3位 地域の付き合いが弱い
- 4位 移動手段、交通手段の確保
- 5位 仕事と介護の両立



田鶴浜地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	一人暮らし	ゴミの分別	空き家	ゴミ集積場までの距離	災害時の高齢者救助	担い手不足	見守り	空き家	生活道路
家族・親戚 など			2 確認・判断する					1 自分で管理すべき	
隣近所・友人 など	1 毎日電話 新聞確認			3 一緒に持っていく	3 声かけ	1 助け合い	1 ゆるやかな見守り		
班・町内会	2 手渡しで回覧板	1 見守り当番	1 親戚に連絡	2 場所を設ける際 の対応	1 避難訓練	2 広報配り 回覧板	2 広報配り 回覧板	3 土地所有者わかからない	1 ボランティア
身近な福祉活動者 民生委員 など	3 声かけ				2 居住者の把握	3 近所の方からつなぎ			
地区や地域の 活動団体・組織						2 協力			2
専門機関やサービス									
行政・社協	2 ゴミ分別の勉強会	3 緊急時の対応	1 場所を増やす	1 場所を増やす		3 人口増への対策		2 助成金の利用	

自助

↑

互助
共助

↓

公助

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	一人暮らし高齢者	移動手段	健康寿命のばす	一人暮らしの見守り	買い物・ゴミ出し	老々介護問題 隠している (ブライド)	高齢者の見守り	空き家	買い物
家族・親戚 など	1 訪問、電話 スマホモニター	1 家族に頼む	1 自分で取り組む	3 素直に話す		1 子ども・家族の理解		3 解体	
隣近所・友人 など	2 コミュニケーション 声かけ			1 見守り	1 乗り合わせる		1 声かけ・見守り		2 乗り合い
班・町内会	4 コミュニケーション 声かけ			2	1 システム見直し(ゴミ)		2 声かけ	2 行政と連携、連絡	
身近な福祉活動者 民生委員 など	3 日ごろの 情報把握			2	3つが連携し、 割り振り	2 サービスにつな げる	3 声かけ		
地区や地域の 活動団体・組織		3 地域で乗り合い	3 老人会、認知症 カフェ、サロン						
専門機関やサービス	5 介護保険の職員	2 送迎サービス利用	2 活動団体への補 助		2 移動販売	3 つながるサービス			1 移動販売 配達利用
行政・社協		2 バスの路線 タクシー券発行				4 つながるサービス		1 指導	3 路線の見直し

自助

↑

互助
共助

↓

公助

	7班			8班			9班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
	高齢者一人暮らし	ゴミ出し	移動手段	引きこもり予防	買い物	集まる機会	地域行事の存続	空き家	老々介護
自分・個人		3 集直に頼む、甘える							
家族・親戚 など			3 できるだけ協力	1 連携を密に	2 乗り合わせ、送迎				
隣近所・友人 など	1 呼びかけを増やす	1 声をかけあう		2 声かけ、見守り	2 乗り合わせ				
班・町内会		2 出し方の周知		4 見守り	2 行事の継続	2 組織の見直し	3 調査、把握		
身近な福祉活動者 民生委員 など				3 訪問、見守り					3 見守り、つなげる
地区や地域の 活動団体・組織	2 内容を見直す	2 移動販売の誘致		5 声かけ、お誘い	1 地域づくり協議会 1 で企画	1 リーダー育成			
専門機関やサービス		1 乗り合いタクシー			1 配達サービス 1 送迎バス		1 専門的意見	2 サービス提供	
行政・社協	3 助成を増やす	1 助成				3 補助金	2 地域と連携	1 相談支援	

自助



互助
共助



公助

	10班		
	1位	2位	3位
	ゴミ出し	横断歩道・信号なし	行政が遠い
自分・個人	1 市や地域に聞く	3 横断歩道まで行く	2 マイナンバーカード取得
家族・親戚 など			
隣近所・友人 など			
班・町内会	2 気にかける 助ける		
身近な福祉活動者 民生委員 など			3 代行サービスを作る
地区や地域の 活動団体・組織		2 PTA負担 地域ボランティア	
専門機関やサービス			
行政・社協	3 分別ガイドブック	1 信号作る	再任用職員で対 1 応

自助



互助
共助



公助

田鶴浜地区の結果

- 1位 1人暮らし
- 2位 ゴミ出し
- 3位 空き家
- 4位 買い物
- 5位 担い手不足



中島地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	空き家の管理放置	イノジの被害	野良猫が多い	役場の廃止	交通手段が少ない	イノジの被害	近くに店がない	除草・雑木伐採	交流の場所がない
↑	2	2		3	2	3	2		
家族・親戚 など	2	所有者への連絡		3	2		2	2	
↑					3				
隣近所・友人 など					3				
↑									
互助 共助	1	1	1				1	1	1
↓									
公助	3	3		1	1		3	3	3

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	移動手段	災害時の移動・連絡	地域行事の参加難	近くに店がない	災害時の移動	雑草が多い	近くに店がない	町内の協調性	空き家
↑								1	
家族・親戚 など	1	1		3			1	2	1
↑									
隣近所・友人 など	1	1		1	1		2	3	
↑									
互助 共助	2	2	1		2	3			2
↓									
公助	3	3		2	3		3		

	7班			8班			9班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	交流の場所がない	ゴミ出し	市役所が遠い	買い物がない	イジメの被害	若者の働く場所	移動手段	交流の機会がない	草刈り・施設管理
↑	1 場所提供								
↑	1 助け合い						コミュニケーションをとる		
↑	2 声かけ、近所付き合い								
↑	3 周知				3 電柵の設置			1 お茶飲み会から	1 定期的に行う
互助									
↓	身近な福祉活動者								
↓	民生委員 など								
↓	地区や地域の活動団体・組織		3 代行	1 ニーズ調査	1 有害鳥獣駆除	2 事業者と希望者のマッチング	2 情報のとりまとめ	2 行事等の企画	
↓	専門機関やサービス		2 代行	3 販売業者の協力		3 商工会中心に協力支援	1 外出支援		2 シルバーに依頼
↓	行政・社協		1 週一開く、支所開く	2 協力・支援、情報提供	2 駆除に対する支援	1 企業誘致、創業支援		3 お金の補助	3 調整・相談

自助

互助
共助

公助

	10班			11班			12班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	交流の機会がない	生活困難(1人高齢者)	移動手段	体調不良時の病院移動	地域との交流不足	買い物が不便	イジメの被害	移動手段	人手不足
↑							3 罵を仕掛ける		
↑			1 遠隔地から通つて助ける	1 定期的に来る様子を見に来る		2 声かけ		2 のりあい	
↑			1 支え合い	2 今から近所と関係づくり		3 友人乗り合わせ		3 のりあい	
互助									
↓	1 場の提供	1 情報提供と連携			2 配布物のある時に声をかける		2 罵を仕掛ける		1 負担をへらす
↓	3 見守り、声かけ	1 見守り			3 定期的な訪問				
↓					1 活動参加をよびかけ				
↓					3 緊急性高いとき				
↓			1 移動販売			1 とくまる、まんぷく丸、行商			2 外国人や移住者を呼び込む
↓		1 サポートセンター、生活保護等					1 処分場をつくる	1 七尾市からコミュニケーションを交通手段	3 企業誘致

自助

互助
共助

公助

	13班		
	1位	2位	3位
	イノジの被害	行事の参加難	道路が危険
自分・個人			
家族・親戚 など			
隣近所・友人 など			
班・町内会	対策を立てる、話し合い	町内合併、協力体制	2 要望書提出
身近な福祉活動者 民生委員 など			
地区や地域の 活動団体・組織	免許取得者を増やす	2 地区の合併、協力	
専門機関やサービス			
行政・社協	1 処理施設建設		1 要望通り修理

自助



互助
共助



公助

中島地区の結果

- 1位 交通手段がない
- 2位 近くに店がない
- 3位 交流の場所がない
- 4位 イノジ被害
- 5位 地域行事の参加が困難

能登島地区地域福祉懇談会結果

	1班			2班			3班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	後継者、担い手不足	健康に対する不安	移動手段がない	イノジの対策	免許返納後の移動手段	若者減少後の組織と行事	運転不可になった時の生活	地域の担い手の減少	イノジの増加
家族・親戚 など	1 自己管理、健診	2 気をつけてもらう	1 頼んでみる	3 各々で畑対策					
隣近所・友人 など								呼びかけ、相互協力	
班・町内会	1 相談する				依頼しやすい人なら頼める(ただし事故の保障はできない)	声かけて出してもらう	決めてボランティア	2 魅力を伝える	2 山の管理
身近な福祉活動者 民生委員 など									
地区や地域の活動団体・組織	2 応援してもらう			2 地区で死体処理	1 お金を出し合い車を確保	他の地区に応援を頼む			3 団体、森林組合等で山の管理
専門機関やサービス	3 委託する	3 相談、受診	3 利用する			3	1 移動販売、病院バス、訪問診療	1 企業誘致	1 資格の緩和、捕獲手段の増加
行政・社協			2 なくさないようにする	1 時間外の連絡先			2 いタクシー		

自助 ↑
互助 共助 ↓
公助

	4班			5班			6班		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	免許返納後の交通手段	介護制度がよく分らない	若年層の仕事場がない	イノジの被害	通院や買い物に困る	独身男性が多い	公共交通の便が悪い	単身高齢者の見守り	イノジ、シカの被害
家族・親戚 など	2 乗せていく					2 知人等を紹介する		3 金銭的支援、定期的な電話	
隣近所・友人 など	3 乗せていく				3 用事ついでに乗せていく			1 買物支援、送迎	
班・町内会				3 町連、土地改良等で連携		3 紹介し、本人や家族をハックアップ			2 処分
身近な福祉活動者 民生委員 など	1 専門機関に繋ぐ							2 訪問、見守り、行政とのパイプ	
地区や地域の活動団体・組織			3 地域で子どもを育てる	1 町連中心で解決策を協議、働きかけ	1 意見、ニーズのとりまとめ	1 婚活、イベント実施	3 足りない部分をデマンド交通		
専門機関やサービス	1 乗り合いバスをつくる	3	1 優遇制度をつくる				2 効率化、値段下げる、PR		
行政・社協	2 講座などを用意	2	2 処分に当たっての支援、補助		2 補助制度を設ける		1 財政的支援		3 財政的支援

自助 ↑
互助 共助 ↓
公助

	7班								
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
自分・個人	買物ができない	災害時のサポート	イノシシの被害						
家族・親戚 など	2 依頼する		1 檻、柵の設置						
隣近所・友人 など	3 ついでの用があれば頼む	1 救助							
班・町内会		1 救助							
身近な福祉活動者 民生委員 など									
地区や地域の 活動団体・組織		2 集合する	2 狢友会に連絡し 処分						
専門機関やサービス	1 移動販売の利用	3 移動							
行政・社協			3 神頼み、依頼する						

自助 ↑
互助
共助 ↓
公助

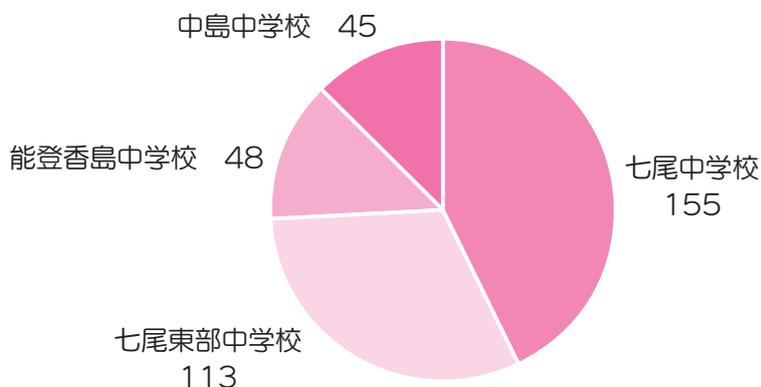
能登島地区の結果

- 1位 移動手段
- 2位 イノシシ、シカ対策
- 3位 地域の担い手不足
- 4位 買い物ができない
- 5位 高齢者の見守り

7. 未来の七尾市に向けた住民アンケート（中学生編）

アンケート実施期間	8月21日～9月11日		
対象	七尾市内の中学2年生 403名		
回答数 / 実施数	361/403		
回答率	89.58%		
回答数内訳	七尾中学校	155/164	94.51%
	七尾東部中学校	113/138	81.88%
	能登香島中学校	48/55	87.27%
	中島中学校	45/46	97.83%

回答数割合

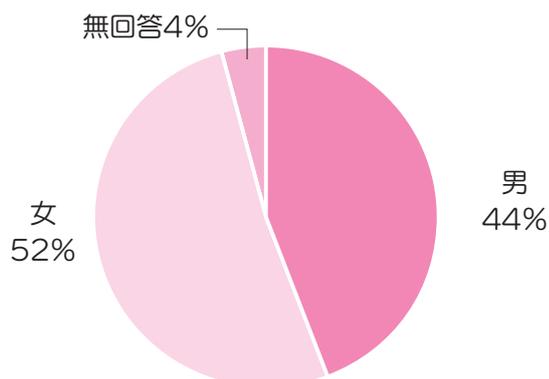


単純集計

質問1 あなたの性別を教えてください。

男	160	44.3%
女	186	51.5%
無回答	15	4.2%
合計	361	

Q1 性別



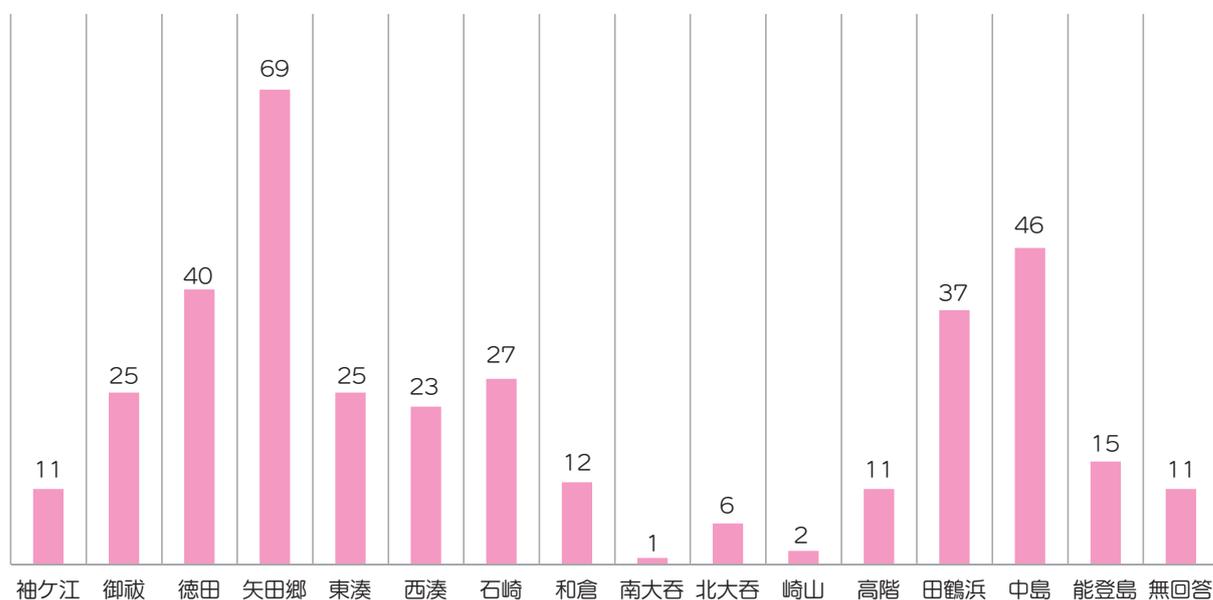
質問2 あなたの学年を教えてください。

中学2年

質問3 あなたの住んでいる地区を教えてください。

袖ヶ江	11	3.0%
御祓	25	6.9%
徳田	40	11.1%
矢田郷	69	19.1%
東湊	25	6.9%
西湊	23	6.4%
石崎	27	7.5%
和倉	12	3.3%
南大呑	1	0.3%
北大呑	6	1.7%
崎山	2	0.6%
高階	11	3.0%
田鶴浜	37	10.2%
中島	46	12.7%
能登島	15	4.2%
無回答	11	3.0%
合計	361	

Q3 居住地区



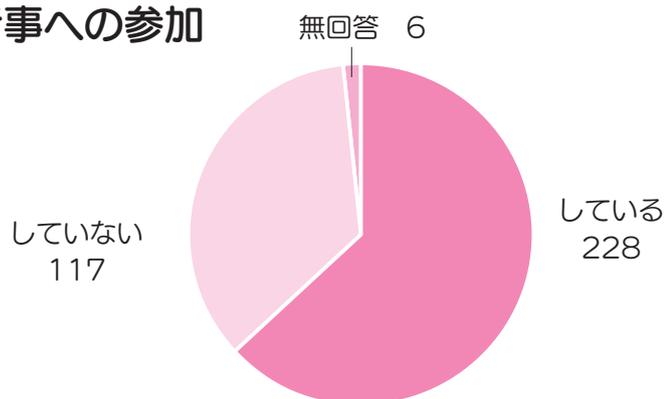
質問 4 あなたと一緒に住んでいる家族を教えてください。

自分と親	30	8.3%
自分と兄弟（姉妹）と親	196	54.3%
自分と兄弟（姉妹）と親と祖父母	75	20.8%
自分と親と祖父母	34	9.4%
自分と祖父母	0	0.0%
自分と兄弟（姉妹）と祖父母	9	2.5%
自分と兄弟（姉妹）	0	0.0%
その他	7	1.9%
無回答	10	2.8%
合計	361	

質問 5 あなたは自分の町会の祭りや行事に参加していますか。

している	228	63.2%
していない	127	35.2%
無回答	6	1.7%
合計	361	

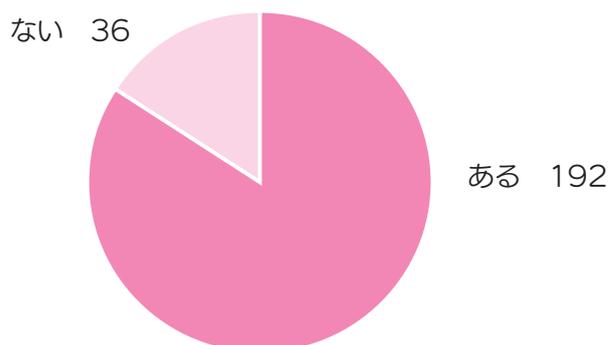
Q5 地域行事への参加



質問 6 参加している人に質問です。参加してよかったことはありますか。

ある	192	84.2%
ない	36	15.8%
合計	228	

Q6 参加してよかったこと



- 質問 6-2 あると答えた人に質問です。それはどんなことですか。
- 50 ○楽しいから
- 46 ○地域の人と親しくなれる、沢山の方と触れ合うことができる
- 29 ○(参加すると) お菓子やお金など報酬がもらえる
- 17 ○同じ地区(町)の友達ともっと仲良くなれる
- 8 ○地域の文化や歴史について、地域の道や人についてよく知ることができた
- 8 ○祭りなどでの役割にやりがいがある、楽しい
- その他 イベントが沢山ある、達成感がある、大人にありがとうと言われた、
祭りでまちの人が楽しんでいるのが嬉しい など

- 質問 7 加していない人に質問です。参加していない(できない)理由を教えてください。
- 28 ○したくない、興味が無い、面倒くさい、疲れる、楽しさを感じない
- 35 ○部活、学校、勉強で忙しい、予定が合わない、時間がない
- 19 ○子ども会卒業後機会がなくなった、祭りが無い、参加できる行事がない
中学生は参加できない、地域行事をしらない
- その他 親の仕事が忙しい、早朝なので、大変そうだから、強制でないから
交流がないから、引っ越し後町会に所属していない、町会の人と関わりたくない など

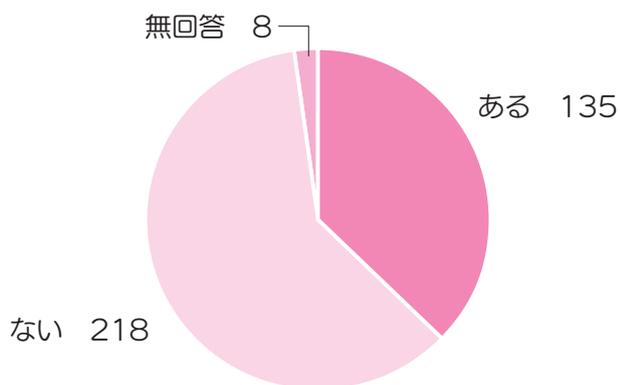
- 質問 8 同じ町の中に家族以外で話をしたり相談したりできる大人(成人・18歳以上)がいますか。
- | | | |
|-----|-----|-------|
| いる | 94 | 26.0% |
| いない | 243 | 67.3% |
| 無回答 | 24 | 6.6% |
| 合計 | 361 | |

- 質問 8-2 いると答えた方、その人との関係を教えてください。
- 33 ○友達の母親(18) 父親(4) 親(4) 友達(6) 同級生の家族(1)
- 21 ○近所の人(17) 祭りで一緒になる人(3) 同じ町会の人(1)
- 27 ○いとこ(11) 親戚(5) 祖母(4) 祖父(3) 叔父叔母(2) 叔父(1) 母のいとこ(1)
○親の友達(6)
○クラブ・習い事の指導者(3)
- その他 先輩、先生、公民館の主事さん など

- 質問 9 困ったことがあったら、どこに(誰に)相談していますか。
- 247 ○家族(34) 親(139) 母(39) 父(6) 姉(9) 祖父母(8) 祖母(5) 妹(1) 姉妹(2) 兄弟(4)
- 137 ○友達(117) 先生(18) 先輩(2)
- 4 ○いとこ(3) 叔母(1)
- 11 ○相談する人がいない(2) 相談していない(9)
- その他 困らない(6) ネットで調べる(2) 自分で解決する(3) など

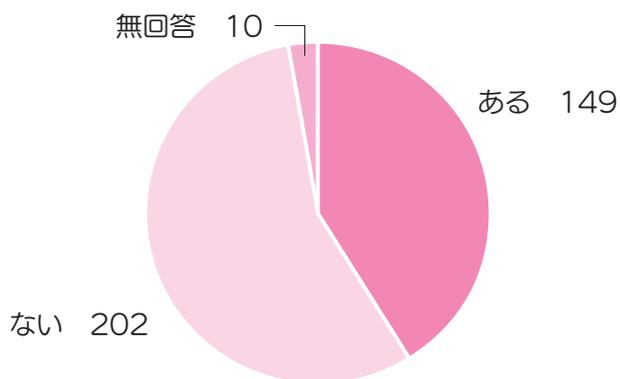
質問 10	あなたは自分からすすんでボランティア活動をした（参加した） ことがありますか。	
ある	135	37.4%
ない	218	60.4%
無回答	8	2.2%
合計	361	

Q10 ボランティア活動への参加経験



質問 11	ボランティア活動に興味がありますか。	
ある	149	41.3%
ない	202	56.0%
無回答	10	2.8%
合計	361	

Q11 ボランティア活動へ興味



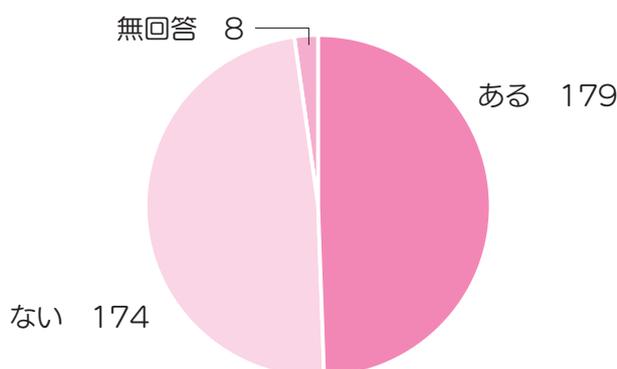
- 質問 12 どんなボランティア活動をしてみたいですか。
- ゴミ拾い・ゴミ集め (97)
 - 募金活動 (25)
 - 人助け、人の役に立つ、人と関わるボランティア (20)
 - 環境美化、掃除、草むしり、町をきれいにする (19)
 - 海や川の掃除、海岸の清掃 (14)
 - 被災地での活動、災害ボランティア (11)
- その他 お年寄りにインターネットを教える、犬の散歩、地域行事の手伝い、祭りのボランティア
子どもとの触れ合い など

- 質問 13 自分や自分の身の回りの人にとって「生活しづらい」ことはどんなことですか。
- 買い物をするところがない、公共交通機関が不便、車が無いと何もできない (113)
 - 行きたい店、遊ぶところがない、少ない (24)
 - 大型のショッピングモールやデパートがない (11)
 - 歩道が狭い、道が整備されていない、横断歩道・信号がなく危険 (9)
 - 街灯が少ない、ない所があり暗い
- その他 バス停や駅までが遠い、働くところがない、高校が少ない など

質問 14 自分が大人になるまでに、なった時に、かわっていて欲しいことはありますか。

ある	179	49.6%
ない	174	48.2%
無回答	8	2.2%
合計	361	

Q14 大人になる時に変わっていて欲しいこと

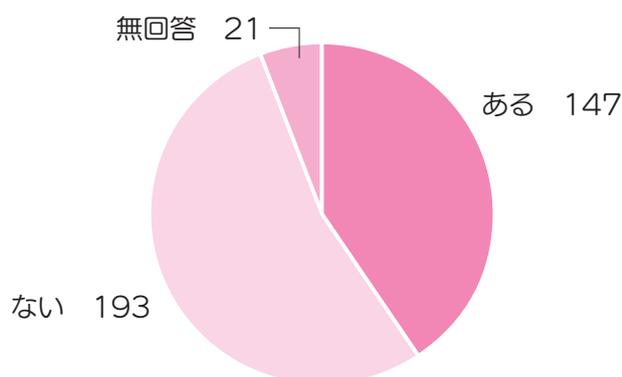


- 質問 14-2 あると答えた人に質問です。それはどんなことですか。
- ショッピングモールやデパートなど、いろいろなお店を増やしてほしい (45)
 - 遊べるような場所 (公園、映画館、デパートなど) が増えてほしい (26)
 - 人口が増える (若者が増える) (14)
 - にぎやかになって欲しい (都会になって欲しい、活性化してほしい) (13)
 - 安全な道路、段差や悪路の整備、道路の拡張 (7)
 - マナーを守る人が増えてほしい (タバコのポイ捨て、駐車場) (5)
 - 交通の便が良くなって欲しい (3)
 - その他 施設 (サッカー場、役立つ施設) を増やしてほしい、空き家の撤去

質問 15 今は大丈夫だけど、10 年後に、問題になっていると思うことはありますか。

ある	147	40.7%
ない	193	53.5%
無回答	21	5.8%
合計	361	

Q15 10年後に問題になっていると思うこと



質問 15-2 あると答えた人に質問です。どんなことが問題になると思いますか。具体的に教えてください。

- 人口減少 (40)
- 少子高齢化 (少子化、高齢者の増加含む) (34)
- 環境問題 (ゴミ、温暖化、環境破壊) (32)
- 過疎化 (11)
- 人口の流出 (若者の流出) (7)
- 空き家の増加 (5)
- 経済不安 (仕事、収入、税金) (5)
- 生徒数減少による学校の統廃合 (4)
- 地域活動の機能不全 (町会組織、祭り) (3)
- その他 公共交通機関の維持、政治不安、地域の付き合いが薄れる など

質問 16 あなたは、10 年後、七尾市に住んでいると思いますか。

思う	138	38.2%
思わない	200	55.4%
回答	20	5.5%
無効	3	0.8%
合計	361	

8. 未来の七尾市に向けた住民アンケート（保護者編）

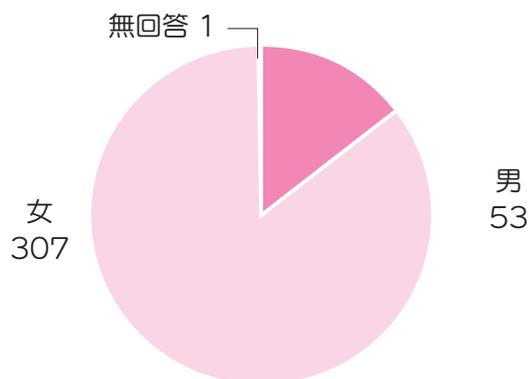
アンケート実施期間	8月21日～9月11日		
対象	七尾市内の中学2年生(403名)の保護者		
回答数/実施数	361/403		
回答率	89.6%		
回答数内訳	七尾中学校	155/164	94.5%
	七尾東部中学校	113/138	81.9%
	能登香島中学校	48/55	87.3%
	中島中学校	45/46	97.8%

単純集計

質問1 あなたの性別を教えてください。

男	53	14.7%
女	307	85.0%
無回答	1	0.3%
合計	361	

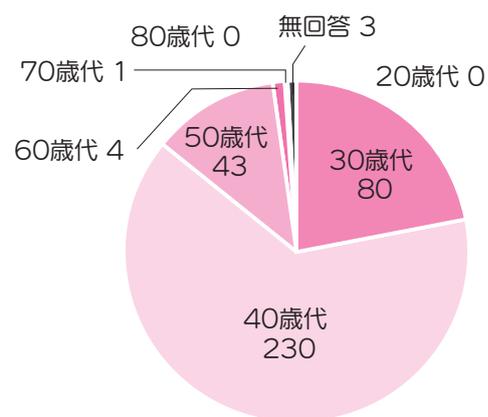
Q1 性別



質問2 あなたの年代を教えてください。

20歳代	0	0.0%
30歳代	80	22.2%
40歳代	230	63.7%
50歳代	43	11.9%
60歳代	4	1.1%
70歳代	1	0.3%
80歳代	0	0.0%
無回答	3	0.8%
合計	361	

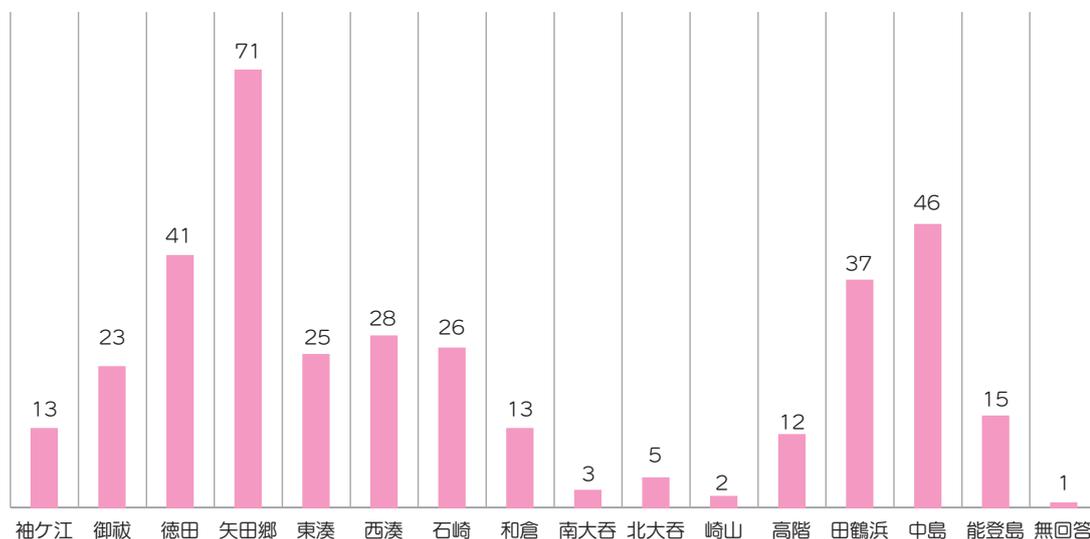
Q2 年代



質問3 あなたの住んでいる地区を教えてください。(一つ〇を付ける)

袖ヶ江	13	3.6%
御祓	23	6.4%
徳田	41	11.4%
矢田郷	71	19.7%
東湊	25	6.9%
西湊	28	7.8%
石崎	26	7.2%
和倉	13	3.6%
南大呑	3	0.8%
北大呑	5	1.4%
崎山	2	0.6%
高階	12	3.3%
田鶴浜	37	10.2%
中島	46	12.7%
能登島	15	4.2%
無回答	1	0.3%
合計	361	

Q3 居住地区



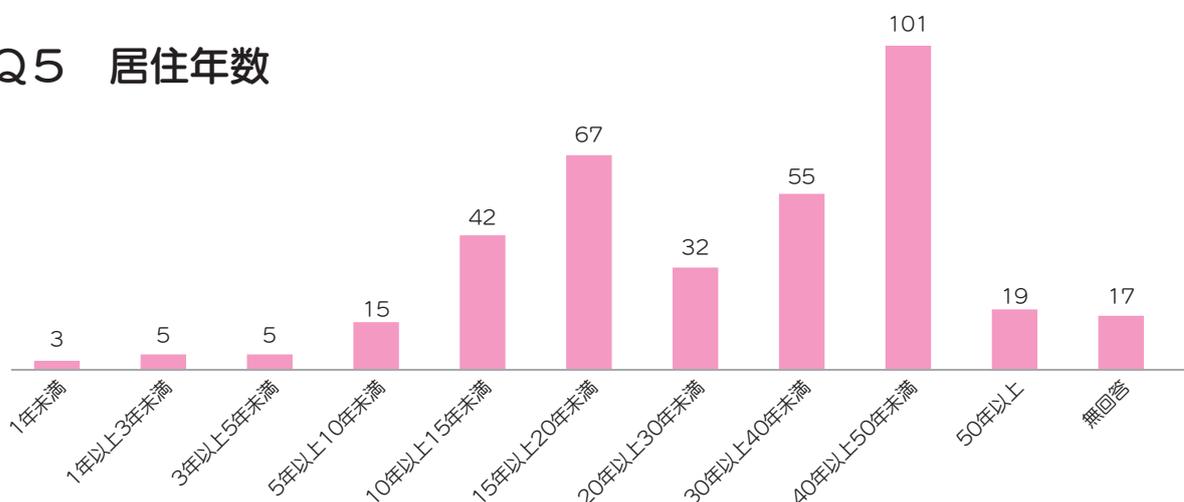
質問 4 あなたと一緒に暮らしている家族を教えてください。

自分と子と配偶者	181	50.1%
自分と子と配偶者と親（義親）	88	24.4%
自分と子と配偶者と祖父母（義祖父母）	7	1.9%
自分と子と配偶者と親（義親）と祖父母（義祖父母）	8	2.2%
自分と子	25	6.9%
自分と子と親（義親）	19	5.3%
自分と子と祖父母（義祖父母）	2	0.6%
自分と子と親（義親）と祖父母（義祖父母）	6	1.7%
その他	15	4.2%
無回答	9	2.5%
無効	1	0.3%
合計	361	

質問 5 本年7月末現在までの七尾市での居住年数を教えてください。

1年未満	3	0.8%
1年以上 3年未満	5	1.4%
3年以上 5年未満	5	1.4%
5年以上 10年未満	15	4.2%
10年以上 15年未満	42	11.6%
15年以上 20年未満	67	18.6%
20年以上 30年未満	32	8.9%
30年以上 40年未満	55	15.2%
40年以上 50年未満	101	28.0%
50年以上	19	5.3%
無回答	17	4.7%
合計	361	

Q5 居住年数



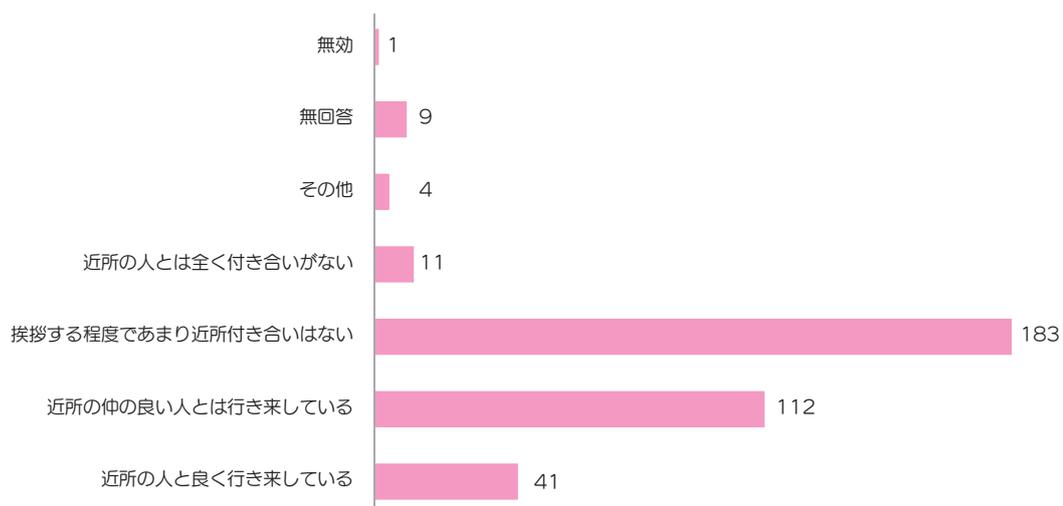
質問6 あなたご自身やご家族はどのようなご近所づきあいをしていますか。

近所の人と良く行き来している	41	11.4%
近所の仲の良い人とは行き来している	112	31.0%
挨拶する程度であまり近所付き合いはない	183	50.7%
近所の人とは全く付き合いがない	11	3.0%
その他	4	1.1%
無回答	9	2.5%
無効	1	0.3%
合計	361	

※その他

:地域に移り住んだ年数が短い、親が畑で話をしている、年に一度お食事会・祭りの準備、話をする、用事がある時は交流

Q6 近所付き合い



質問7 質問5で「3. 挨拶する程度であまり近所づきあいはない」か「4. 近所の人とは全く付き合いがない」のいずれかを選択した方に伺います。
近所づきあいをされていない理由は何ですか。

	該当	
仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない	135	59.7%
近所づきあいはわずらわしいので避けている	21	9.3%
近所づきあいはしたいが、つい消極的になってしまう	27	11.9%
ふだん留守の家が多く、近所づきあいのほとんどない地区である	24	10.6%
その他	19	8.4%
合計	361	

※その他

○年寄りばかり、同世代が殆どいない、親の世代が多く親が近所付き合いをしている (6)

○現代はどの家族も近所付き合いをする生活スタイルではない、必要がない (3)

○そのくらいの距離感がちょうどいい、集合住宅の為あまり関りがいい (3)

○家の周りには商業地帯で会社や店が多く家は少ない (2)

(その他) 県外に住んでいた時色々大変だったから、特に意識はしていない

質問8 もしもあなたが地域から地域活動者になってほしいと依頼されたとき、引き受けることはできますか。

引き受ける	85	23.5%
引き受けない (出来ない)	263	72.9%
無回答	11	3.0%
無効	2	0.6%
合計	361	

質問9 上記で「2. 引き受けない (出来ない)」を選択された方に伺います。引き受けることが出来ない理由は何ですか。

	該当	
仕事や家の事情 (子育て、介護等) で忙しく、地域の仕事まで手が回らない	231	70.2%
近所に顔見知り少なく、役割を務めることが難しい	45	13.7%
引き受けてもいいが、つい消極的になってしまう	17	5.2%
地域の仕事の必要性が感じられない	17	5.2%
その他	19	5.8%
合計	329	

※その他

○家を留守にできないから、子育て・仕事が落ち着いたら受けられる (5)

○県外または以前、経験があり大変だったから (3)

○親が町会行事等に出ているから、地域に馴染みのある人がやった方がいい (2)

○病気のため、体調の問題 (2)

○全てにおいて人数が足りないから、仲間が複数いるならできるかも (2)

(その他) 積極的にやる方ではない、町会や祭りに必要性を感じていない、会長等中心として動く地域活動者は出来ない。でも協力は出来る、ひとつ引き受けるとあれもこれもと役員を押し付けられる。

質問 10 生活のしづらさはありますか。生活のしづらさを感じる分野を教えてください。

	該当	
交通	127	15.8%
買い物	152	18.9%
医療・健康	82	10.2%
福祉・介護	34	4.2%
子育て	75	9.3%
仕事	80	10.0%
収入・財産	72	9.0%
人間関係	26	3.2%
災害・防犯	28	3.5%
地域づくり	33	4.1%
騒音・悪臭	10	1.2%
その他	12	1.5%
困っていない	72	9.0%
合計	803	

質問 11 上記で回答したもののうち、最も大きな悩み・困りごとはなんですか。また、それを具体的に記入してください。

公共交通機関が不便 (23) 車が無いと生活できない (19)
 親の送迎がないと子どもが移動できない環境 (7)、老後運転できなくなった時が不安 (7)
 買い物する店が少ない、大型の店舗がない (30) 身近に買い物できる店がない (9)
 小児科医・専門医が少ない (10)、個人病院が少ない (2)
 子どもが遊ぶ場所がない・少ない (9)、子育て家庭・シングルマザーの支援 (5)
 病児保育など環境整備 (5)、子どもの医療費の窓口での立替払い、無料化 (4)
 近隣に高等教育機関がない (2)、県外に進学後七尾に戻る魅力がない (4)
 働く場所がない、十分な収入を得る仕事がない (6)、生活費が高い (3)、
 保険料・市民税が高い (3)、道路に信号・横断歩道がない・危険な場所が多い (6)
 町会行事や祭り、ゴミ当番など役割をするのが負担 (4)
 若者が少なく地域活動が困難になる(4)、モラル・マナー・ルールを守らない住民が多い(5)
 その他 行政機関が近くになくなり手続きが不便、介護や子育ての相談窓口が欲しい、
 指定避難施設の老朽化が不安 など

質問 12 困ったときに、あればよいと思った解決手段はなんですか。

	該当	
情報	213	37.2%
話し相手	68	11.9%
地域の協力	58	10.1%
専門家への紹介	60	10.5%
電話相談窓口	46	8.0%
インターネットによる相談窓口	50	8.7%
同じ悩みを持つ人同士が交流できる場	63	11.0%
その他	15	2.6%
合計	573	

※その他

○特になし、考えたことがない、特に期待はしていない (3)

○行政による助け、やる気のある市役所職員 (2)

(その他) 職場の人、宅配、家族の結束、意見の聞き取り

質問 13 生活の問題を解決したい時、よくどこに相談しますか。

	該当	
家族・親族	302	53.5%
近所の人	22	3.9%
友人	163	28.8%
町内会役員	13	2.3%
民生委員・児童委員	4	0.7%
地域包括支援センター	7	1.2%
社会福祉協議会	1	0.2%
障がい者総合相談窓口	1	0.2%
市役所	22	3.9%
その他	23	4.1%
相談する相手がない	7	1.2%
合計	565	

※その他

○会社の同僚、上司 (10)

○インターネット、SNS (5)

○その都度適切なところへ (2)

○学校、警察、本などを中心に自分で考えます。

質問 14 自分が高齢になった時、お住まいの町が、以下のどのような町であってほしいですか。

	該当	
緊急事態（災害等）が起きたときに声を掛け合える	274	24.6%
防災・防犯などの日頃の協力ができる	210	18.8%
子どもや高齢者のお世話等の助け合いができる	202	18.1%
お祭りなど住民間の交流の場がある	108	9.7%
大人も子供も挨拶をすれば返ってくる	173	15.5%
ご近所トラブル（騒音、臭い、ペット、人間関係など）の解決ができる	136	12.2%
その他	12	1.1%
合計	1,115	

※その他

自分の必要な支援を受けられる環境（2）、困ったことを相談できる窓口の充実（2）
 できるだけ周囲に迷惑をかけない（1）、医療介護の面の充実があれば住みやすい（1）
 施設や交通が便利（1）、福祉の充実（1）、情報が流れる体制づくり（1）
 若者が定住する・しやすい町（1）、中心部以外でも仕事がある町（1）
 その他 このままだと学校もなくなり人が離れて行ってしまふ。
 全ての人が常識のある人でいてほしい、新たな取り組みにも積極的になって欲しい
 老後にここに住んでいたくない

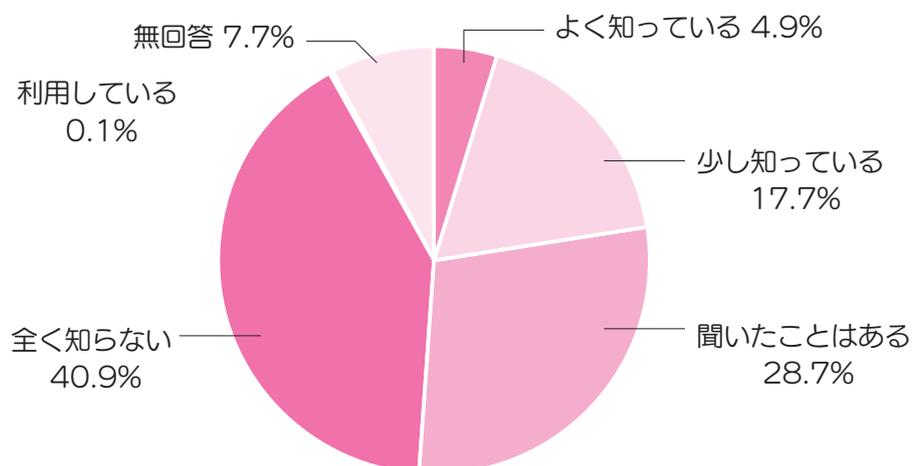
質問 15 本アンケート調査以外に、地域福祉（誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるしくみなど）に関するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

車なしで買い物に行ったり、様々なことを体験したい（2）
 いろいろな年代が集まるイベントが沢山あるとよい（2）
 人間関係の希薄化した現在で、どうしたら助け合える関係になれるか考える必要がある（2）
 働いている世代が幅広いため、病気の子も含め簡単に預けられる場所を作った方がよい（2）
 免許返納後を見据えて、自転車やシニアカーが走る歩道を整備したい（1）
 行政手続きができるコミュニティセンターはやはり必要だと思う（1）
 情報が入ってこない（1）高齢者に送付する通知等のフォローがほしい（1）
 イベントの付き合いにより町内での縦と横のつながりが保てる（1）
 個人情報保護の意識が助け合いなどの障害になっていると思う（1）
 困った時に気軽に相談できるシステム、相談先を教えてくれる受付がほしい（1）
 町内祭りなどは特に必要ないと感じる、意味が分からない（1）
 訪問系のサービス拡大や充実が必要だ（1）
 ご近所の方々は挨拶を交わして子どもたちを見守ってくださっていて感謝（1）
 その他 医療費は病院で手続きしてくれる形に七尾もなってほしい
 高齢者入浴券ではなく商品券かタクシー券にしてほしい

9. 成年後見アンケート

成年後見制度を知っていますか。

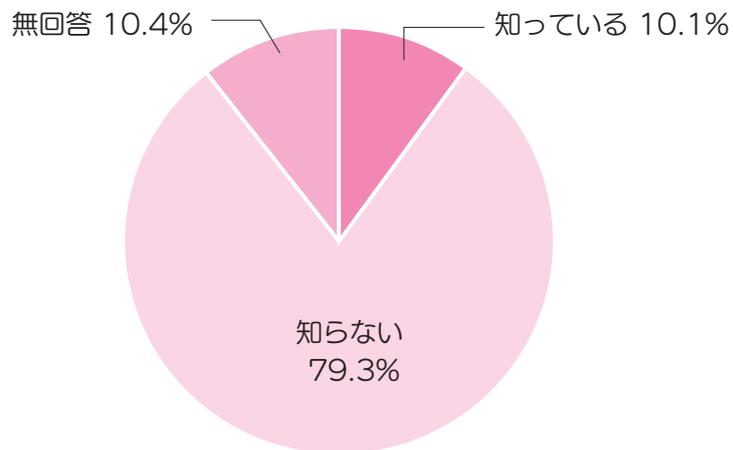
「よく知っている」は4.9%、「少し知っている」は17.7%となっています。



	高齢者	障害児	障害者
1. よく知っている	125人	3人	18人
2. 少し知っている	462人	13人	55人
3. 聞いたことはある	735人	20人	103人
4. 全く知らない	1,070人	20人	132人
5. 利用している	0人	1人	3人
6. 無回答	205人	1人	24人
総計 (2,990人)	2,597人	58人	335人

成年後見制度の相談窓口を知っていますか。

「知っている」は10.1%、「知らない」は79.5%となっています。



	高齢者	障害児	障害者
1. 知っている	267人	9人	28人
2. 知らない	2,070人	44人	274人
3. 無回答	273人	5人	33人
総計 (3,003人)	2,610人	58人	335人

10. 七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議設置要綱

(目的)

第1条 七尾市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）に基づき、地域福祉を総合的に推進していくことを目的に、七尾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号について審議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する事項についての評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉の重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、10名から15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会々長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織代表
- (3) 医療・福祉関係者
- (4) 教育・子育て関係者
- (5) 事業者・施設関係者
- (6) 当事者団体
- (7) 行政機関
- (8) 市民公募による者
- (9) その他、本会々長が特に必要と認める者

3 推進会議に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員は、会議で知り得た事項を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第6条 委員には、予算の定めるところにより報酬及び費用弁償を支払うものとする。

(作業部会)

第7条 推進会議には、第2条に掲げる所掌事項の調査及び検討を行うための作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、本会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議委員名簿（令和2年度）

五十音順

氏 名	所 属	備 考
岩 崎 洋 文	七尾市小中学校長会 七尾市立中島小学校校長	
大 杉 こずえ	一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団 七尾訪問看護ステーション 看護師	
関 軒 明 宏	市民公募	
北 谷 俊 一	七尾市地区社会福祉協議会等連合会副会長 中島地区社会福祉協議会会長	
竿 漕 正 人	七尾市健康福祉部福祉課課長	
櫻 井 定 宗	七尾市総合福祉施設協議会副会長 社会福祉法人本宮福祉会本宮のもり幼保園園長	
田 中 純 一	学校法人北陸学院 北陸学院大学人間総合学部社会学科教授	委員長
長 田 弥十雄	石川県立田鶴浜高等学校校長	
八 崎 和 憲	七尾鹿島手をつなぐ育成会副会長	
久 木 稔 夫	七尾市老人クラブ連合会会長	
飛 弾 和 男	七尾市ボランティア連絡協議会会長	
藤 巻 洋 子	地域福祉推進員	
本 田 雄 志	七尾市町会連合会副会長	副委員長
間 蔵 町 子	国際ソロプチミスト能登 2017 年期会長	
守 世志子	七尾市民生委員児童委員協議会副会長 和倉地区民生委員児童委員協議会会長	

11. 七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議作業部会設置要綱

(設置)

第1条 この会は、七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議（以下、推進会議という。）設置要綱第7条に基づき設置し、七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議作業部会（以下、作業部会という。）と称する。

(所掌事項)

第2条 作業部会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 七尾市地域福祉活動計画の策定に必要な事項の調査及び検討
- (2) その他、推進会議から付託された事項

(組織)

第3条 作業部会会員は、次の各号に掲げる者のうちから、七尾市社会福祉協議会（以下、本会という。）会長が委嘱する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから本会々長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織、地域づくり関係者
- (3) 医療・福祉関係者
- (4) 高齢者福祉関係者
- (5) 障害者福祉関係者
- (6) 教育・子育て関係者
- (7) 事業者・施設関係者
- (8) その他、本会々長が特に必要と認める者

3 作業部会には部会長及び副部会長を各1名置き、部会員の互選により選出する。

4 部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 作業部会会員の任期は、委嘱の目的の達成までとする。

(会議)

第5条 作業部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 作業部会には、必要に応じて部会員以外の出席を求めることができる。

3 部会員は、会議上知りえた個人情報等を他に漏らしてはならない。部会員の職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第6条 部会員には、予算の定めるところにより報酬及び費用弁償を支払うものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、本会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議作業部会部会員名簿 (令和2年度)

五十音順

氏 名	所 属	備 考
稲 田 薫	母乳育児サークル ハッピーマザー事務局、 看護師	副部会長
太 田 殖 之	株式会社おやゆびカンパニー代表取締役 七尾街づくりセンター株式会社	部会長
木 谷 昌 平	医療法人松原会七尾松原病院 ピアサポートのと管理者・ばいんの家代表	
高 位 千 鶴	看護師・地域福祉実践者	
高 沢 美和子	徳田地区民生委員児童委員	
田 尻 大 輔	田尻虎蔵商店、放課後等デイサービス経営、 七尾商工会議所青年部地域向上委員会担当副会長	
永 田 房 雄	矢田郷地区コミュニティセンター長	
橋 本 良 子	チーム KYE (移動販売まんぷく丸発起人) 管理栄養士 (石川県栄養士会)	
田 中 純 一	学校法人北陸学院 北陸学院大学人間総合学部社会学科教授	アドバイザー

12. 七尾市社会福祉協議会地域福祉推進会議・同作業部会開催実績（令和2年度）

開催日	内 容
令和2年 8月4日	第1回地域福祉推進会議 ○第2次地域福祉活動計画（後期計画）令和元年度 実施状況について ○3次地域福祉活動計画の骨子、スケジュールについて 第1回作業部会 ○部会長及び副部会長の選出について ○事務局説明（作業部会の役割、全体スケジュール） ○ワークショップの説明・実施
8月21日～ 9月11日	未来の七尾市に向けた住民アンケート「中学生編」「保護者編」の実施
9月10日	第2回作業部会 ○ワークショップ ：テーマ「買い物」、「生活」、「移動」 ：地区懇談会、中学生とその保護者向けアンケートで出た困りごとをテーマとし、テーマに対して住民が取り組む活動を考えるワークショップを実施
10月19日	第3回作業部会 ○ワークショップ ：テーマ「見守り」「つながり・担い手」
10月30日	第2回地域福祉推進会議 ○第3次地域福祉活動計画の進捗状況について ○第2次地域福祉活動計画の評価と反省について
11月16日	第4回作業部会 ○ワークショップ ：テーマ「介護・健康」、「環境・空き家」、「晩婚・未婚」
12月7日	第5回作業部会 ○ワークショップ ：テーマ「防災・災害対策」「ボランティアの経験や興味が少ない」「子供が継続して地域に関わる仕組みがない、地域活動に参加しない」
12月14日	第3回地域福祉推進会議 ○第3次地域福祉活動計画の本文について
令和3年 1月4日～ 1月18日	パブリックコメントの実施
2月22日	第3次活動計画を提出